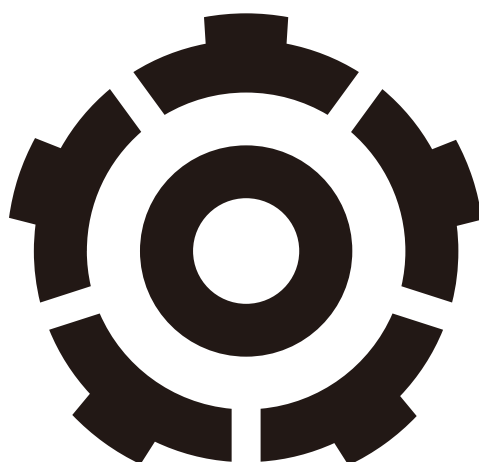


五城目町こども計画

令和7年度～令和11年度



すべてのこどもと若者の^{わかもの}幸せ^{しあわ}(ウェルビーイング)が
いまとこれからも^{じぞく}持続し、^{じぶん}自分らしく^い生きる
～ 郷土^{きょうど}に^{ほこ}誇りを持ち、^も人と^{ひと}地域^{ちいき}とつながり、^{ささあ}支え合うまちへ～

令和7年3月

秋田県五城目町

「子ども」及び「こども」の表記について

本計画における「子ども」及び「こども」、「子供」の表記は、基本的に以下の基準に沿って表記するものとします。

- ・法令における記載が「子ども」となっている場合や、引用文などで原文の記載が「子ども」となっている場合、既存の事業名称やサービス名などで「子ども」と表記されている場合など、「子ども」という表記が原形、固有名称と判断される場合には、「子ども」のまま表記します。（原文表記が子供であれば、子供と表記します）
- ・上記以外、一般的に子ども/子供/こどもを意味する場合には「こども」と表記します。

五城目町こども計画の策定にあたって



五城目町長 荒川 滋

本町がこれまで進めてきた子ども・子育て支援の取り組みを継承するとともに、こどもを産み育てやすい環境づくりのため、パワーアップしてより幅広い年代を対象にした子ども・若者計画に相当する内容まで含めた「**五城目町こども計画**」をこのたび策定いたしました。

本町ではこれまでも、子ども・子育て支援事業計画などに基づいて計画的な取り組みを進めてきたところでありますが、残念ながらこども・若者世代の人口減少は加速しています。国レベルでは児童虐待やいじめ、こどもの貧困などこども若者を取り巻く環境には解決すべき課題が山積するなど、子育てする環境は穏やかではない状況となっていることから、本町においてもこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことは必要不可欠なものとなっています。

このことを踏まえ、本年3月にこれまでの計画の期間が終了するにあたり、従前からの取り組みを継承するとともに、これまでの関連計画を包含し妊娠からこども、若者まで切れ目のない支援を行っていくため本町初となる「**五城目町こども計画**」の策定に至りました。

今後は、地域の皆様とともに計画の理念を実現してまいりますので、これまで以上のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、計画策定のために、様々な視点からご議論いただいた五城目町子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただいた町民の皆様、ワークショップにて意見交換に参加いただいたこどもたちや保護者の皆様から多大なご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の対象.....	5
第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況	7
1. 本町の概況.....	9
(1) 人口の状況.....	9
1) 年齢3区分別人口	9
2) 18歳未満人口.....	10
3) 出生数の推移.....	10
(2) 世帯の状況.....	11
1) 地区別にみた世帯数の推移.....	11
2) こどもがいる世帯の状況	12
(3) 女性の労働状況.....	15
(4) こどもの保育や教育環境	16
1) もりやまこども園の利用状況.....	16
2) 小・中学校の児童・生徒数の推移	17
3) もりやまこども園の状況	18
(5) 各種手当での支給状況.....	19
1) 児童手当の支給状況.....	19
(6) 生活保護世帯の状況	20
(7) ひとり親世帯の状況.....	21
1) ひとり親世帯の世帯数と児童数	21
2. 教育・保育事業の実施状況.....	22
(1) 教育・保育事業	22
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	24
3. 各種調査結果からみた課題や方向性.....	26
(1) 各種調査の概要.....	26
1) こども・子育て世代のワークショップについて	26
2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査.....	26
3) 子ども・若者の意識行動に関する調査（15～39歳の町民対象）	26
(2) 調査結果からみた課題や方向性.....	27
1) こども・子育て世代のワークショップについて	27
2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査.....	28
3) 子ども・若者の意識行動に関する調査（15～39歳の町民対象）	40
第3章 計画の基本的な方向.....	53
1. 基本理念.....	55
2. 計画の基本的な方向性	55
3. 基本目標.....	56
4. 施策体系.....	57
5. 町の「子育て支援・少子化対策」のめざす姿	58
第4章 施策の展開.....	59
基本目標1：こども・若者が健やかに成長できる環境整備	61
(1) 子ども・子育て支援事業の推進.....	61
(2) 教育・保育の質の向上	67

(3) 妊娠期からの切れ目のない健康づくりのサポート	70
(4) 情報提供、相談支援の充実	76
基本目標 2：未来を切り拓くこども・若者への支援	78
(1) 多様な学びや体験を通じた健全育成の推進	78
1) 健全育成事業の推進	78
2) 交流・体験事業の推進	80
3) 食育事業の推進	82
(2) 若者の就労環境の向上に向けた支援	84
(3) 家庭の子育て力の強化に向けた支援	86
基本目標 3：困難を有するこども・若者への支援	89
(1) 障がいのあるこども・若者への支援	89
(2) ひとり親家庭への支援	91
(3) その他の困難を有するこども・若者への支援	93
基本目標 4：こども・若者を社会全体で支える体制の充実	96
(1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり	96
(2) 経済的負担の軽減	98
(3) 安全・安心な生活環境の整備	100
1) 快適な生活環境の整備	100
2) 安全な生活の確保	101
3) 交通安全対策の推進	103
4) 防災対策の推進	106
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策	107
1. こども（0～11歳）人口の推計	109
2. 教育・保育提供区域の設定	110
3. 教育・保育の区分の設定について	110
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	111
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	111
6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策	111
(1) 教育と保育の量の見込み	111
(2) 教育利用に対する確保策	111
(3) 保育利用に対する確保策	112
7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策	113
第6章 計画の推進体制	117
1. 地域社会全体の協働による推進	119
2. 計画の推進体制	120
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価	120
(2) 庁内における進捗管理の体制	120
(3) 関係機関等との連携・協働	120
3. 計画の公表及び周知	121
4. 計画の進捗状況の管理・評価	121
資料編	123
1. 五城目町子ども・子育て会議条例	125
2. 五城目町子ども・子育て会議委員等	126
3. その他	127

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

五城目町ではこども・子育て支援の充実に向け、平成 27 年 3 月に「五城目町子ども・子育て支援事業計画」を令和 2 年 3 月には「第 2 期五城目町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することができるように取り組んでまいりました。

また、すべてのこどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、さらに貧困が世代を超えて連鎖することのないように、困難を有するこどもとその家庭を支援するため、子ども・子育て支援事業計画を補完するものとして、平成 30 年 3 月に「五城目町子どもの貧困対策に関する整備計画」を策定し、こどもの貧困対策にも取り組んでまいりました。

一方、国では令和 5 年 4 月にこども家庭庁が設置され、「こども基本法」が施行されるなど、こどもや若者に関する取組の方向性が大きく見直しされました。

「こども基本法」では「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的とされており、市町村には、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。

秋田県においては、人口減少や出生数・合計特殊出生率の減少、婚姻数・婚姻率の減少、不登校やいじめの認知件数、児童相談所における児童虐待相談対応件数などの増加といった状況があり、国の動向も踏まえ、新たに「秋田県こども計画」を策定することとしています。

本町においてもこども・若者世代の人口減少といった傾向は続いており、国や県と同様にすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことは必要不可欠なものとなっています。

そのため、これまでも子ども・子育て支援事業計画などに基づいて計画的な取り組みを進めてきたところですが、国や県の動向を踏まえ、新たにこどもから若者まで幅広く対象とした「五城目町こども計画」を策定することといたしました。

「五城目町こども計画」は子ども・子育て支援事業計画等の本町のこども・子育て支援の取組を継承するとともに、より幅の広い年代を対象とした子ども・若者計画に相当する内容を含めて、総合的な計画として策定いたします。

(こども大綱が目指す社会)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱で示された理念や基本方針を踏まえ、本町においてもすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していきます。

(こども計画と関連する個別計画)

計画名称	内容	根拠法
市町村こども計画	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもの。	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育事業、地域子育て支援事業について5年間の見込み量と確保策についてまとめたもの。	子ども・子育て支援法
次世代育成支援行動計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するための行動計画。	次世代育成支援対策推進法
市町村子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」などの取組についてまとめたもの。	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村子ども・若者計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。	子ども・若者育成支援推進法

(秋田県こども計画の概要)

基本理念

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

基本理念実現に向けた5つの視点

- (1) 社会を構成する担い手として位置づける視点
- (2) ライフステージ等に応じて切れ目なく支援する視点
- (3) 当事者の意見を聴きながらともに進める視点
- (4) 秋田で安心して生活できる視点
- (5) 社会全体で応援する視点

基本理念を実現するために展開する4つの項目

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

基本目標2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

基本目標4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

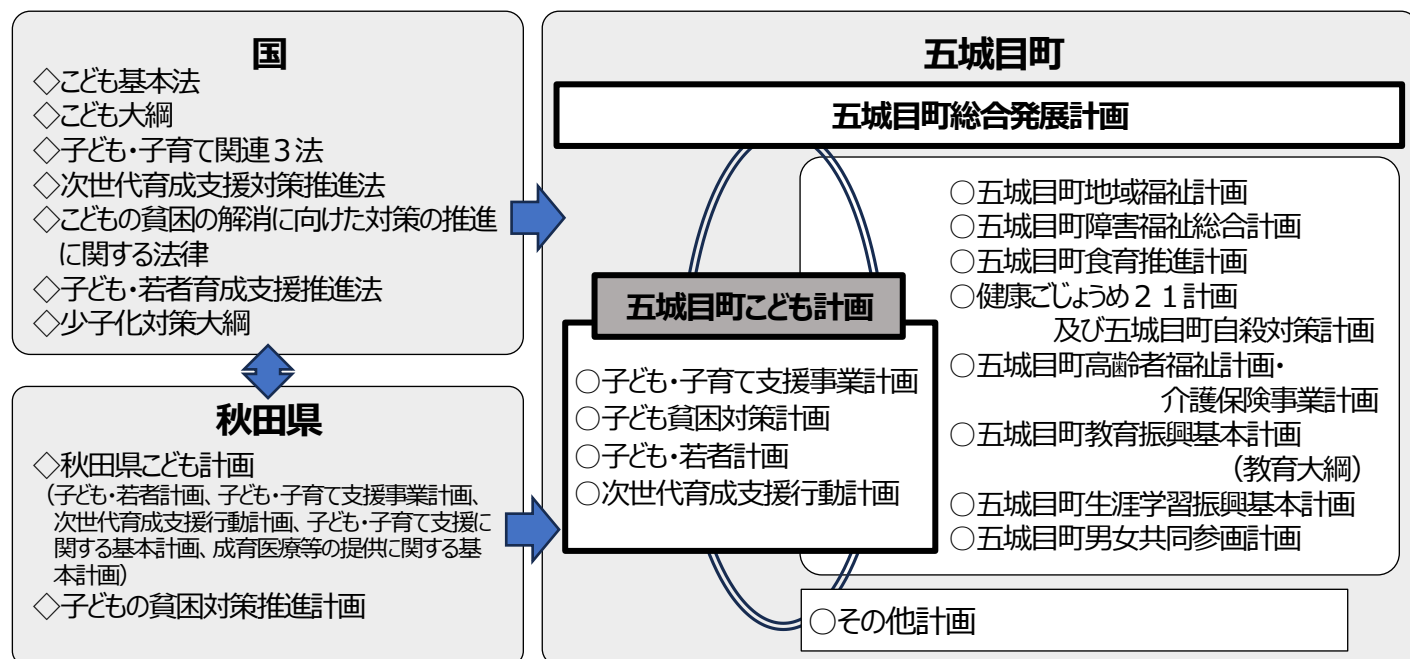
計画の推進体制等

- 国や市町村、関係機関、NPOなどの民間団体等と連携・協働して施策を実施
- 施策の実施・評価に当たっては、子ども・若者・子育て当事者から意見聴取
- 施策の進捗状況を毎年度、検証し公表

2. 計画の位置づけ

(計画の根拠)

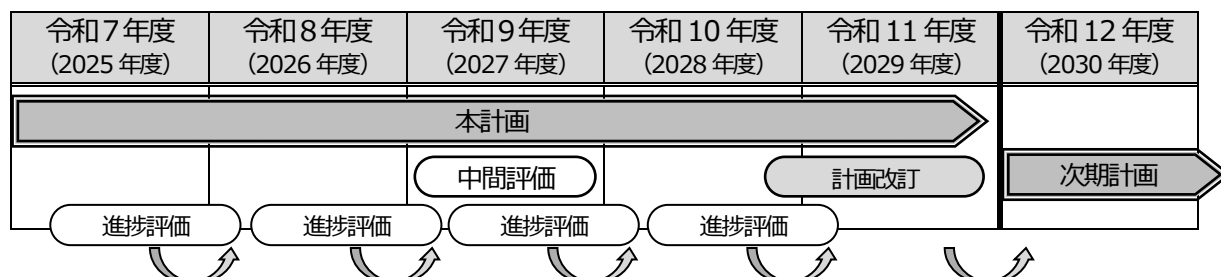
計画名称	根拠法
市町村こども計画	こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画
市町村子どもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する、都道府県計画及び市町村計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画



3. 計画の期間

五城目町こども計画の計画期間は、令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間とします。

ただし、内包する個別計画について法や制度の見直しが行われた場合には、計画の期間内であっても部分的に計画の見直しを行うことがあります。



4. 計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て 18 歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。

「若者支援」については、計画の対象を、おおむね 15 歳から 40 歳未満の者とします。

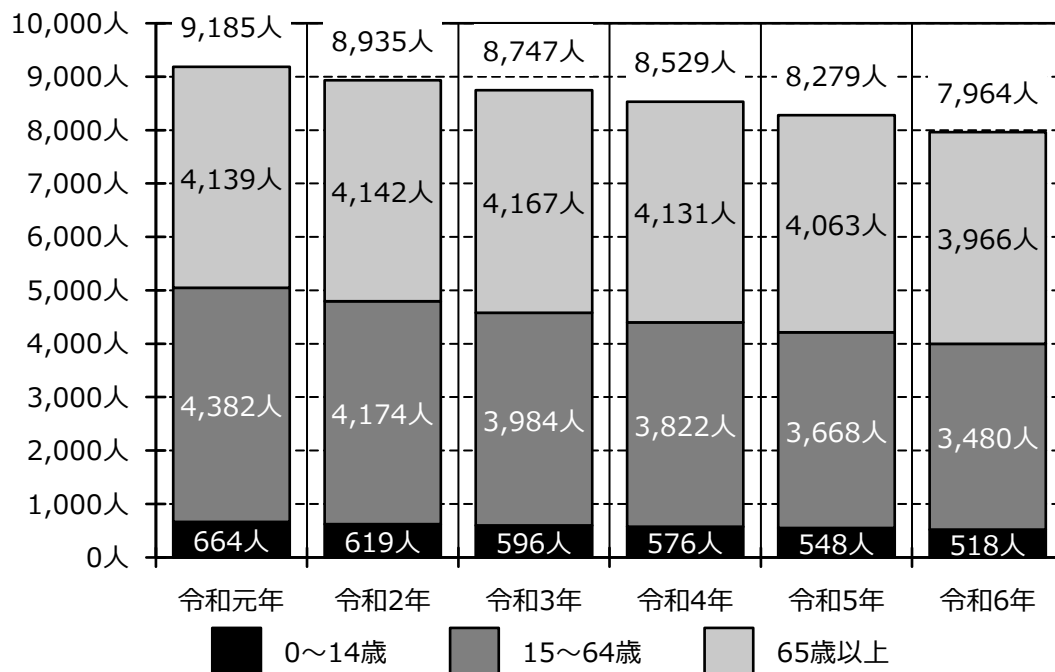
※国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めません。

第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況

1. 本町の概況

(1) 人口の状況

1) 年齢3区分別人口



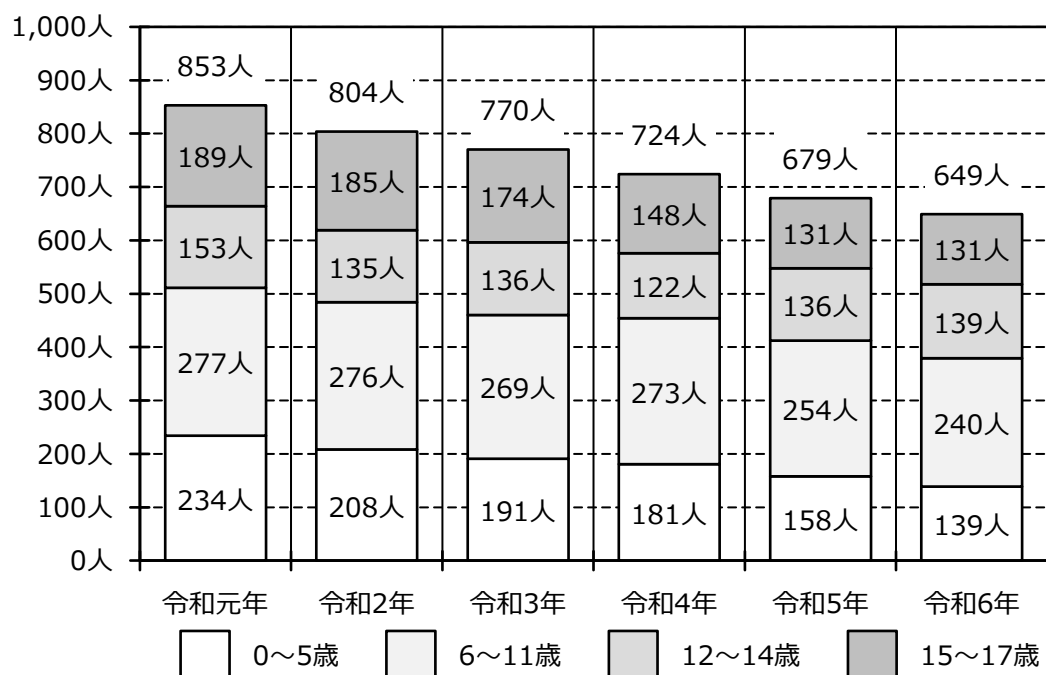
資料：各年3月末現在、住民基本台帳

令和元年からの総人口の推移をみると、令和元年には 9,185 人でしたが、年々減少し、令和 6 年には 7,964 人と、令和元年から 1,221 人の減少となっています。

各年齢層とも減少傾向となっており、令和元年に比べると、令和 6 年は 0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は 8 割弱の水準まで減少しています。

65 歳以上の高齢者人口は令和 4 年以降減少に転じています。

2) 18 歳未満人口

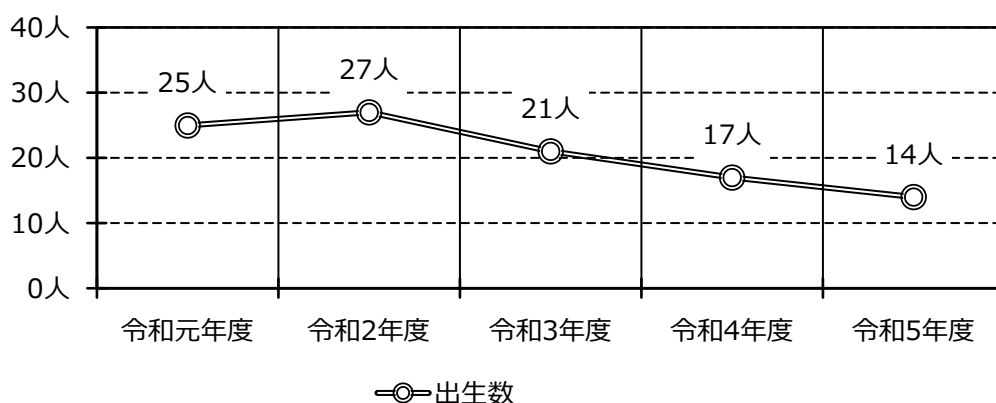


資料：各年3月末現在、住民基本台帳

18 歳未満人口についてみると、令和元年の 853 人から令和 6 年には 649 人と、204 人の減少となっています。

いずれの年齢層も減少傾向にありますが、0 ～ 5 歳人口では特に減少傾向が顕著で、令和 6 年は令和元年の 6 割程度の 139 人となっています。

3) 出生数の推移



資料：各年度末集計、町統計資料

出生数の推移をみると、令和 2 年度の 27 人をピークに減少傾向となっており、令和 5 年度には 14 人まで減少しています。

(2) 世帯の状況

1) 地区別にみた世帯数の推移

		2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年
五城目地区	人口	4,132人	4,034人	3,977人	3,905人	3,729人
	世帯	1,879世帯	1,852世帯	1,845世帯	1,847世帯	1,778世帯
馬川地区	人口	916人	904人	879人	852人	849人
	世帯	433世帯	427世帯	416世帯	419世帯	428世帯
森山地区	人口	573人	564人	554人	527人	523人
	世帯	233世帯	233世帯	235世帯	231世帯	236世帯
馬場目地区	人口	872人	829人	800人	766人	748人
	世帯	371世帯	361世帯	357世帯	350世帯	345世帯
富津内地区	人口	857人	827人	799人	753人	718人
	世帯	362世帯	359世帯	354世帯	337世帯	322世帯
内川地区	人口	555人	534人	515人	492人	468人
	世帯	244世帯	240世帯	236世帯	231世帯	226世帯
大川地区	人口	1,129人	1,106人	1,093人	1,074人	1,025人
	世帯	465世帯	469世帯	474世帯	468世帯	454世帯
合計	人口	9,034人	8,798人	8,617人	8,369人	8,060人
	世帯	3,987世帯	3,941世帯	3,917世帯	3,883世帯	3,789世帯

資料：各年12月末日現在、住民基本台帳

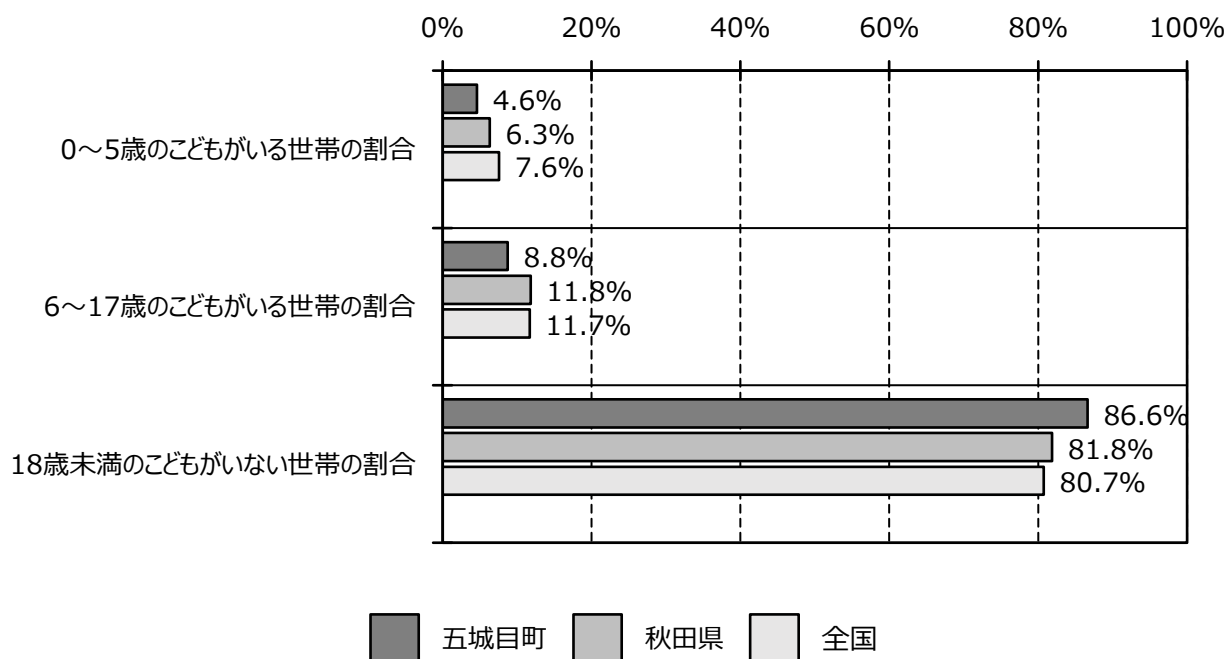
総世帯数は令和元年の3,987世帯から令和5年には3,789世帯と198世帯の減少となっています。地区別にみても森山地区を除いて各地区とも減少していますが、減少の幅は小さく、おおむねほぼ横ばいの推移となっています。

各地区の総世帯数に占める割合は、五城目地区が半数近くを占めてもっとも割合が高く、他の地区に比べると森山地区と内川地区の占める割合が低くなっています。

2) こどもがいる世帯の状況

○18歳未満のこどもがいる世帯の状況

	五城目町	秋田県	全国
0～5歳のこどもがいる世帯	154世帯	24,307世帯	4,224,286世帯
6～17歳のこどもがいる世帯	292世帯	45,329世帯	6,509,439世帯
18歳未満のこどもがいない世帯	2,890世帯	313,895世帯	44,971,224世帯
合計	3,336世帯	383,531世帯	55,704,949世帯

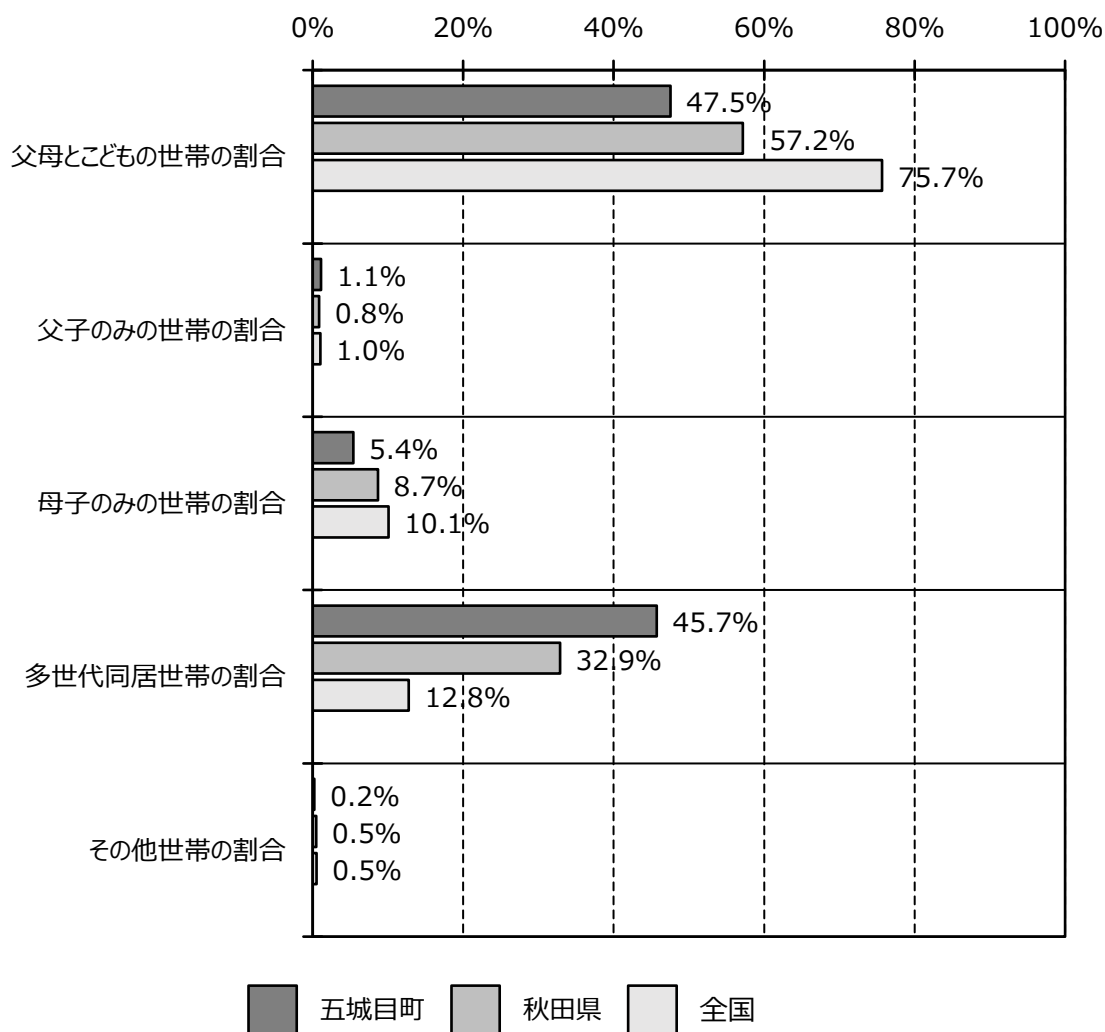


資料：国勢調査（令和2年）

0～5歳のこどもがいる世帯は154世帯（4.6%）、6～17歳のこどもがいる世帯は292世帯（8.8%）となっており、秋田県や全国の水準と比べると、18歳未満のこどもがいる世帯の割合はやや低くなっています。

○18 歳未満のこどもがいる世帯の種類

	五城目町	秋田県	全国
父母とこどもの世帯	212世帯	39,818世帯	8,121,644世帯
父子のみの世帯	5世帯	586世帯	107,268世帯
母子のみの世帯	24世帯	6,030世帯	1,079,756世帯
多世代同居世帯	204世帯	22,883世帯	1,370,379世帯
その他世帯	1世帯	319世帯	54,678世帯
合計	446世帯	69,636世帯	10,733,725世帯

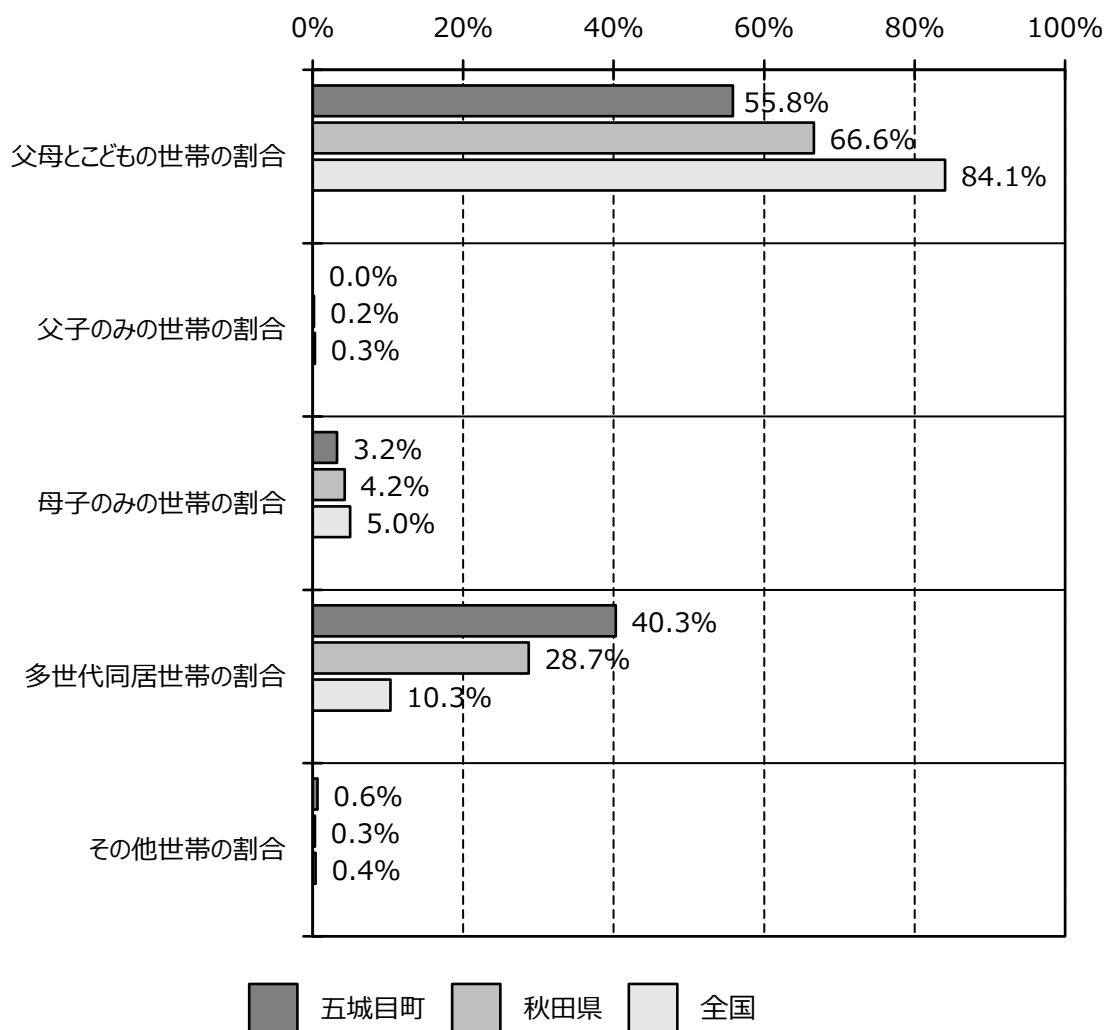


資料：国勢調査（令和2年）

18 歳未満のこどもがいる世帯の種類をみると、本町では多世代同居世帯が 45.7%と半数近くを占め、秋田県や全国と比べても割合が高くなっています。

○ 6歳未満のこどもがいる世帯の種類

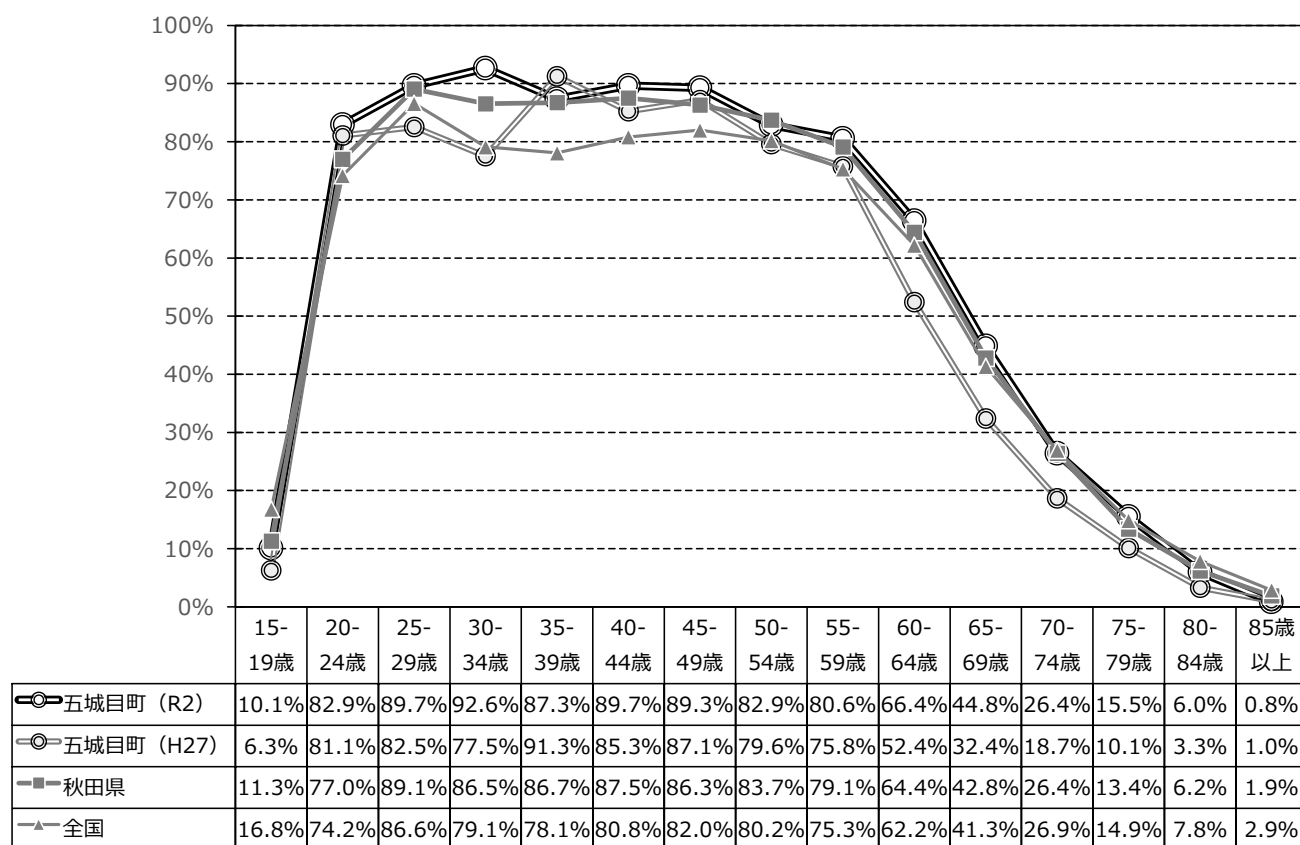
	五城目町	秋田県	全国
父母とこどもの世帯	86世帯	16,189世帯	3,550,645世帯
父子のみの世帯	0世帯	46世帯	12,042世帯
母子のみの世帯	5世帯	1,029世帯	209,619世帯
多世代同居世帯	62世帯	6,975世帯	435,702世帯
その他世帯	1世帯	68世帯	16,278世帯
合計	154世帯	24,307世帯	4,224,286世帯



資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満のこどもがいる世帯の種類をみても、本町では多世代同居世帯が40.3%と4割以上を占め、秋田県や全国と比べても割合が高くなっています。

(3) 女性の労働状況



資料：国勢調査（令和2年、平成27年）

女性の労働力率の推移をみると、令和2年は35-39歳で一度低下するもののその後は55-59歳まで高い水準で推移しています。

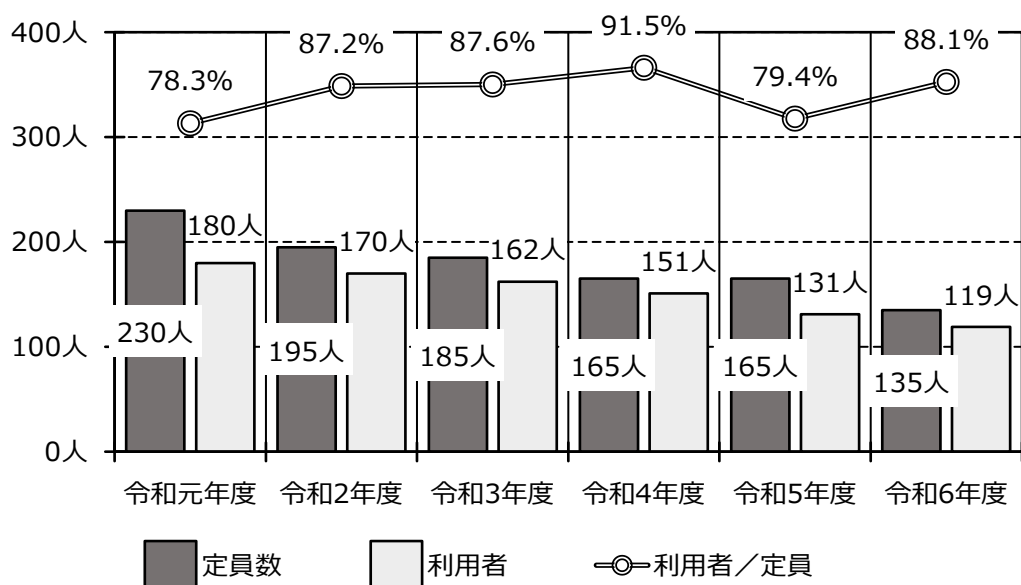
平成27年は30-34歳でいったん低下しその後労働力率は高い水準に回復しており、M字カーブの谷間はややズレたものの、ゆるいM字カーブの傾向は継続しています。

しかし、令和2年の30-34歳の労働力率は国や県に比べてとくに高く、20～49歳まで国や県よりも高い水準となっています。

(4) こどもの保育や教育環境

1) もりやまこども園の利用状況

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
箇所数	2園	2園	2園	2園	2園	2園
定員	230人	195人	185人	165人	165人	135人
利用者	180人	170人	162人	151人	131人	119人
利用者／定員	78.3%	87.2%	87.6%	91.5%	79.4%	88.1%
保育教諭等数	44人	42人	39人	34人	34人	32人
職員数	50人	50人	45人	40人	39人	37人



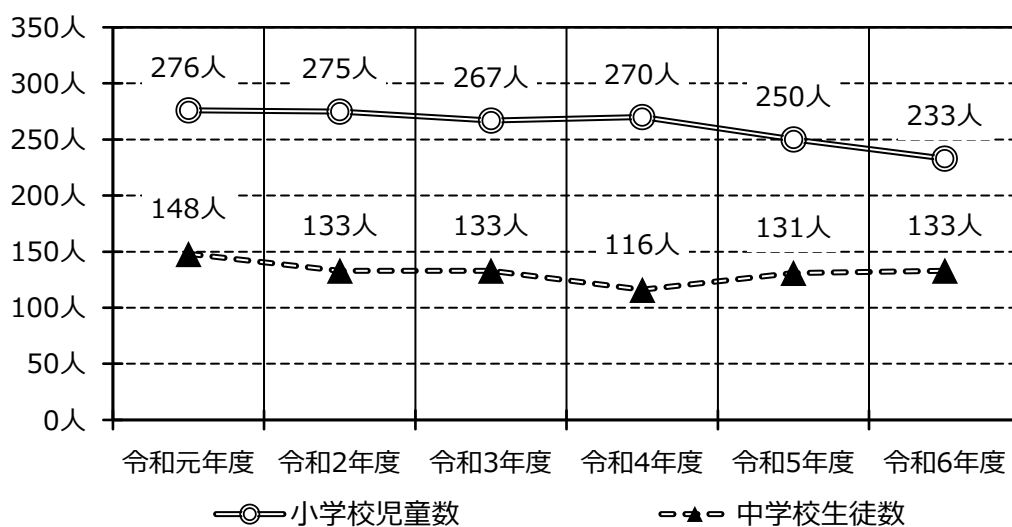
資料：各年度4月1日現在、五城目町健康福祉課資料

もりやまこども園は、本園と大川分園の2園があり、定員数はほぼ毎年度見直しを行い、令和元年度の230人から、令和6年度は135人まで減少しています。

利用者数は令和元年度の180人から令和6年度には119人まで年々減少していますが、定員数に占める利用者数の割合は約8割以上を維持しており、おおむね定員通りの利用者数となっています。

2) 小・中学校の児童・生徒数の推移

		2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
小学校	箇所数	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	児童数	276人	275人	267人	270人	250人	233人
	教員数	23人	23人	26人	27人	25人	24人
	職員数	17人	16人	17人	16人	16人	17人
中学校	箇所数	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	生徒数	148人	133人	133人	116人	131人	133人
	教員数	22人	23人	19人	16人	20人	20人
	職員数	8人	8人	8人	9人	13人	14人



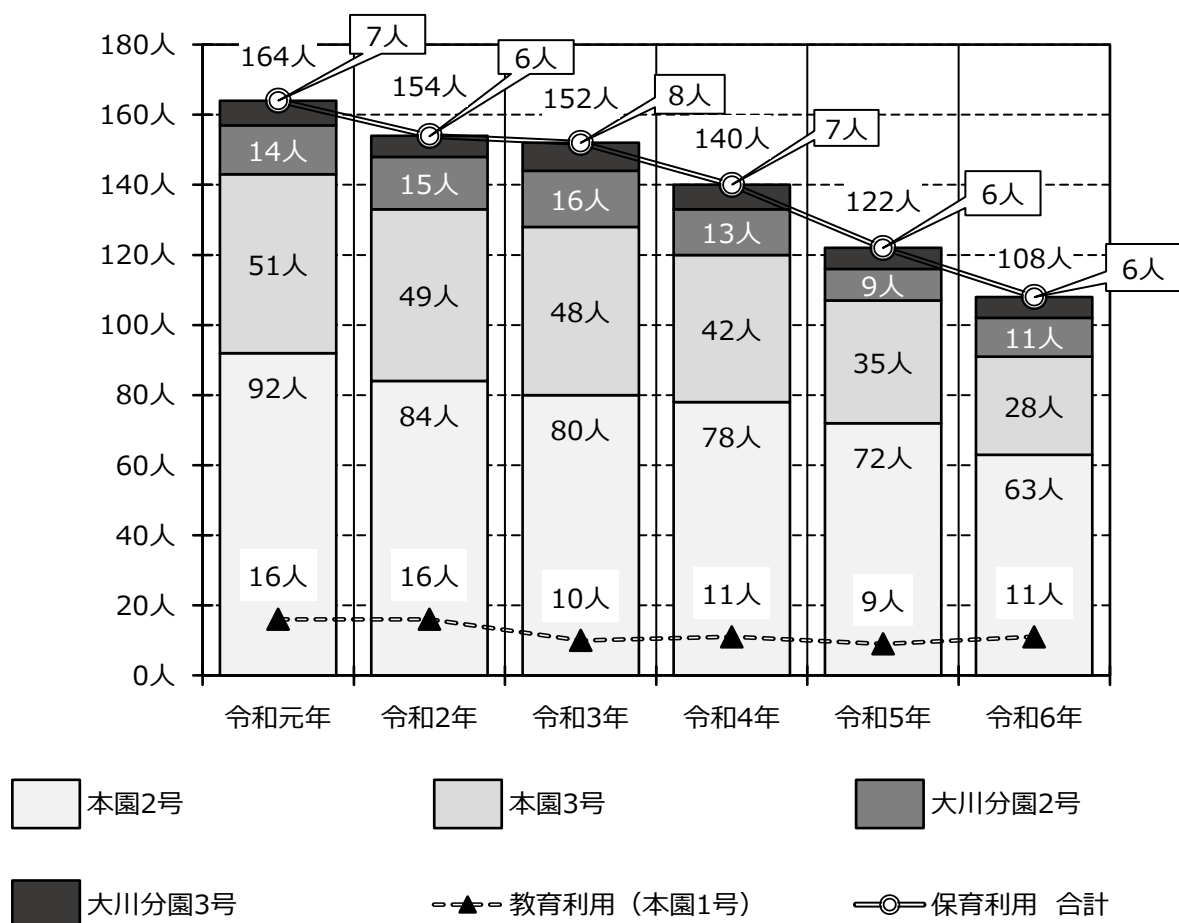
資料：各年度5月1日現在、学校基本調査

小学校児童数は減少傾向にあり、令和元年度の276人から令和6年度は233人と、43人の減少となっています。

中学校生徒数は令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度には131人、令和6年度には133人と130人台で推移しています。

3) もりやまこども園の状況

	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
教育利用（本園1号）	16人	16人	10人	11人	9人	11人
保育利用 合計	164人	154人	152人	138人	119人	106人
本園2号	92人	84人	80人	78人	72人	63人
本園3号	51人	49人	48人	42人	34人	28人
大川分園2号	14人	15人	16人	13人	8人	10人
大川分園3号	7人	6人	8人	5人	5人	5人



資料：各年4月1日現在

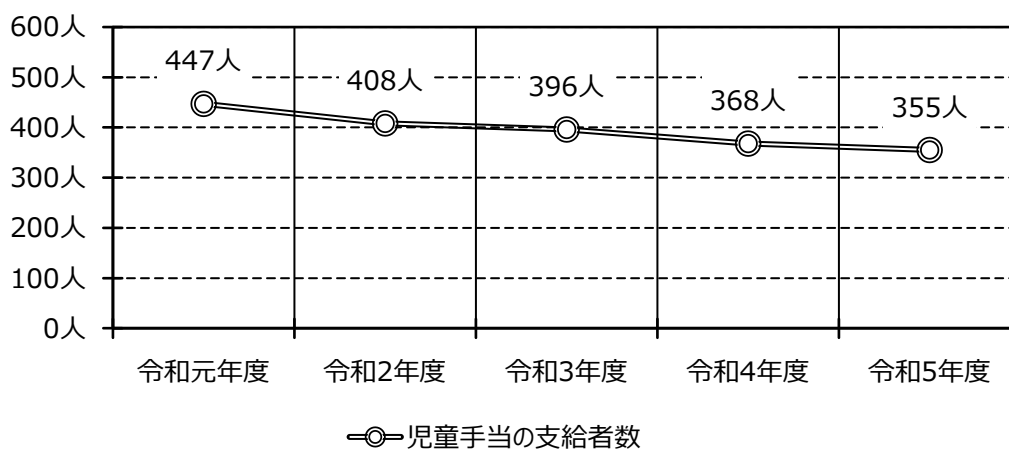
教育利用（本園1号）は令和3年にかけてやや減少したものの、以降は10人前後で推移しています。

保育利用の合計は令和元年の164人から、令和6年には108人と年々減少しており、特に本園3号の利用が令和6年には28人と、令和元年の半分程度の水準まで減少しており、他の利用層に比べても減少傾向が顕著となっています。

(5) 各種手当での支給状況

1) 児童手当の支給状況

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
被用者（0～3歳未満）	62人	49人	44人	40人	35人
被用者（3歳～中学校修了前）	325人	300人	295人	281人	273人
非被用者	54人	52人	52人	45人	46人
特例給付	6人	7人	5人	2人	1人
計	447人	408人	396人	368人	355人

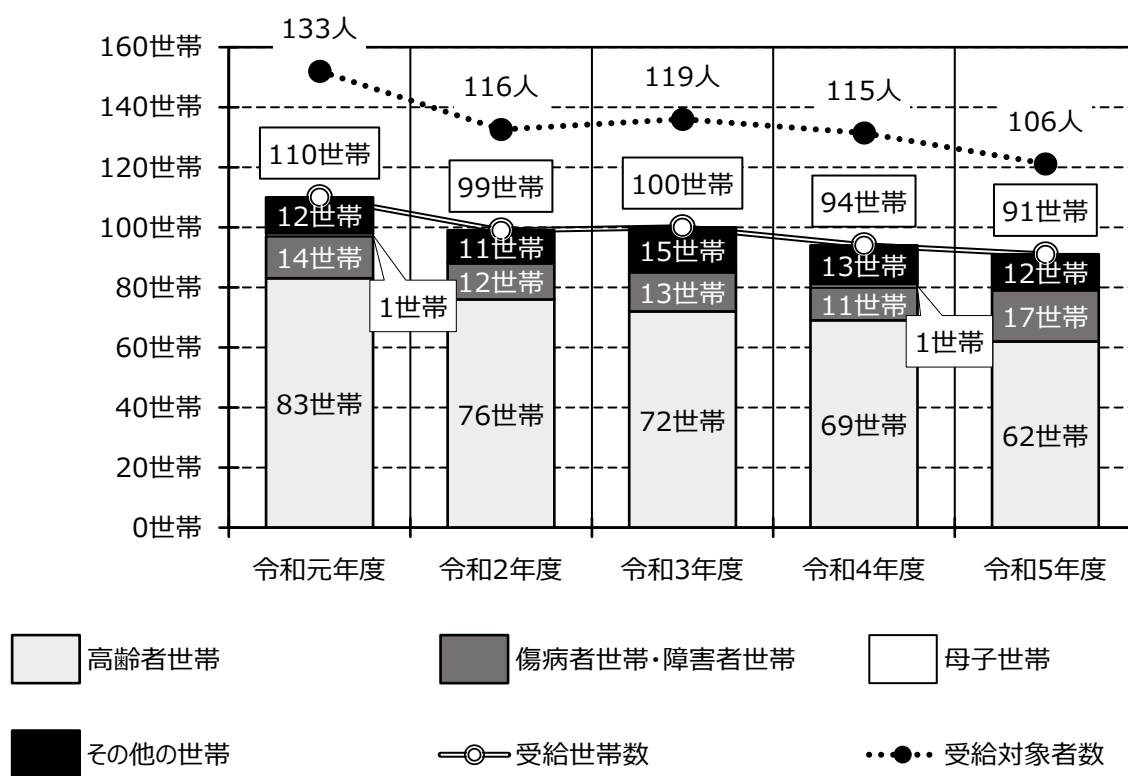


資料：各年度2月1日現在、町統計データ

児童手当の受給者数は減少傾向にあり、令和元年度の447人から、令和5年度には355人と、92人の減少となっています。

令和元年度に比べると、令和5年度には0～3歳未満では半数程度、特例給付では6分の1と大きく減少しています。

(6) 生活保護世帯の状況



資料：各年度3月末現在、町統計データ

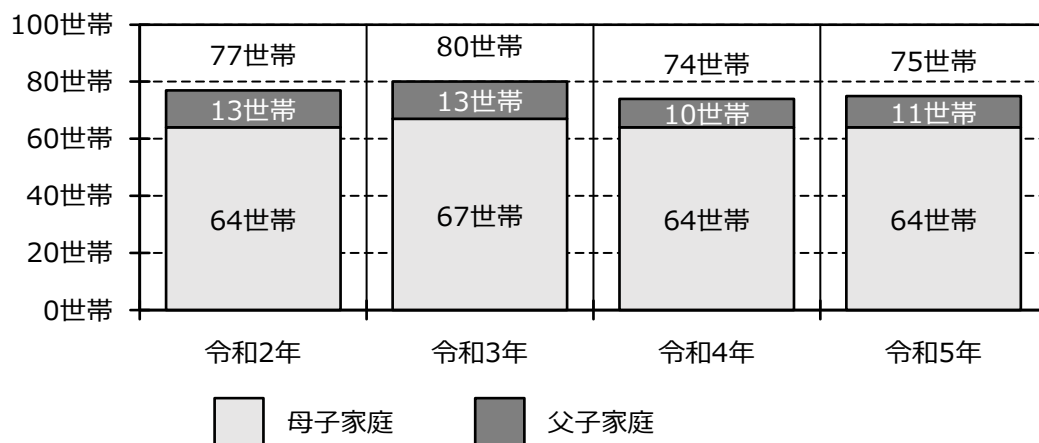
生活保護の受給世帯数は、令和元年度の110世帯から令和5年度には91世帯まで減少しています。内訳としては高齢者世帯が減少していますが、他の世帯に大きな変動はありません。

受給対象者数も令和元年度の133人から令和5年度には106人と、8割程度の水準まで減少しています。

(7) ひとり親世帯の状況

1) ひとり親世帯の世帯数と児童数

		2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年
母子家庭	世帯数	64世帯	67世帯	64世帯	64世帯
	児童数	93人	103人	88人	85人
父子家庭	世帯数	13世帯	13世帯	10世帯	11世帯
	児童数	18人	17人	12人	13人
合計	世帯数	77世帯	80世帯	74世帯	75世帯
	児童数	111人	120人	100人	98人



資料：各年8月1日現在、町統計データ

ひとり親世帯数は令和2年の77世帯から令和5年には75世帯とほぼ横ばいに推移しています。内訳をみると父子家庭は10世帯台、母子家庭は60世帯台で推移しています。

各年とも、ひとり親世帯の大半を母子家庭が占めています。

2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 教育・保育事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

※令和6年度は年度途中の値

◎教育利用での進捗状況

（3～5歳で1号認定 ※2号認定を受け、教育利用を希望する者は該当なし）

＜教育利用全体＞

※2号認定を受け、教育利用を希望する者の利用実績なし

■1号認定（3～5歳）教育利用

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	25人	25人	25人	25人	25人
実績値（B）	13人	7人	11人	8人	11人
施設型給付 認定こども園	13人	7人	11人	8人	11人
B－A	▲ 12人	▲ 18人	▲ 14人	▲ 17人	▲ 14人
B／A	52.0%	28.0%	44.0%	32.0%	44.0%

◎保育利用での進捗状況

（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）

＜保育利用全体＞

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	158人	158人	143人	143人	143人
実績値（B）	174人	169人	145人	132人	119人
B－A	16人	11人	2人	▲ 11人	▲ 24人
B／A	110.1%	107.0%	101.4%	92.3%	83.2%

<保育利用内訳>

■ 2号認定（3～5歳）で保育利用希望

	2020年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	98人		98人	98人	98人	98人
実績値（B）	103人		100人	89人	83人	72人
施設型給付 認定こども園	103人		100人	89人	83人	72人
B－A	5人		2人	▲ 9人	▲ 15人	▲ 26人
B／A	105.1%		102.0%	90.8%	84.7%	73.5%

■ 3号認定（0歳）

	2020年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	15人		15人	15人	15人	15人
実績値（B）	20人		21人	16人	13人	15人
施設型給付 認定こども園	20人		21人	16人	13人	15人
B－A	5人		6人	1人	▲ 2人	0人
B／A	133.3%		140.0%	106.7%	86.7%	100.0%

■ 3号認定（1歳）

	2020年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	20人		20人	15人	15人	15人
実績値（B）	24人		19人	20人	15人	14人
施設型給付 認定こども園	24人		19人	20人	15人	14人
B－A	4人		▲ 1人	5人	0人	▲ 1人
B／A	120.0%		95.0%	133.3%	100.0%	93.3%

■ 3号認定（2歳）

	2020年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	25人		25人	15人	15人	15人
実績値（B）	27人		29人	20人	21人	18人
施設型給付 認定こども園	27人		29人	20人	21人	18人
B－A	2人		4人	5人	6人	3人
B／A	108.0%		116.0%	133.3%	140.0%	120.0%

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎延長保育事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	455人日	396人日	347人日	297人日	258人日
	実績値（B）	296人日	341人日	402人日	350人日	
	B－A	▲ 159人日	▲ 55人日	55人日	53人日	
	B／A	65.1%	86.1%	115.9%	117.8%	
箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

◎放課後児童健全育成事業（すずむしクラブ）・放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	149人	145人	143人	135人	123人
	低学年	99人	94人	89人	85人	75人
	高学年	50人	51人	54人	50人	48人
	実績値（B）	169人	153人	154人	116人	123人
	低学年	96人	93人	91人	72人	86人
	高学年	73人	60人	63人	44人	37人
	B－A	20人	8人	11人	▲ 19人	0人
	B／A	113.4%	105.5%	107.7%	85.9%	100.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○放課後児童健全育成事業（すずむしクラブ）

- ・放課後の児童の遊びや居場所づくりを目的として、国・県の補助金をうけ設置している
- ・五城目町では、設置当初小学校1年生から3年生までを事業の対象者としていたが、令和6年度からは4年生まで対象者を拡大している

○放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）

- ・放課後の児童の学習支援を目的として、町単独の財源で設置している
- ・小学校4年生から6年生までを事業の利用者・対象者としている
- 4年生は「すずむしクラブ」と「わかすぎくらぶ」のどちらを利用するか選択できる

◎乳児家庭全戸訪問事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	35人	35人	35人	35人	35人
	実績値（B）	24人	22人	17人	13人	
	B－A	▲ 11人	▲ 13人	▲ 18人	▲ 22人	
	B／A	68.6%	62.9%	48.6%	37.1%	
訪問スタッフ数	計画値（確保策）（A）	3人	3人	3人	3人	3人
	実績値（B）	3人	3人	3人	3人	3人
	B－A	0人	0人	0人	0人	0人
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎妊産婦健康診査

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	630人回	525人回	525人回	420人回	420人回
	実績値（B）	314人回	328人回	243人回	192人回	200人回
	B－A	▲ 316人回	▲ 197人回	▲ 282人回	▲ 228人回	▲ 220人回
	B／A	49.8%	62.5%	46.3%	45.7%	47.6%

◎実費徴収に係る補足給付を行う事業（産後ケア事業）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
（宿泊型）	計画値（確保策）（A）	0人	2人	2人	2人	2人
	実績値（B）	0人	1人	0人	0人	1人
	B－A		▲ 1人	▲ 2人	▲ 2人	▲ 1人
	B／A		50.0%	0.0%	0.0%	50.0%
（通所型）	計画値（確保策）（A）	0人	3人	3人	3人	3人
	実績値（B）	0人	1人	2人	4人	4人
	B－A		▲ 2人	▲ 1人	1人	1人
	B／A		33.3%	66.7%	133.3%	133.3%
（訪問型）	計画値（確保策）（A）	0人	3人	3人	3人	3人
	実績値（B）	0人	0人	0人	0人	3人
	B－A		▲ 3人	▲ 3人	▲ 3人	0人
	B／A		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

3. 各種調査結果からみた課題や方向性

(1) 各種調査の概要

1) こども・子育て世代のワークショップについて

①こどものワークショップ「ごじょうめしゃべり場」

実施日	令和6年11月4日(月・祝) 13時～15時(受付開始:12時半～)
対象者	小学5年生から高校3年生まで
会場	学童保育すずむしクラブ・プレイルーム
参加状況	10名

②子育て世代のワークショップ「ごじょうめしゃべり場」

実施日	令和6年11月10日(日) 13時～15時(受付開始:12時半～)
対象者	高校生までのお子さんがある保護者
会場	学童保育すずむしクラブ・プレイルーム
参加状況	10名

2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

※子ども・子育て支援法に基づき、「子ども」と表記します。

①就学前児童保護者対象調査

調査期間	令和6年1月
調査方法	もりやまこども園での直接配布・回収
調査対象	町内在住の就学前児童の保護者
回収状況	発送数:165件⇒回収数:125件 回収率:75.8%

②小学生児童保護者対象調査

調査期間	令和6年1月
調査方法	小学校での直接配布・回収
調査対象	町内在住の小学生児童保護者
回収状況	発送数:260件⇒回収数:221件 回収率:85.0%

3) 子ども・若者の意識行動に関する調査(15～39歳の町民対象)

※子ども・子育て支援法に基づき、「子ども」と表記します。

調査期間	令和6年8月
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	町内在住の15～39歳の方
回収状況	発送数:1,000件⇒回収数:249件 回収率:24.9%

(2) 調査結果からみた課題や方向性

1) こども・子育て世代のワークショップについて

①こどものワークショップ「ごじょうめしやべり場」

②子育て世代のワークショップ「ごじょうめしやべり場」

町のいまとこれからを考える 「ワークショップ」を開催しました

町では、「五城目町こども計画」の策定を行っています。11月4日に開催したこどものワークショップには、小学5年生から高校3年生までの児童生徒10名が参加し、3つのテーマごとに分かれて意見を出し合いました。

【遊び・こどもの暮らし】

- ・のんびりできる施設がほしい
- ・公園の遊具を減らさないでほしい
- ・大きな遊具がほしい など

【学校生活】

- ・学校のイベントの規模を大きくしてほしい（コロナ前のような）
- ・学校にキッチンカーを呼び、地域の方々と交流できる場がほしい
- ・日中のバスの運行時間を増やしてほしい など

【まちづくり】

- ・こども食堂や長期休業中の給食提供、学校より早く開園する学童施設の整備
- ・若者がSNSに上げたい話題や町をモチーフにしたぬいぐるみ等の制作
- ・町のお店をもっとPRしたい
- ・高校生がゆっくりできる場所がほしい など

また、11月10日は、子育て世代のワークショップに高校生までのお子さんがある保護者10名が参加し、



こどものワークショップ参加者の皆さん



こどものワークショップ



子育て世代のワークショップ

「学校生活」「こどもの居場所」「生活インフラ」の3つのテーマに分かれて意見を出し合いました。

町では、今回のワークショップの意見をふまえ、子ども・子育て会議の中で計画の素案を検討していきます。

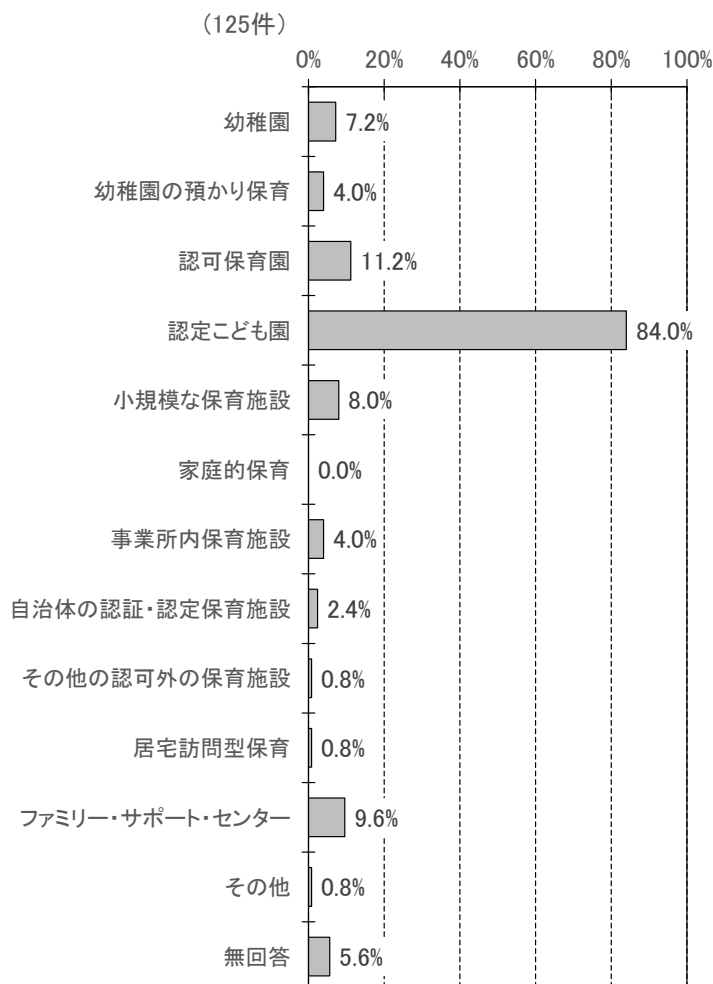
資料：広報ごじょうめ令和6年12月号

2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

※%表示の数値は小数点第2位で四捨五入しています。そのためグラフや数表の見た目の数値を足し合わせても100%にならない場合や、コメント中の合計値の数値と一致しない場合があります。

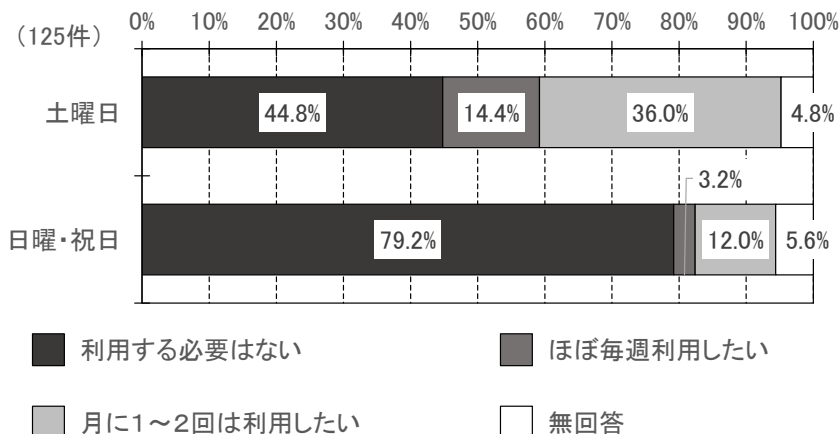
①就学前児童保護者対象調査

○平日に定期的に利用したい教育・保育事業



今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認定こども園」が84.0%でもっとも多くなっています。

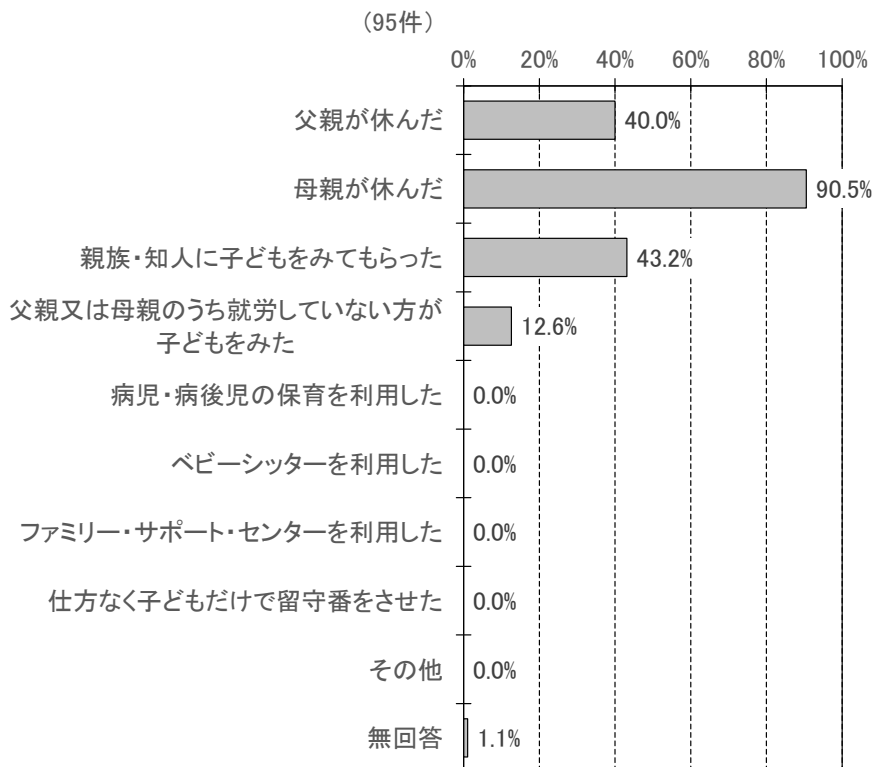
○土曜日や日曜・祝日における定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜日や日曜・祝日における定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、どちらも「利用する必要はない」がもっとも多く、日曜・祝日では79.2%と約8割が利用する必要はないとしています。

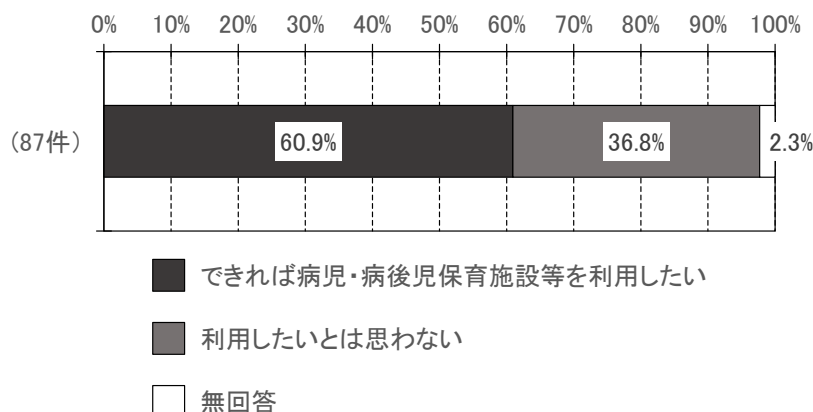
「土曜日」は「ほぼ毎週利用したい」が14.4%、「月に1~2回は利用したい」という回答が36.0%となっていますが、「日曜・祝日」は「ほぼ毎週利用したい」(3.2%)と「月に1~2回は利用したい」(12.0%)をあわせても利用希望は1割台にとどまっています。

○子どもが病気やけがのため、通常の教育・保育事業が利用できなかった際の対処法



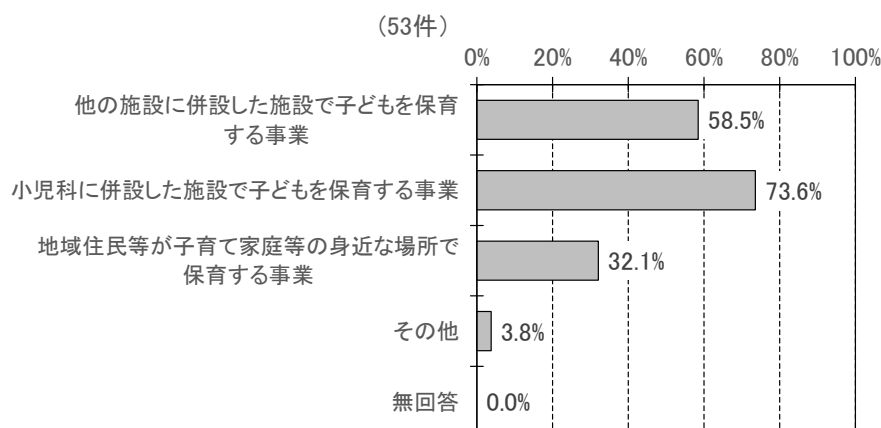
平日、定期的に教育・保育事業を利用して、この1年間に子どもの病気やケガのため事業が利用できなかったことがある人に、通常の教育・保育事業が利用できなかった際の対処法について聞くと、「母親が休んだ」が90.5%でもっとも多く、ついで「親族・知人に子どもをみてもらった」(43.2%)、「父親が休んだ」(40.0%)などが挙げられています。

○病児・病後児の保育施設等の利用希望



子どもが病気やケガの際に父母が休んで対処したという人に病児・病後児の保育施設等の利用希望を聞くと、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は60.9%となっています。

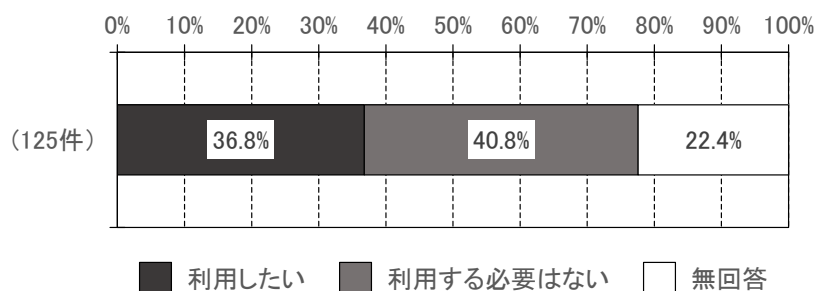
○子どもを預ける場合に希望する事業形態



できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした人に望ましい事業形態について聞くと、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が73.6%でもっとも多くなっています。

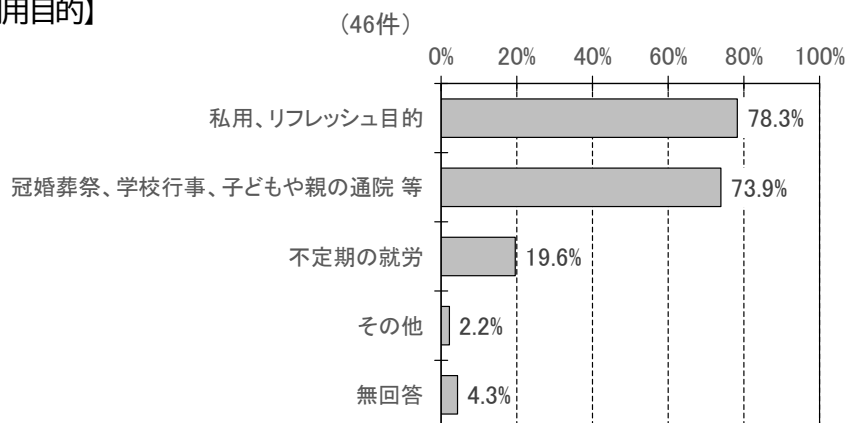
○不定期の一時預かりの利用希望

【利用希望】



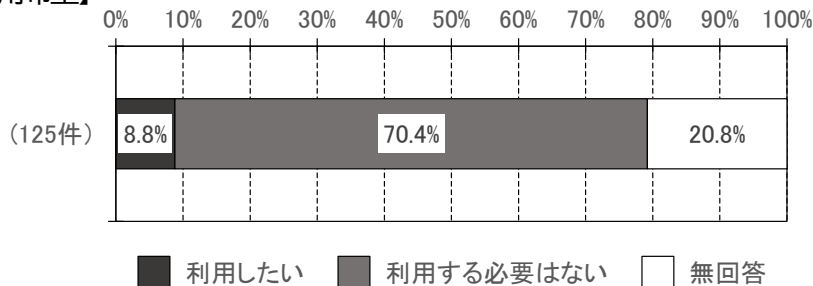
不定期に教育・保育事業の利用希望をみると、「利用したい」は 36.8%と3割を超え、利用したい人の利用目的は「私用、リフレッシュ目的」（78.3%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」（73.9%）などが目的として多く挙げられています。

【利用目的】



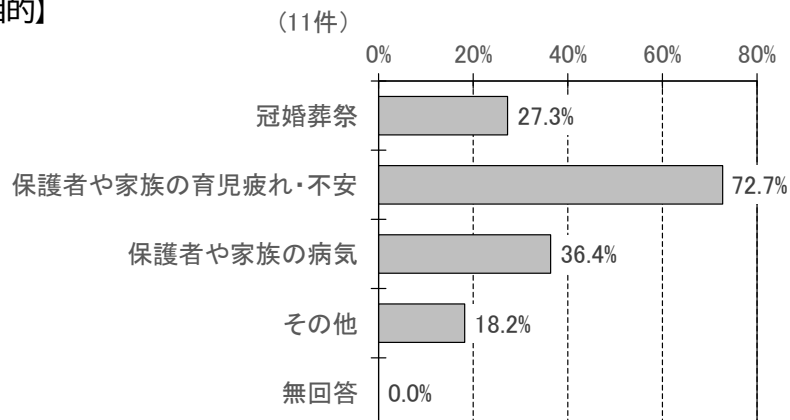
○宿泊を伴う一時預かりの利用希望

【利用希望】

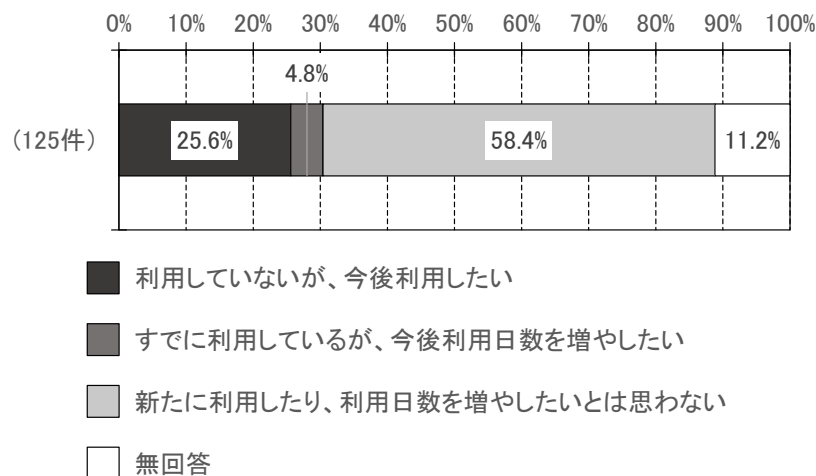


宿泊を伴う一時預かり事業の利用希望をみると、「利用したい」は 8.8%で、7割が「利用する必要はない」（70.4%）としています。利用したいという人の利用目的としては「保護者や家族の育児疲れ・不安」（72.7%）への回答が7割を超えています。

【利用目的】



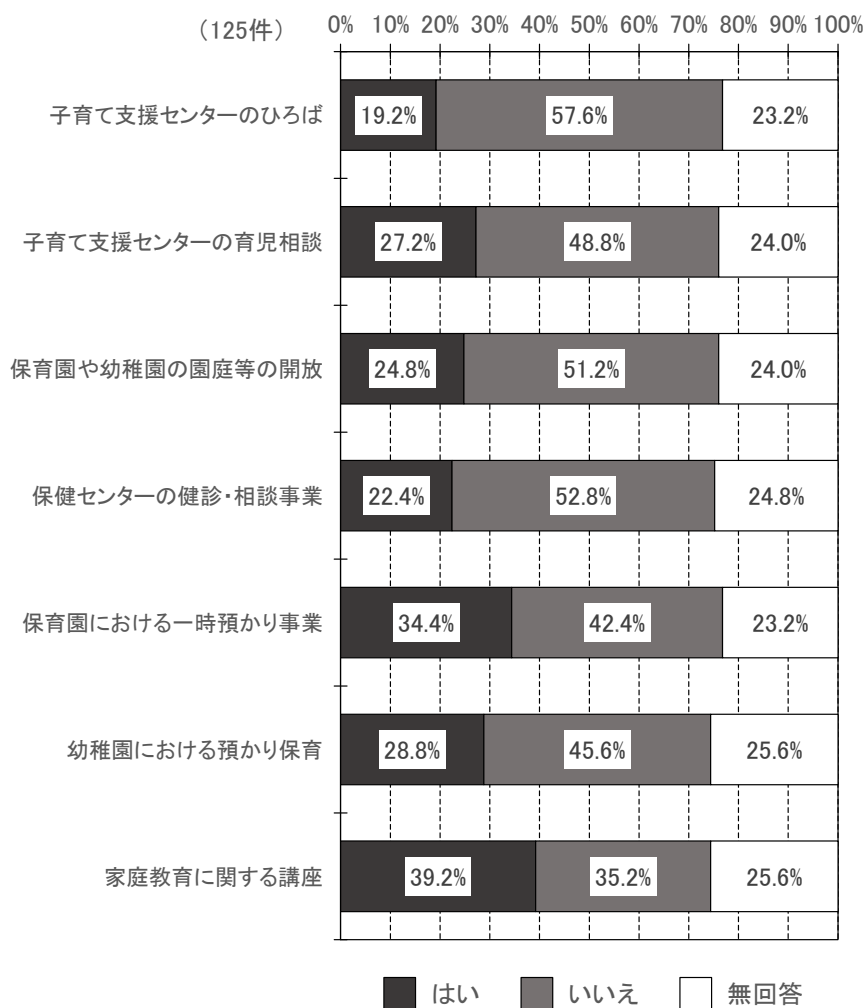
○地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.4%と6割近くを占めています。

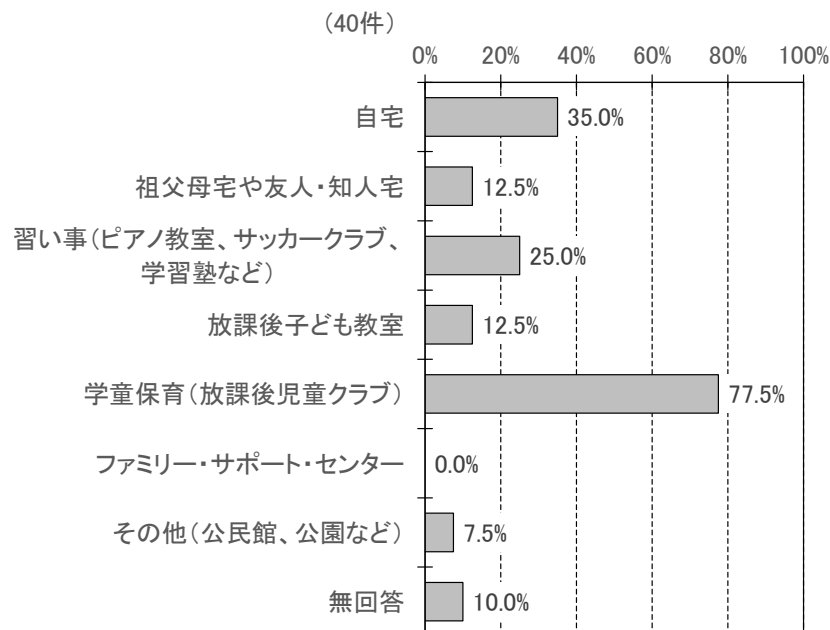
「利用していないが、今後利用したい」という回答は25.6%となっています。

○子育て支援事業の今後の利用希望



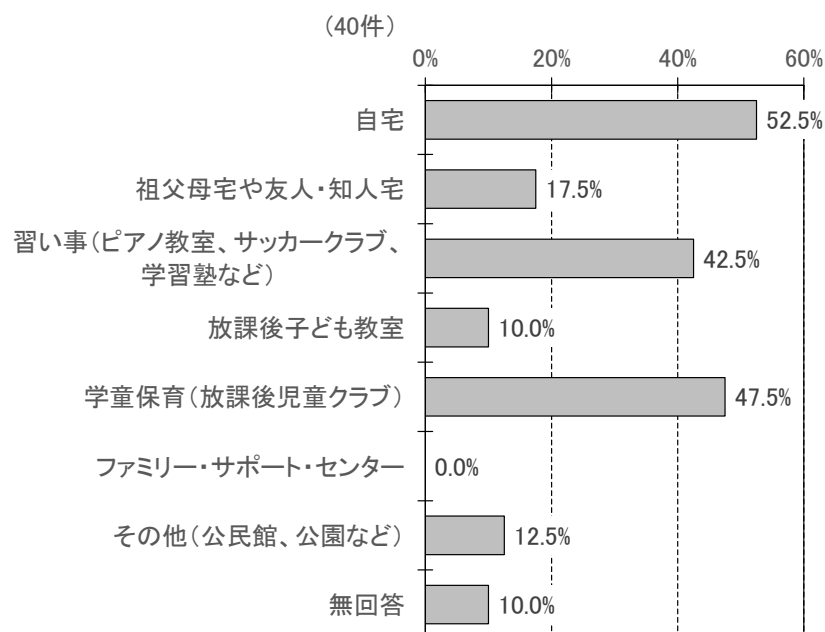
子育て支援事業の今後の利用意向（「はい」という回答の割合）をみると、「家庭教育に関する講座」（39.2%）、「保育園における一時預かり事業」（34.4%）では3割を超えていますが、その他に3割を超える事業はありませんでした。

○小学校就学後の放課後の過ごし方－小学校低学年（１～３年生）



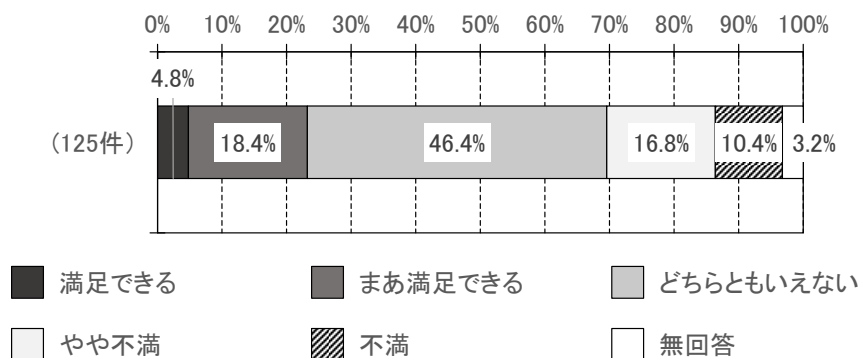
５歳以上の子どもを持つ人に、子どもが小学校の低学年（１～３年生）になったときの放課後の過ごし方について聞くと、「学童保育（放課後児童クラブ）」が77.5%でもっとも多くなっています。

○小学校就学後の放課後の過ごし方－小学校高学年（４～６年生）



５歳以上の子どもを持つ人に、子どもが小学校の高学年（４～６年生）になったときの放課後の過ごし方について聞くと、「自宅」が52.5%でもっとも多く、ついで「学童保育（放課後児童クラブ）」が 47.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 42.5%となっています。

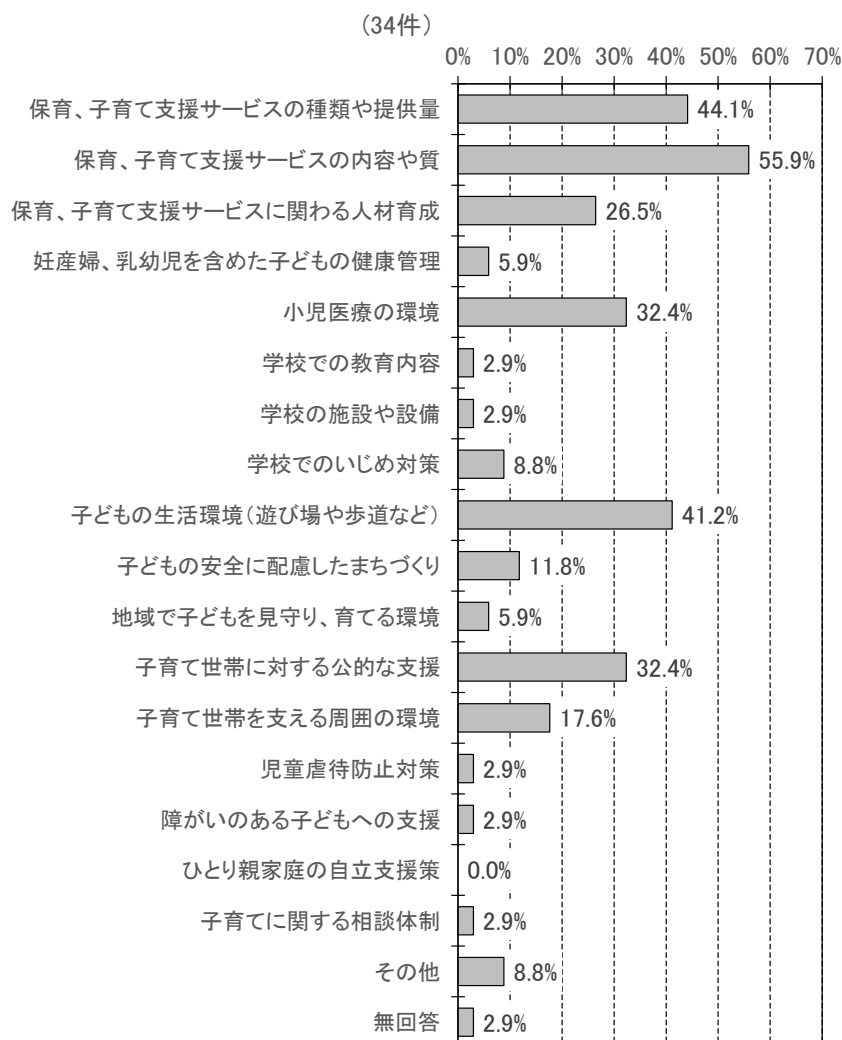
○本町の子ども・子育て支援の取組に対する総合的な評価



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取り組みについて総合的な評価を聞いたところ、「どちらともいえない」が46.4%でもっとも多くなっています。

「満足できる」と「まあ満足できる」を合わせて“満足”、「やや不満」と「不満」を合わせて“不満”として整理すると、“満足”は23.2%で、“不満”も27.2%と満足・不満が同程度となっています。

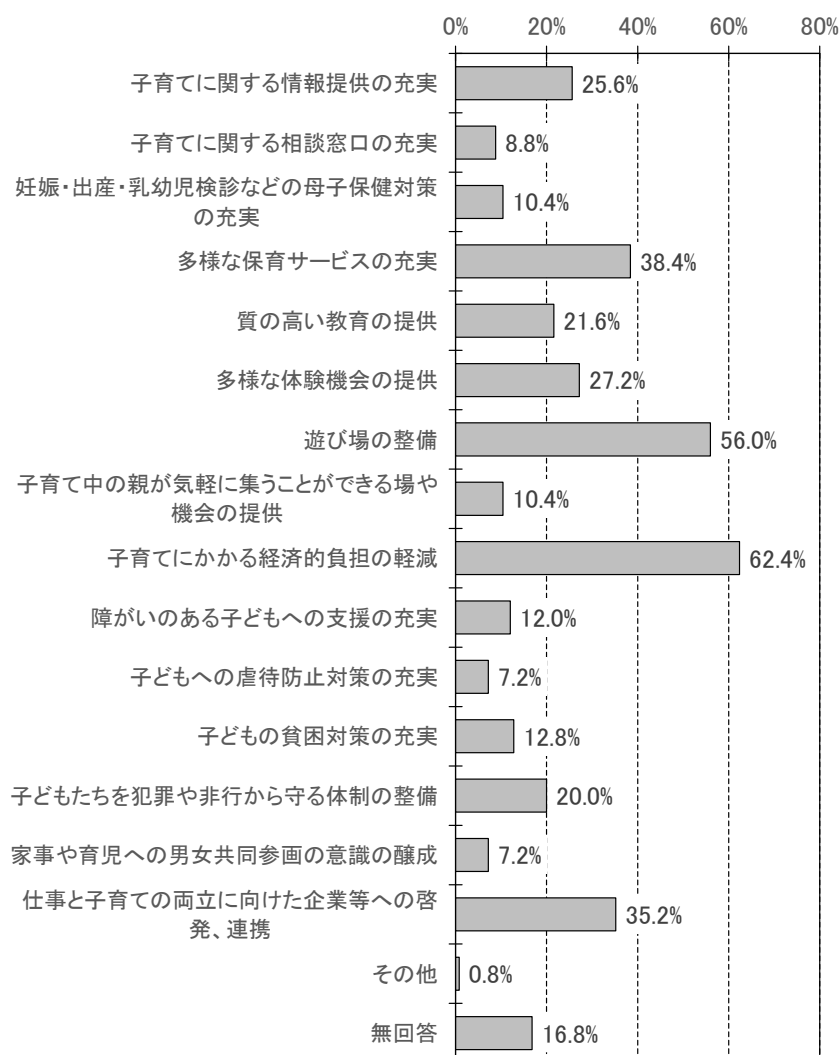
○本町の子ども・子育て支援の取組に関して不満に思うこと



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取り組みについて“不満”(「やや不満」と「不満」)という人にその理由を聞くと、「保育、子育て支援サービスの内容や質」が55.9%でもっとも多く、ついで「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」(44.1%)、「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」(41.2%)などが多く挙げられています。

○今後、特に力を入れていくべき子育て支援

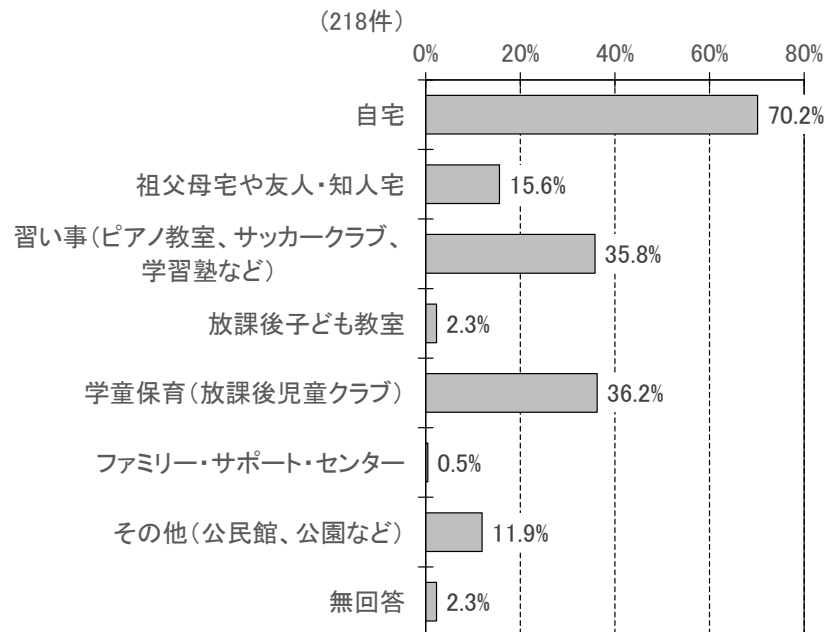
(125件)



子育て支援として今後力を入れていくべきこととしては、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が62.4%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」が56.0%となっています。

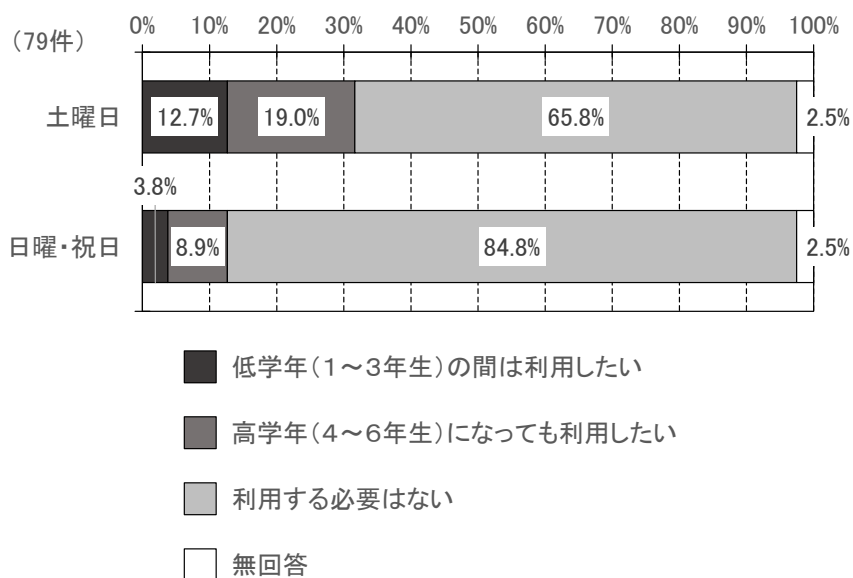
②小学生児童保護者対象調査

○放課後の過ごさせ方の希望



放課後の過ごさせ方の希望について聞くと、「自宅」が 70.2%でもっとも多く、ついで「学童保育（放課後児童クラブ）」（36.2%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（35.8%）への回答が多くなっています。

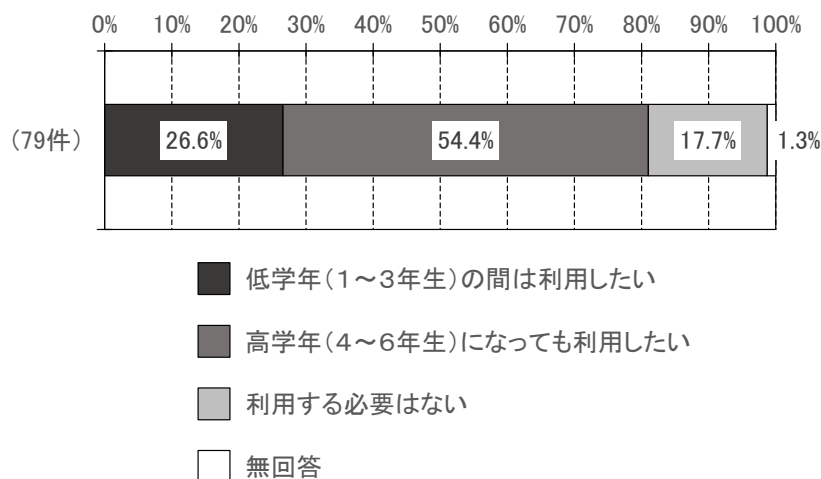
○休日の放課後児童クラブの利用希望



放課後に「学童保育（放課後児童クラブ）」を利用したいという人に、土曜日、日曜・祝日の利用意向について聞いたところ、土曜日、日曜・祝日ともに「利用する必要はない」という回答がもっとも多くなっています。

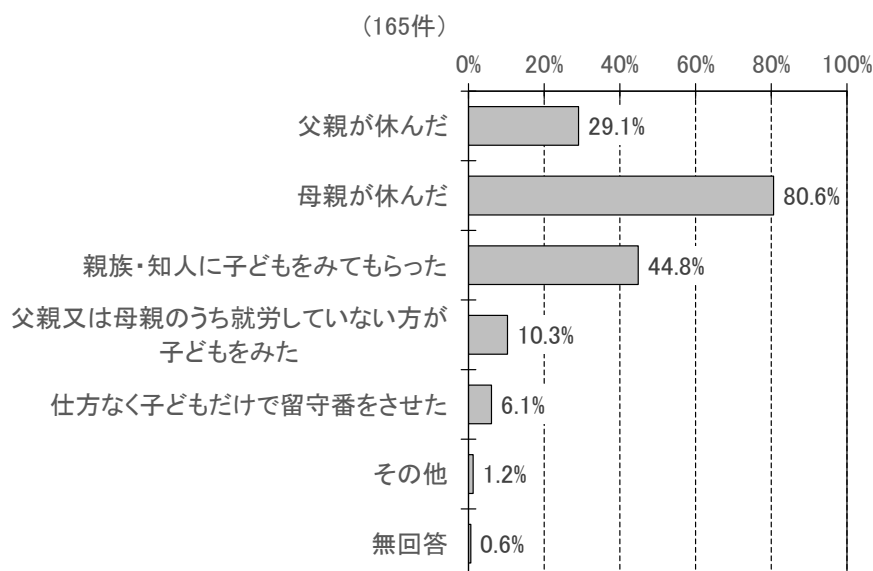
「土曜日」については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 12.7%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が 19.0%となっています。「日曜・祝日」は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（3.8%）と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（8.9%）を合わせても利用したいという回答は 1 割程度となっています。

○長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望



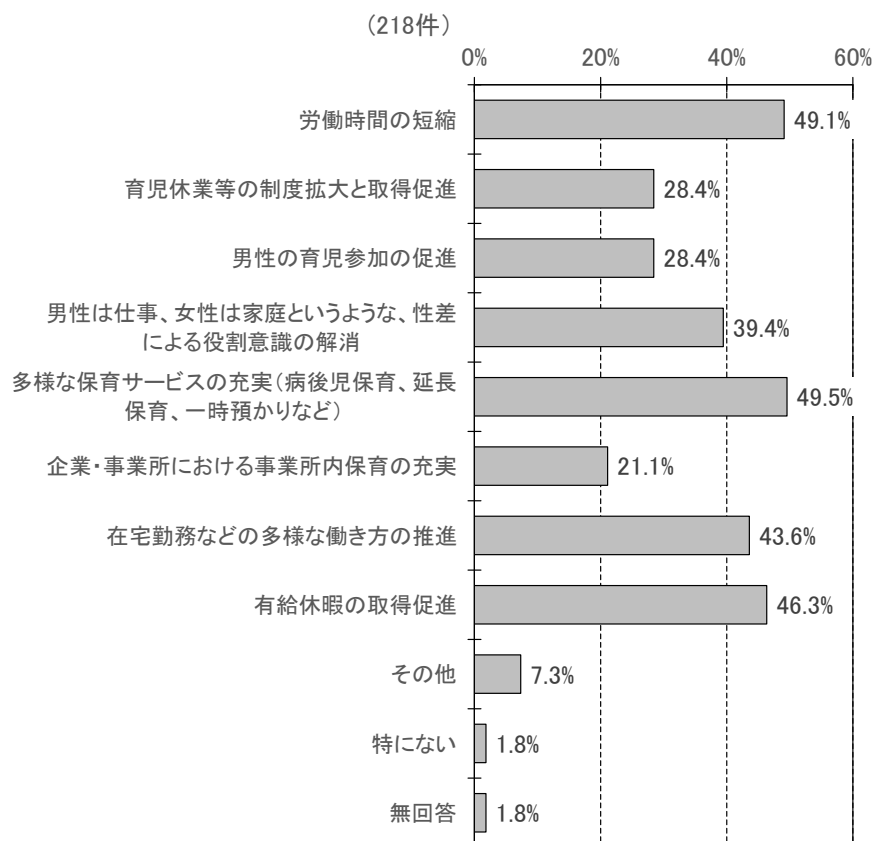
「学童保育（放課後児童クラブ）」を利用したいという人に、長期休暇中の利用意向について聞いたところ、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 26.6%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 54.4%で、土曜日、日曜・祝日に比べ、利用したいという回答の割合が高くなっています。

○子どもが病気やけがで学校を休ませた際の対処法



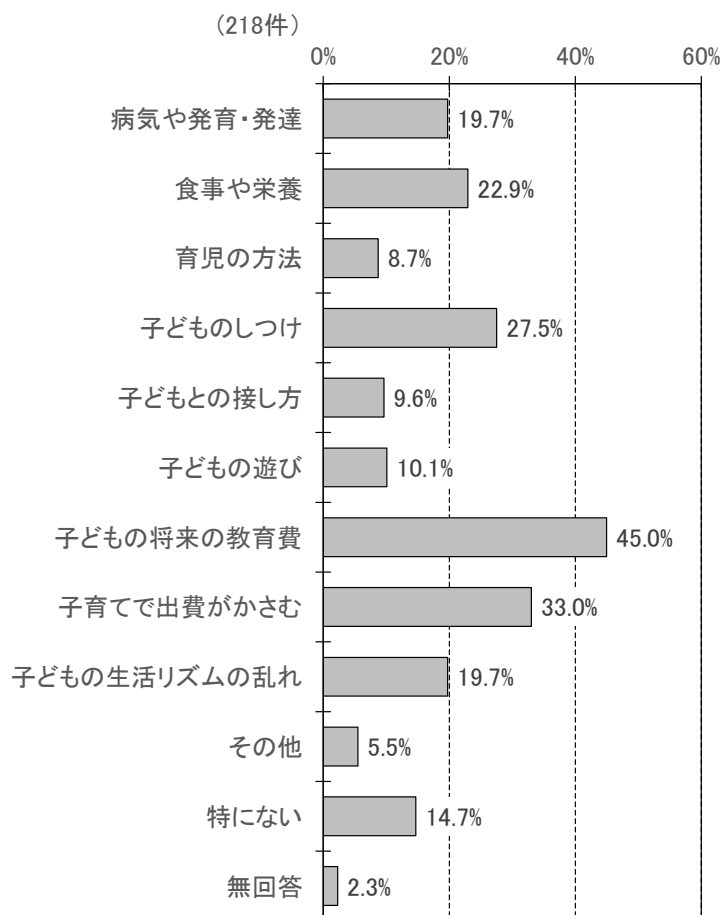
学校を休ませた際の対処法としては、「母親が休んだ」が 80.6%でもっとも多く、ついで「親族・知人に子どもをみてもらった」（44.8%）、「父親が休んだ」（29.1%）、などが挙げられています。

○仕事と子育てを両立させるために重要なこと



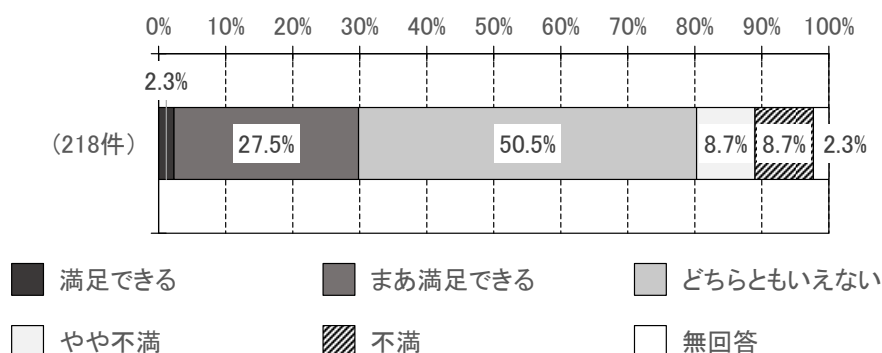
仕事と子育ての両立のために重要なことについて聞くと、「多様な保育サービスの充実（病後児保育、延長保育、一時預かりなど）」（49.5%）、「労働時間の短縮」（49.1%）、「有給休暇の取得促進」（46.3%）、「在宅勤務などの多様な働き方の推進」（43.6%）などへの回答が多く、いずれも4割を超えています。

○子育てにおいて日頃悩んでいること、不安に感じること



子育てに関して子どものことで悩んでいることとしては、「子どもの将来の教育費」が45.0%でもっとも多くなっています。「子育てで出費がかさむ」が33.0%で、子どもにかかる経済的な負担に関する項目への回答が多くなっています。

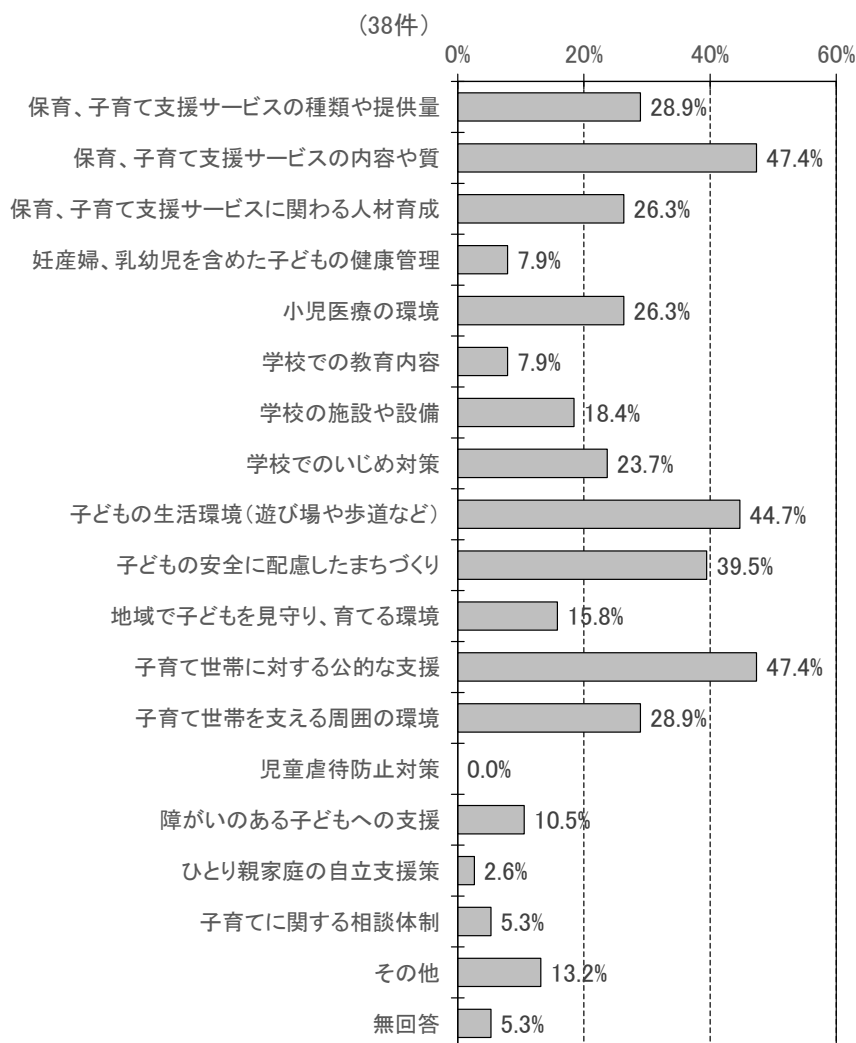
○本町の子ども・子育て支援の取組に対する総合的な評価



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取り組みについて総合的な評価を聞いたところ、「どちらともいえない」が 50.5%でもっとも多くなっています。

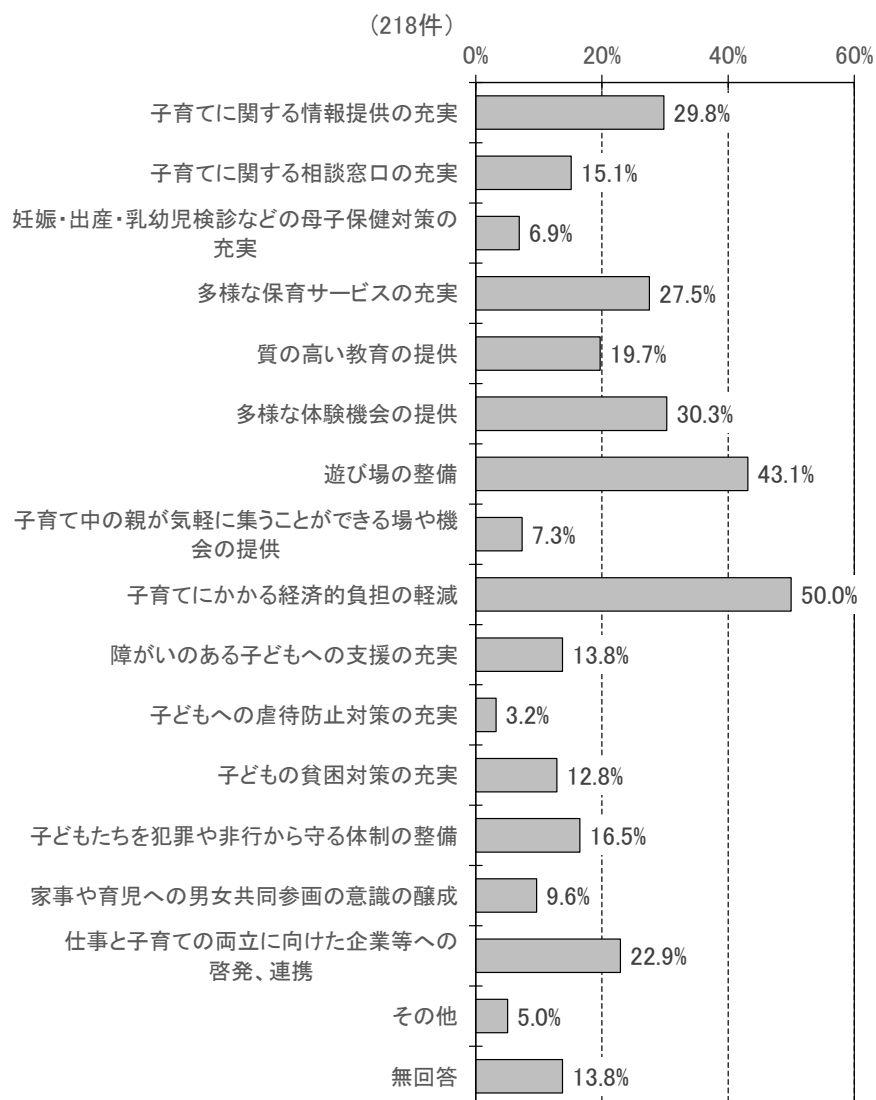
「満足できる」と「まあ満足できる」を合わせて“満足”、「やや不満」と「不満」を合わせて“不満”として整理すると、“満足”は 29.8%で、“不満”は 17.4%となっており、不満層よりもやや満足層の方が多くなっています。

○本町の子ども・子育て支援に関して不満に思うこと



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取り組みについて“不満”（「やや不満」と「不満」）という人にその理由を聞くと、「保育、子育て支援サービスの内容や質」（47.4%）、「子育て世帯に対する公的な支援」（47.4%）、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（44.7%）などが多く挙げられています。

○今後、特に力を入れていくべき子育て支援

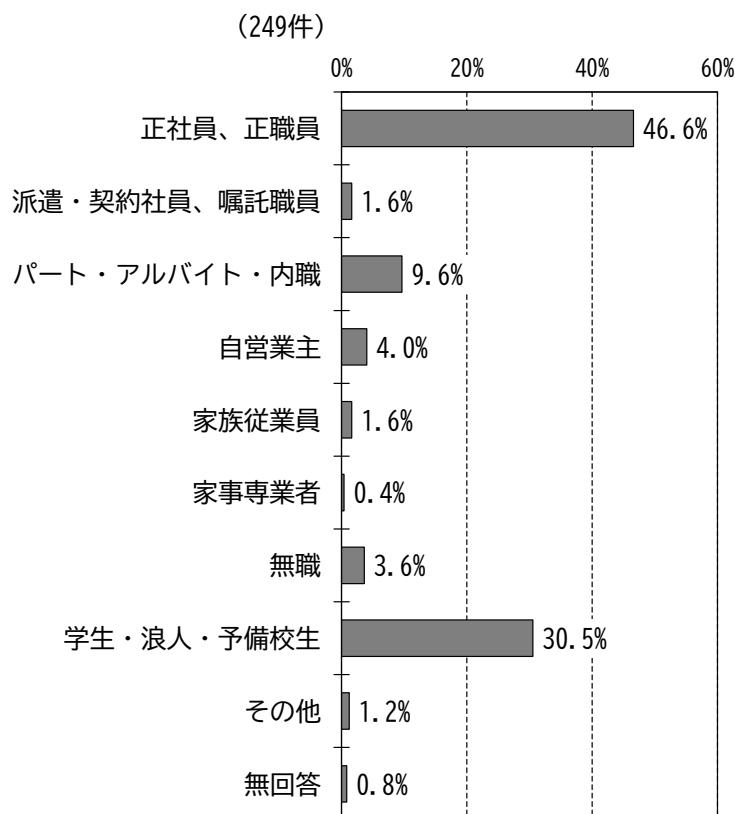


子育て支援として今後力を入れていくべきこととしては、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が50.0%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」が43.1%となっています。

3) 子ども・若者の意識行動に関する調査（15～39 歳の町民対象）

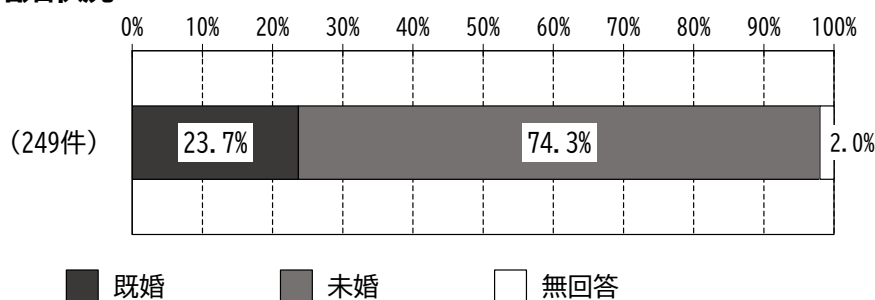
※%表示の数値は小数点第2位で四捨五入しています。そのためグラフや数表の見た目の数値を足し合わせても100%にならない場合や、コメント中の合計値の数値と一致しない場合があります。

○現在の就労・就学状況



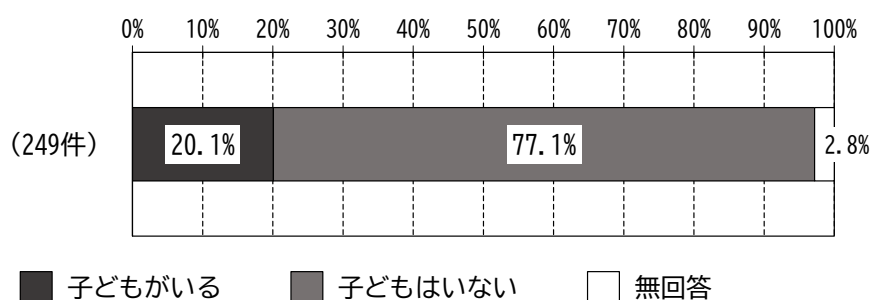
現在の就労・就学状況をみると、「正社員、正職員」が46.6%でもっとも多く、ついで「学生・浪人・予備校生」が30.5%、「パート・アルバイト・内職」が9.6%で、「無職」は3.6%となっています。

○婚姻状況



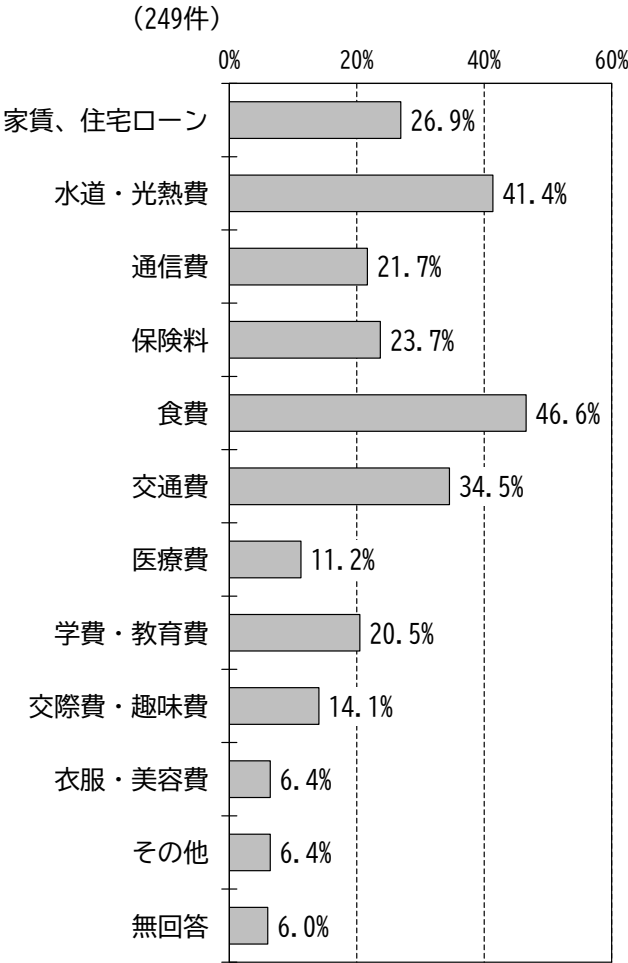
婚姻状況をみると、「既婚」は23.7%で、「未婚」が全体の7割以上を占めています。

○自身の子どもの有無



自身の子どもの有無をみると、「子どもがいる」という回答者は20.1%で、8割近くは「子どもはいない」としています。

○家計を圧迫しているもの



現在家計を圧迫しているものとしては、「食費」(46.6%)と「水道・光熱費」(41.4%)と生活の基礎に関わる出費の負担が大きいとしています。

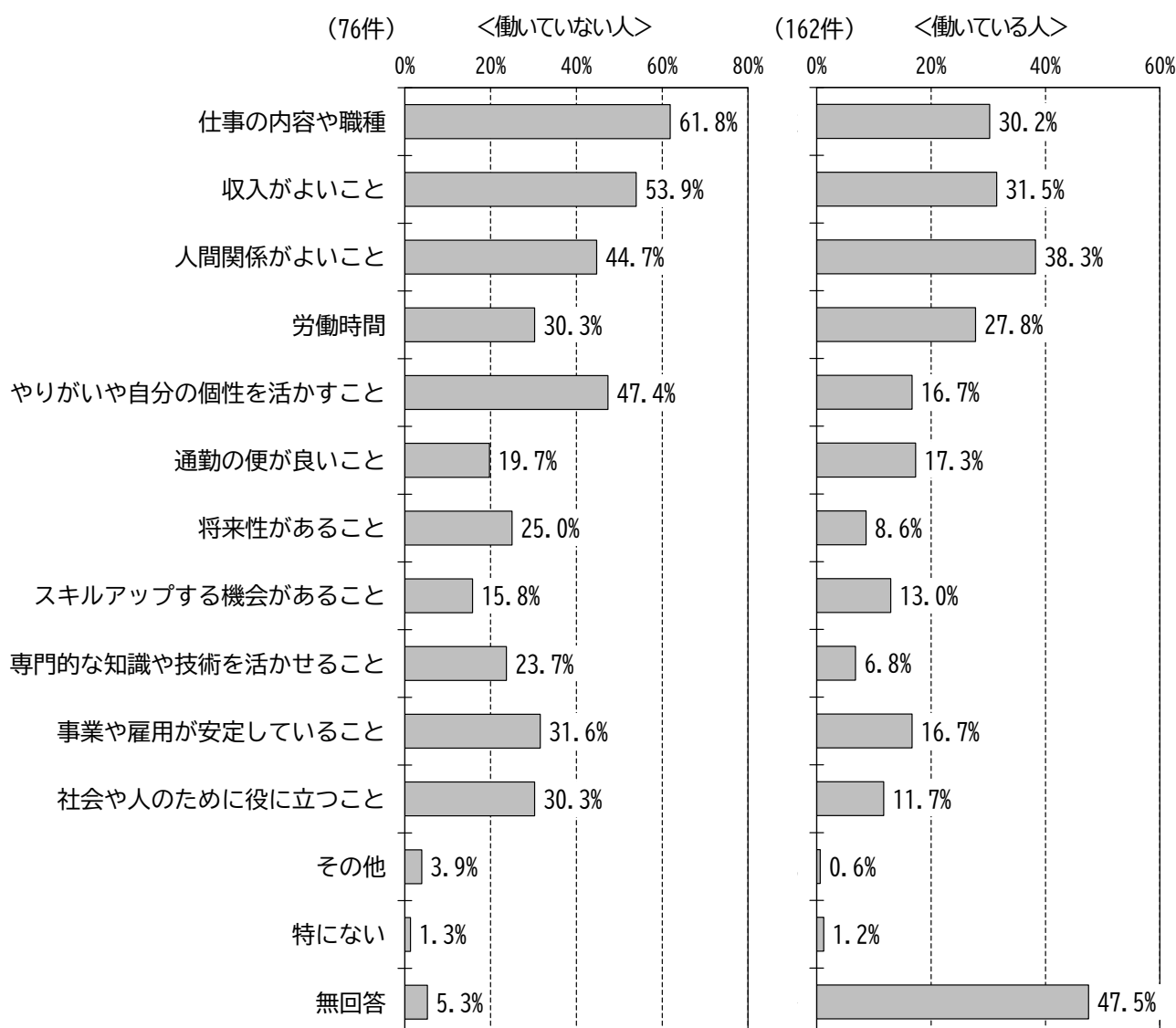
		n	家賃、住宅ローン	水道・光熱費	通信費	保険料	食費	交通費
全体		249件	26.9%	41.4%	21.7%	23.7%	46.6%	34.5%
婚姻状況	既婚	59件	47.5%	54.2%	20.3%	27.1%	52.5%	35.6%
	未婚	185件	21.1%	38.4%	22.7%	23.2%	45.4%	35.1%
		n	医療費	学費・教育費	交際費・趣味費	衣服・美容費	その他	無回答
全体		249件	11.2%	20.5%	14.1%	6.4%	6.4%	6.0%
婚姻状況	既婚	59件	3.4%	11.9%	5.1%	8.5%	6.8%	0.0%
	未婚	185件	14.1%	23.8%	17.3%	5.9%	6.5%	5.9%

婚姻状況や子どもの有無別にみると、「既婚」や「子どもがいる」人の方が一般的に「未婚」や「子どもはいない」人よりも負担が大きいという回答の割合が高い項目が多く、特に「家賃、住宅ローン」、「水道・光熱費」、「食費」などについては半数前後が負担になっているとしています。

一方「未婚」や「子どもはいない」人では「学費・教育費」、「交際費・趣味費」、「医療費」などについて負担が大きいという回答が「既婚」や「子どもがいる」人よりも割合が高くなっています。

		n	家賃、住宅ローン	水道・光熱費	通信費	保険料	食費	交通費
全体		249件	26.9%	41.4%	21.7%	23.7%	46.6%	34.5%
自身の子どもの有無	子どもがいる	50件	48.0%	52.0%	18.0%	30.0%	60.0%	38.0%
	子どもはいない	192件	21.9%	39.6%	23.4%	22.9%	43.8%	34.4%
		n	医療費	学費・教育費	交際費・趣味費	衣服・美容費	その他	無回答
全体		249件	11.2%	20.5%	14.1%	6.4%	6.4%	6.0%
自身の子どもの有無	子どもがいる	50件	2.0%	18.0%	4.0%	10.0%	8.0%	0.0%
	子どもはいない	192件	14.1%	21.4%	17.2%	5.7%	6.3%	5.7%

○働く上で重視すること



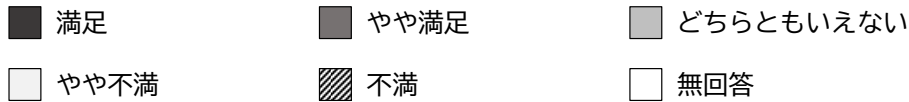
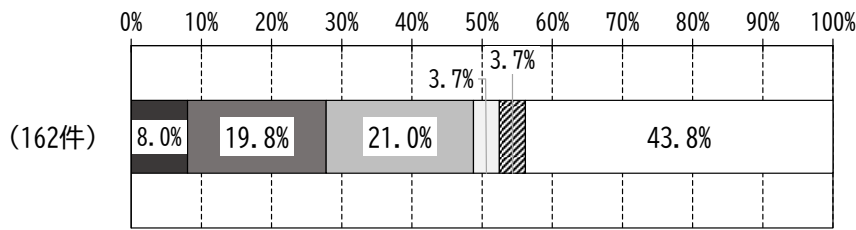
学生・浪人・予備校生で就職を希望している人に、就職に際して重視していることを聞くと、「仕事の内容や職種」が61.8%でもっとも多くなっています。

その他にも「収入がよいこと」（53.9%）、「やりがいや自分の個性を活かすこと」（47.4%）、「人間関係がよいこと」（44.7%）なども4～5割の人が重視していることとして挙げています。

現在働いている人が働く上で重視することとしては、「人間関係がよいこと」が38.3%でもっとも多く、ついで「収入がよいこと」（31.5%）、「仕事の内容や職種」（30.2%）、「労働時間」（27.8%）などが挙げられています。

重視している項目の上位項目に大きな違いはありませんが、「やりがいや自分の個性を活かすこと」については働いていない人の方が重視するという回答の割合が高くなっています。また働いていない人では「仕事の内容や職種」、「収入がよいこと」が「人間関係がよいこと」よりも上位となっていますが、現在働いている人では「人間関係がよいこと」がもっとも重視されています。

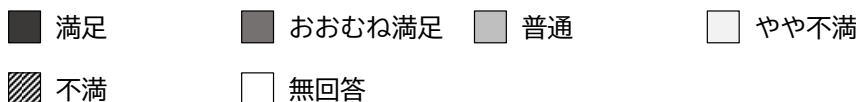
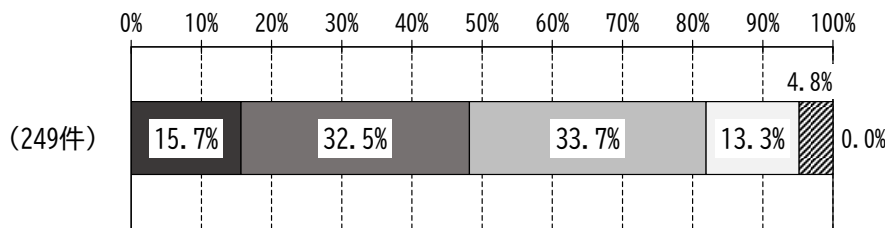
○現在の働き方の満足度



無職や学生・浪人・予備校生以外の人に現在の働き方の満足度を聞くと、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”という人は27.8%となっています。

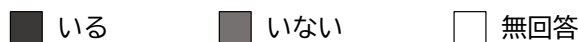
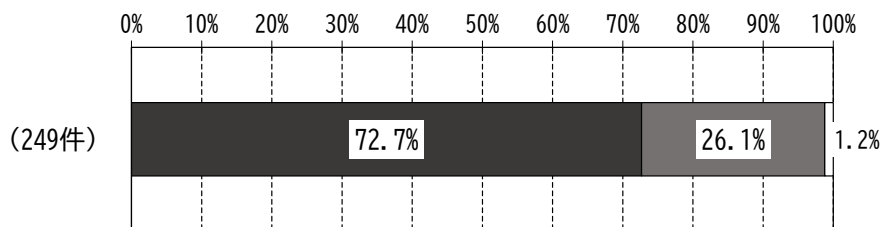
反対に「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”という人は7.4%で、満足している人が不満という人を上回っています。

○現在の生活の満足度

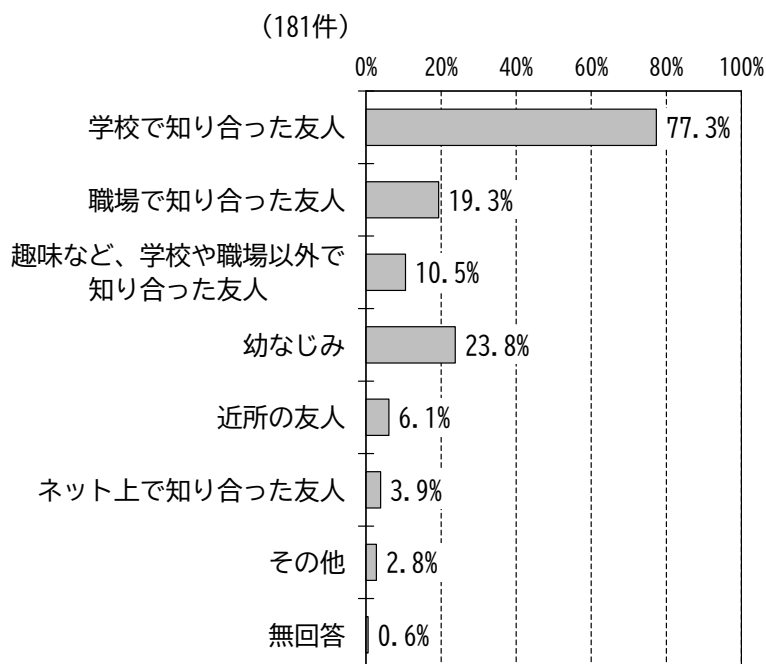


現在の生活の満足度をみると、「満足」と「おおむね満足」をあわせた“満足”が48.2%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”が18.1%で、生活に満足している人が不満という人を上回っています。

○何でも話せる友人の有無

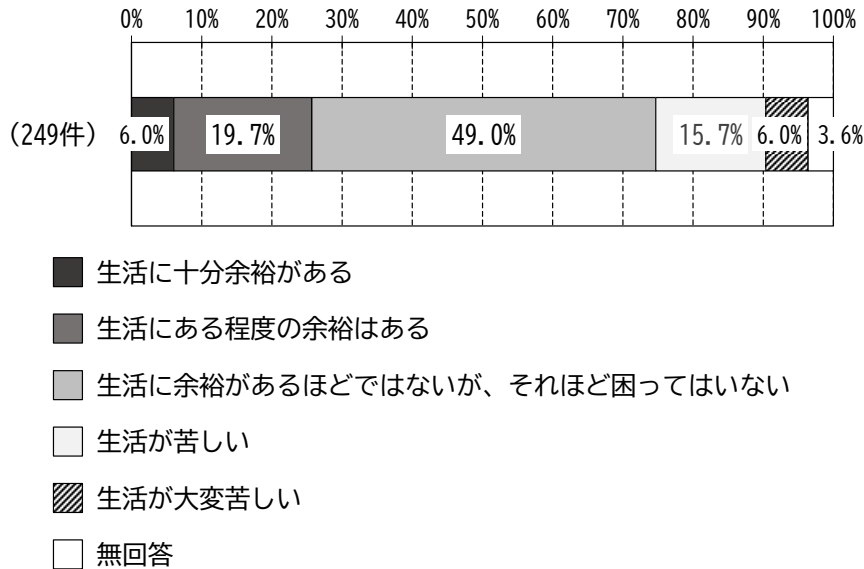


友人については「いる」が72.7%と7割以上を占めていますが、「いない」という回答も26.1%となっています。



友人について聞くと、「学校で知り合った友人」が77.3%でもっとも多くなっています。

○経済的な余裕

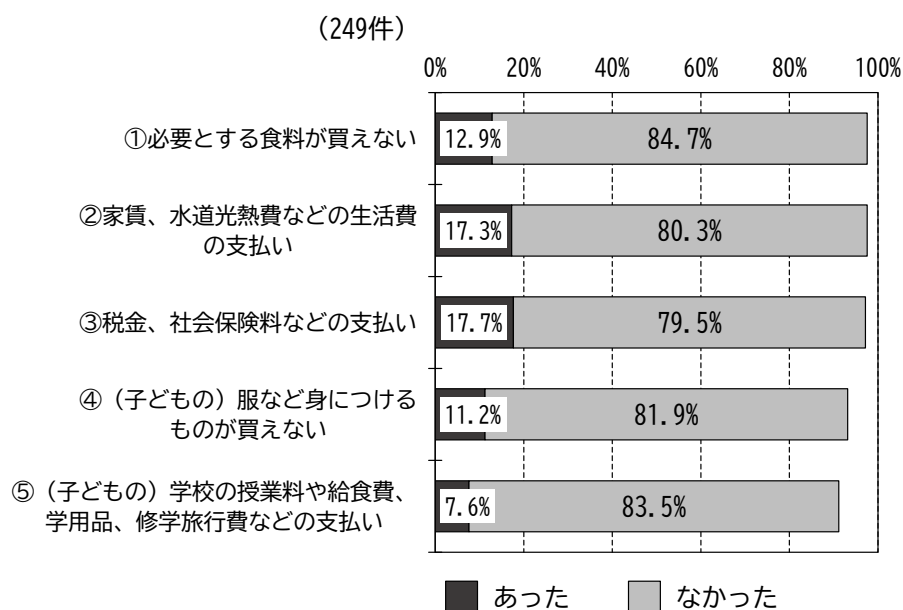


現在の暮らしの経済的余裕をみると、「生活が苦しい」という回答は15.7%、「生活が大変苦しい」は6.0%であわせると2割の人は経済的に苦しいとしています。「生活に十分余裕がある」(6.0%)、「生活にある程度の余裕はある」(19.7%)、「生活に余裕があるほどではないが、それほど困ってはいない」(49.0%)をあわせると、全体の7割以上は経済的に困っていない状況となっています。

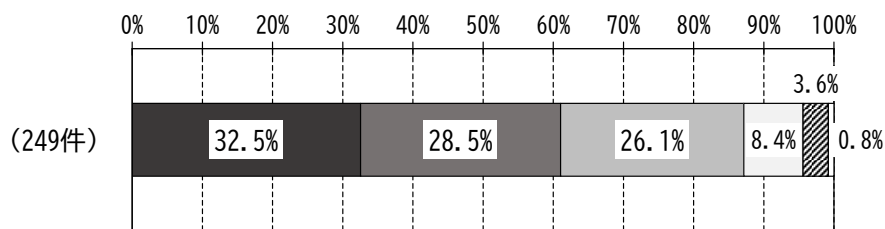
○経済的に困った経験の有無

	n	よくあった	ときどきあった	ほとんどなかった	まったくなかった	無回答
①必要とする食料が買えない	100.0%	4.0%	8.8%	25.7%	59.0%	2.4%
	249件	10件	22件	64件	147件	6件
②家賃、水道光熱費などの生活費の支払い	100.0%	4.0%	13.3%	19.3%	61.0%	2.4%
	249件	10件	33件	48件	152件	6件
③税金、社会保険料などの支払い	100.0%	6.8%	10.8%	22.9%	56.6%	2.8%
	249件	17件	27件	57件	141件	7件
④(子どもの)服など身につけるものが買えない	100.0%	3.6%	7.6%	21.3%	60.6%	6.8%
	249件	9件	19件	53件	151件	17件
⑤(子どもの)学校の授業料や給食費、学用品、修学旅行費などの支払い	100.0%	3.2%	4.4%	17.7%	65.9%	8.8%
	249件	8件	11件	44件	164件	22件

この1年間に家にお金足りなくて困った経験について“あった”(「よくあった」、「ときどきあった」と“なかった”(「ほとんどなかった」、「まったくなかった」)を整理すると、②家賃、水道光熱費などの生活費の支払い、③税金、社会保険料などの支払いについては、2割近くは困った経験があったとしています。



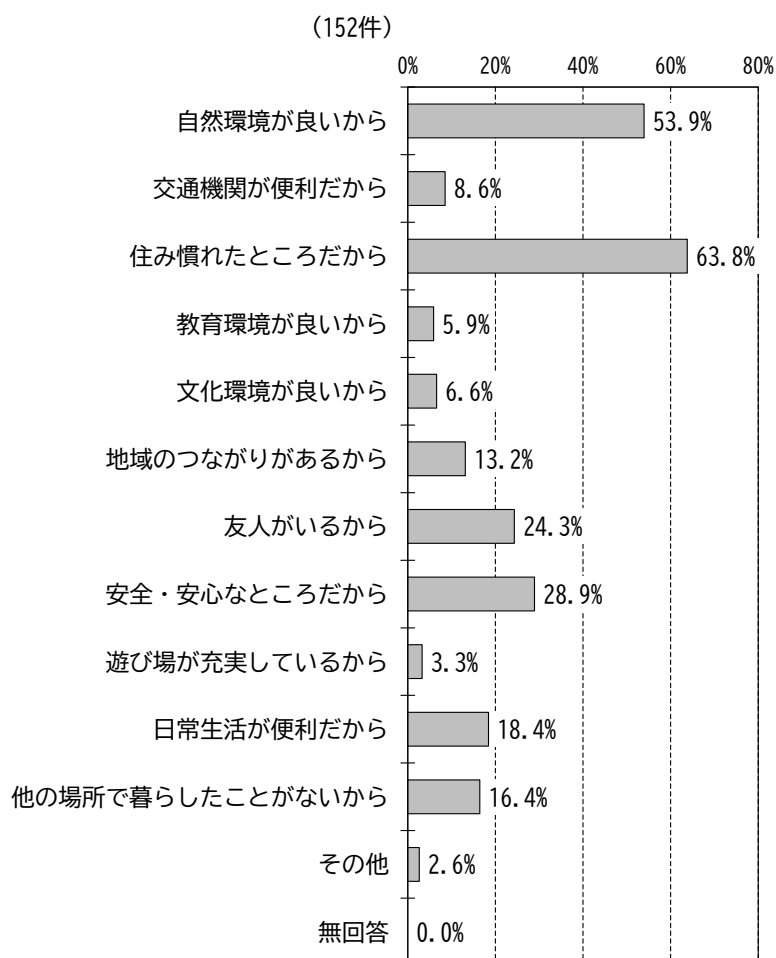
○現在住んでいるところへの好感度



好き
 どちらかといえば好き
 どちらともいえない
 あまり好きではない
 嫌い
 無回答

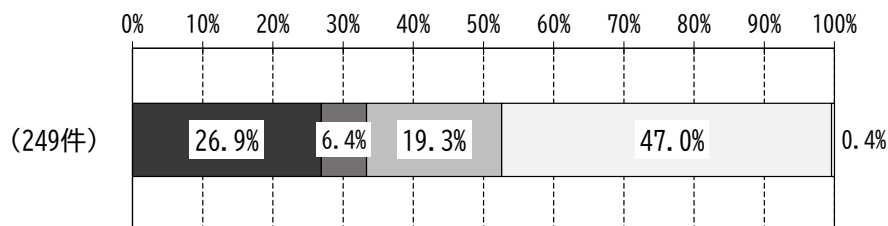
現在住んでいる地域については、「好き」が 32.5%、「どちらかといえば好き」（28.5%）とあわせると 6 割が好意的に評価しています。

○現在住んでいるところが好きな理由



現在住んでいるところが好きという人にその理由を聞くと、「住み慣れたところだから」が 63.8%でもっとも多く、ついで「自然環境が良いから」が 53.9%となっています。

○五城目町への定住意向

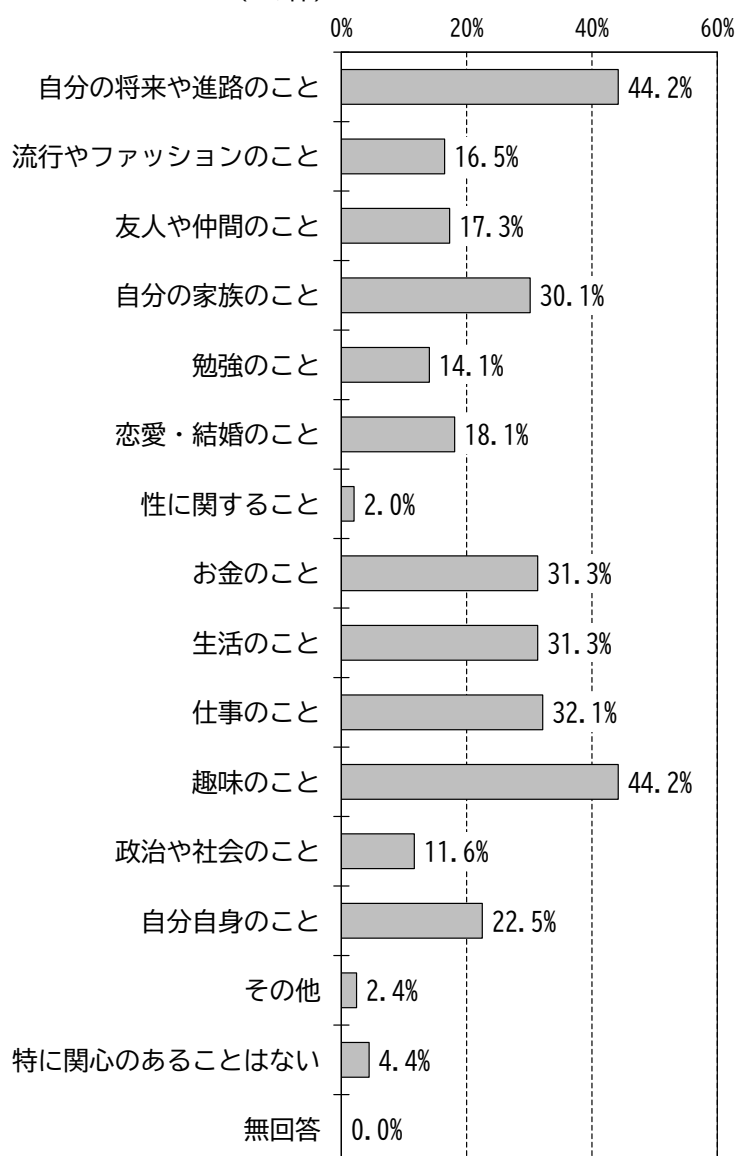


今の場所に住み続けたい
 町内の別の場所で住みたい
 町外に移り住みたい
 まだわからない
 無回答

本町への定住意向をみると、「今の場所に住み続けたい」は 26.9%で「町内の別の場所で住みたい」（6.4%）とあわせると 3 割以上が定住意向を示しています。一方、「町外に移り住みたい」という回答は 19.3%と約 2 割となっています。

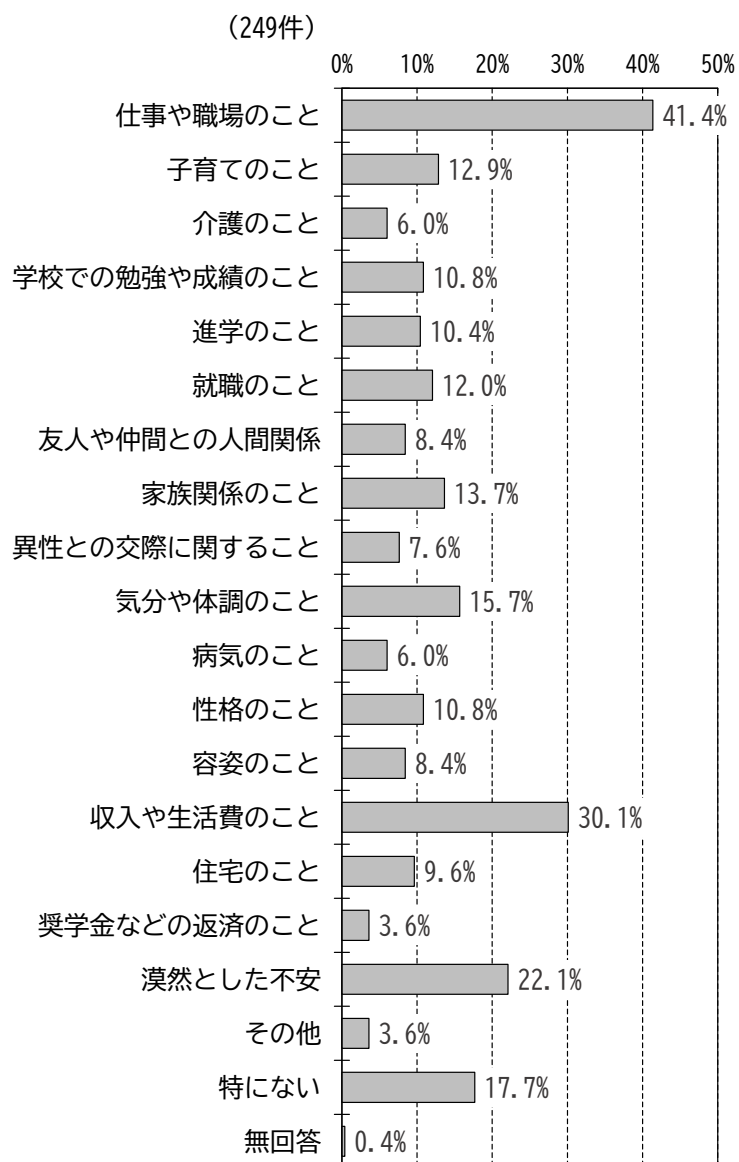
○現在の関心ごと

(249件)



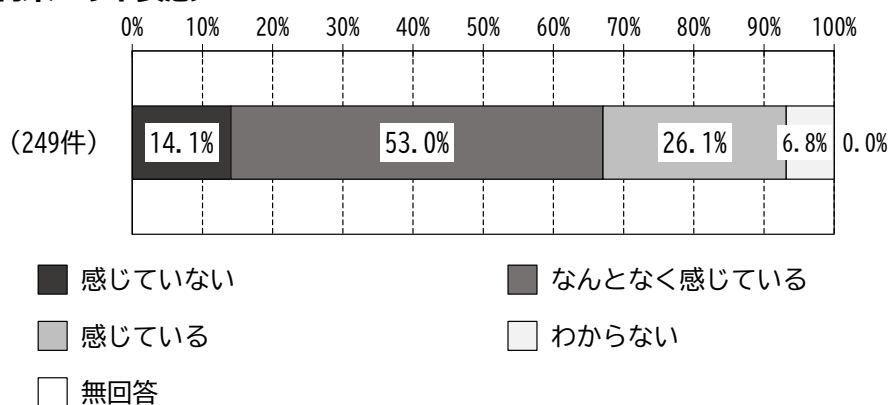
回答者が今関心のあることは「自分の将来や進路のこと」、「趣味のこと」がともに 44.2% で多くなっています。

○現在の悩みや不安



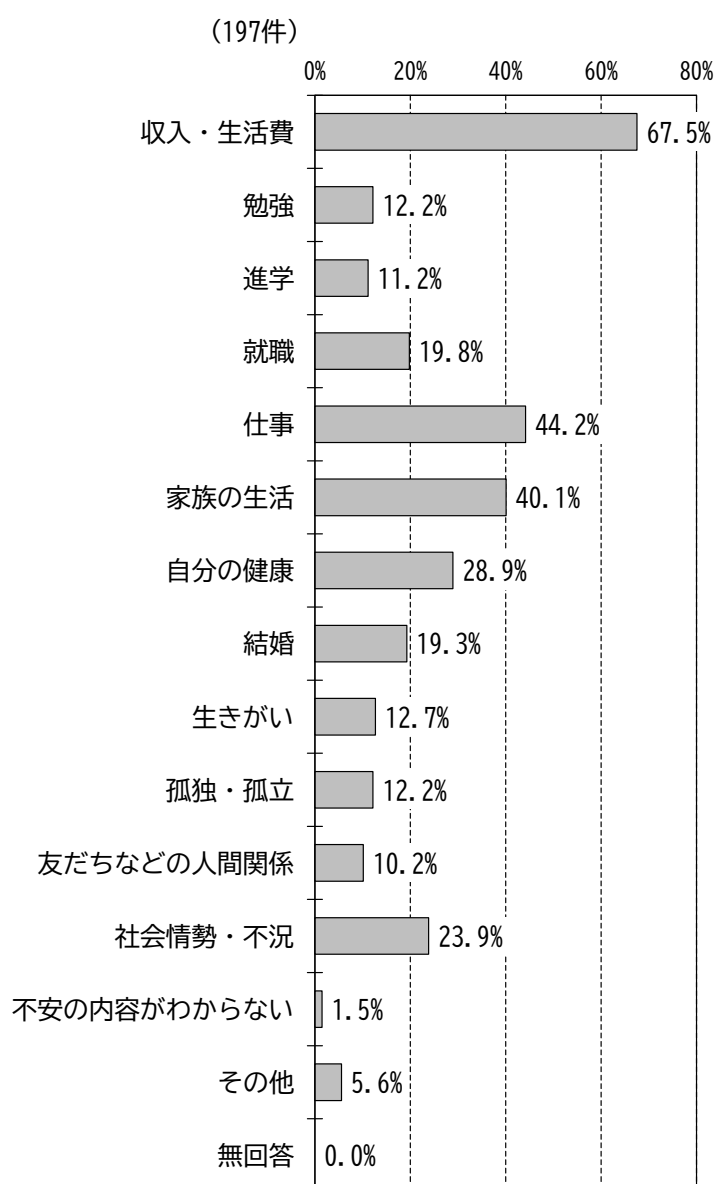
現在の悩みや不安について聞くと、「仕事や職場のこと」が41.4%でもっとも多く、ついで「収入や生活費のこと」が30.1%となっています。

○将来への不安感



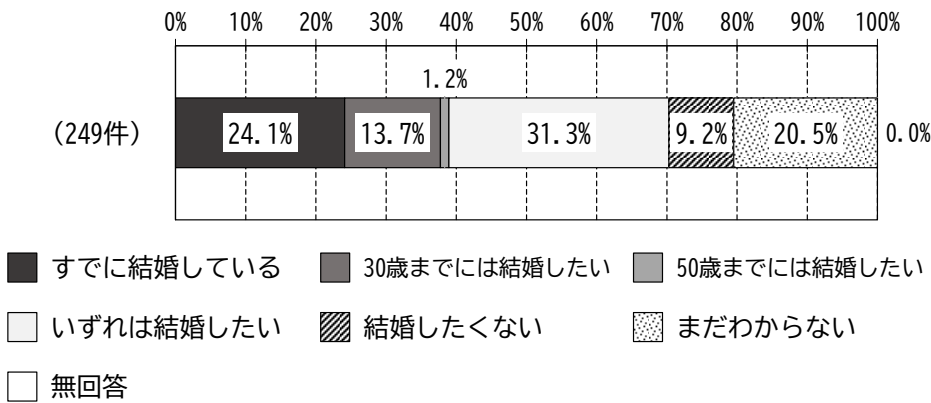
将来への不安感については、「感じている」（26.1%）と「なんとなく感じている」（53.0%）をあわせると、8割近くが不安を抱えているとしています。

○将来に不安を感じる理由



不安を感じている人に具体的な不安について聞くと、「収入・生活費」が67.5%でもっとも多くなっています。

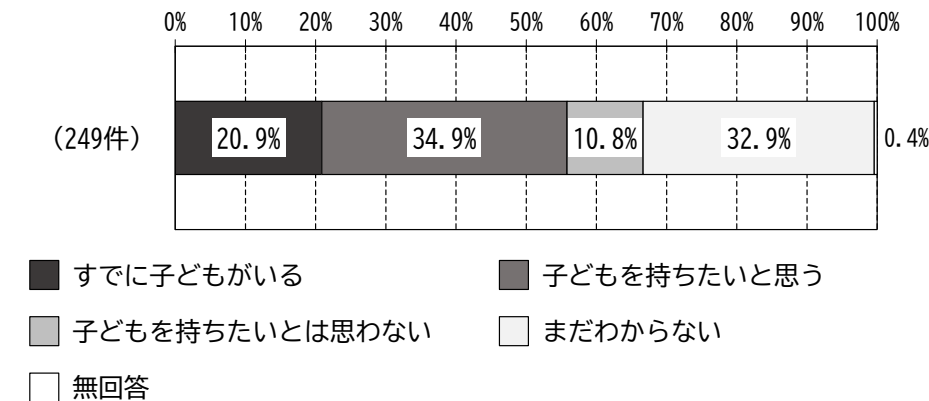
○今後の結婚意向



将来の結婚の意向を聞くと、「すでに結婚している」という人が24.1%おり、「30歳までには結婚したい」（13.7%）、「50歳までには結婚したい」（1.2%）、「いずれは結婚したい」（31.3%）をあわせると、結婚の意向がある人は46.2%となっています。

一方、「結婚したくない」という人は9.2%となっています。

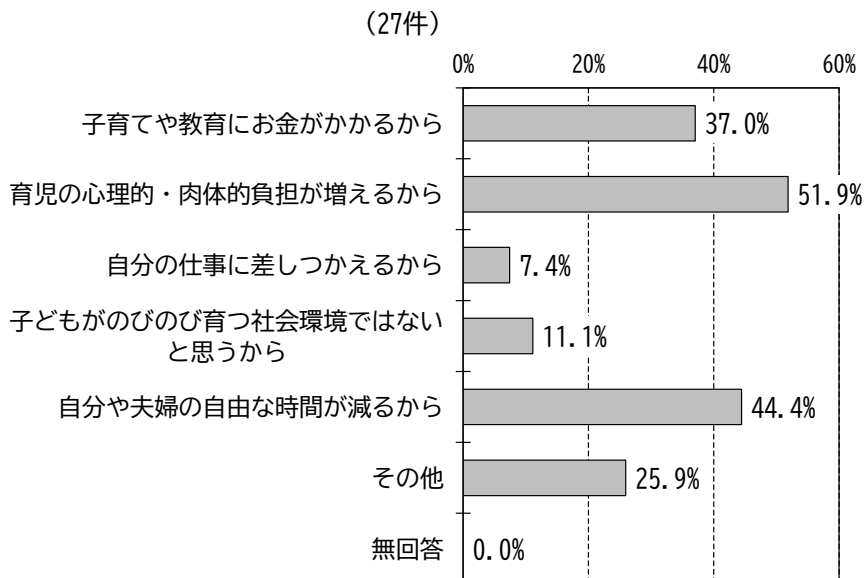
○子どもを持つ意向



将来子どもを持ちたいかどうかについて聞くと、「すでに子どもがいる」という人が20.9%おり、「子どもを持ちたいと思う」は34.9%と3割を超えています。

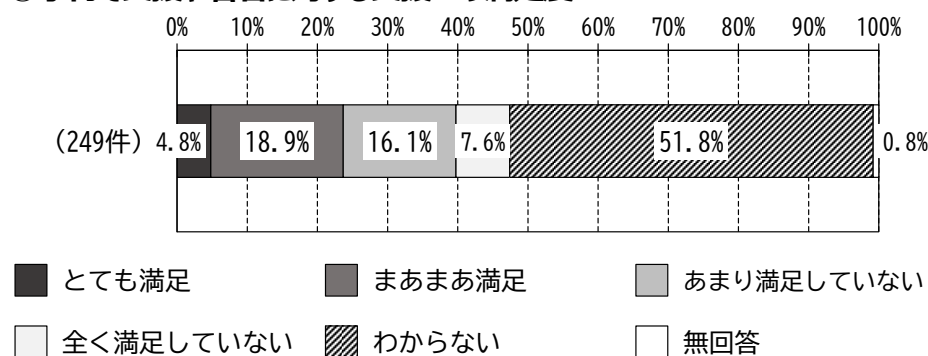
一方で「子どもを持ちたいとは思わない」という人は10.8%となっています。

○子どもを持ちたいとは思わない理由



子どもを持ちたいとは思わないという人にその理由を聞くと、「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が51.9%でもっとも多く、ついで「自分や夫婦の自由な時間が減るから」が44.4%となっています。

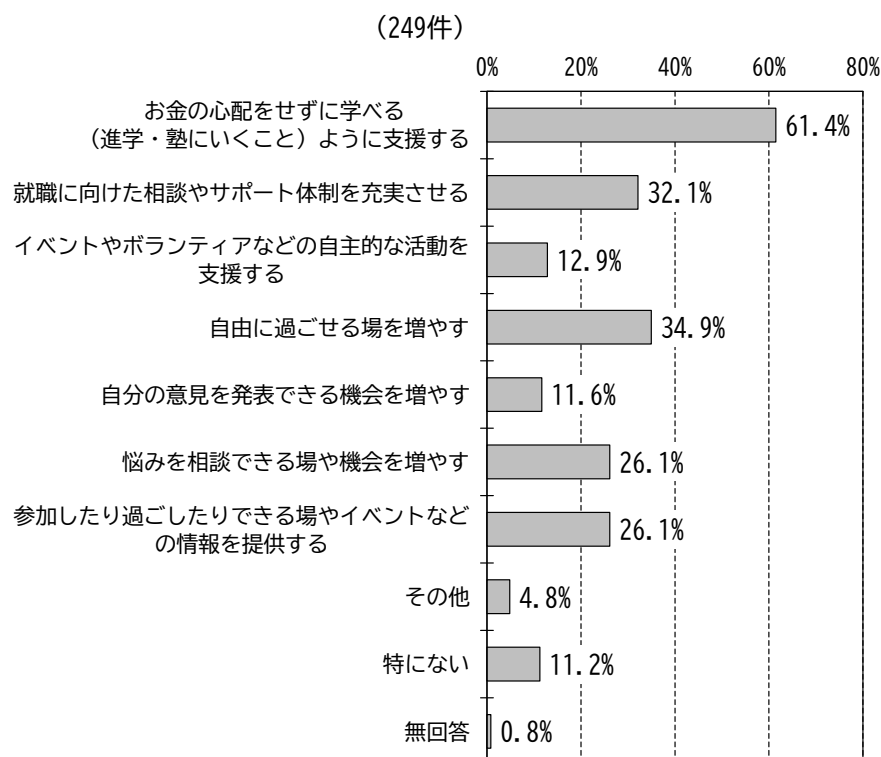
○子育て支援や若者に対する支援への満足度



町の子育て支援や若者に対する支援への満足度をみると、「とても満足」と「まあまあ満足」をあわせた“満足”という人は 23.7%、「あまり満足していない」と「全く満足していない」をあわせた“満足していない”という人も 23.7%で、町の取組に対する評価は二分しています。

半数以上は「わからない」としており、若い世代に対して町の取組は十分には周知されていない状況がうかがえます。

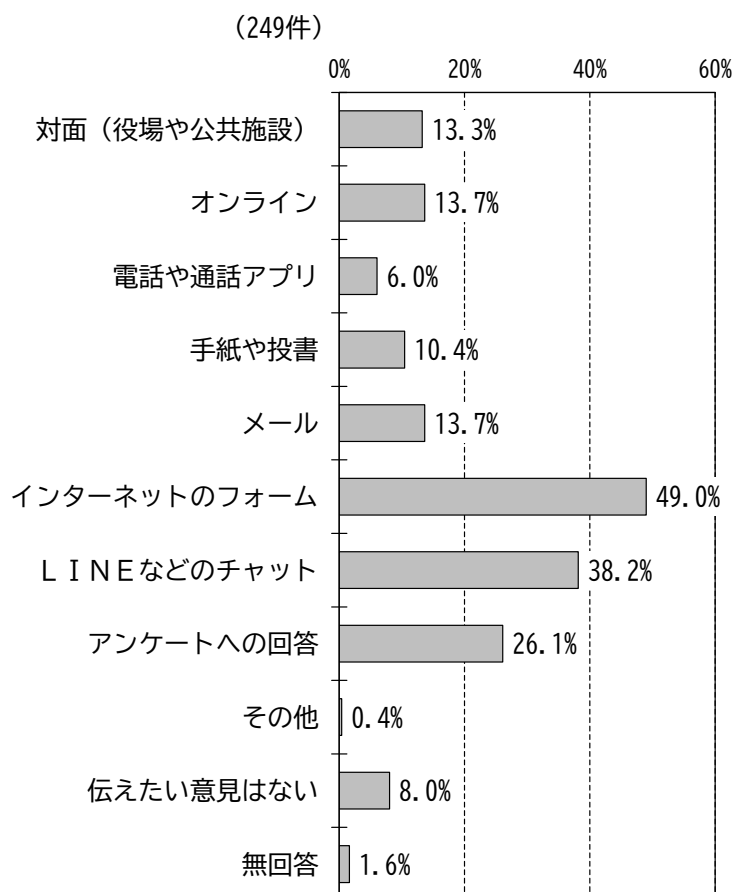
○これからの若者のために必要な取組



これからの若者に必要な取組としては「お金の心配をせずに学べる(進学・塾に行くこと)ように支援する」が 61.4%でもっとも多くなっています。

ついで「自由に過ごせる場所を増やす」が 34.9%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 32.1%となっています。

○町に自分の意見を伝えやすい方法



自分の意見を町に伝える方法としては、「インターネットのフォーム」（49.0%）、「LINE などのチャット」（38.2%）、「アンケートへの回答」（26.1%）などへの回答が多くなっています。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

本計画では、こどもや若者の心豊かで健やかな育ちを支援し、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもや若者にとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが求められます。

そうした中で、本町では、町のいまとこれからを考えるワークショップ「ごじょうめしゃべり場」を小学5年生から高校3年生までの児童生徒、高校生までのお子さんがある保護者を対象に、以下のテーマで行いました。

『自分たちが五城目町に住んできて、「しあわせ」や「うれしい」と感じたこと』
～“いま”と“これから”のごじょうめまちを考えよう！～

本計画においては、こどもを中心に据え、すべてのこども・若者一人ひとりが輝き、身体的・精神的・社会的に健やかに育ち、幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現を目指し、新たな基本理念を以下のように設定します。

すべてのこどもと若者の^{わかもの} ^{しあわ} **幸せ（ウェルビーイング）**が
^い **いまとこれからも持続し、自分らしく生きる**
～^{きょうど} ^{ほこ} ^も ^{ひと} ^{ちいき} **郷土に誇りを持ち、人と地域とつながり、**
^{ささ} ^あ **支え合うまちへ～**

2. 計画の基本的な方向性

（こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針）

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、**こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
- ②こどもや若者、子育て**当事者の視点を尊重**し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て**当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応**し、十分に支援する
- ④**良好な成育環境を確保**し、**貧困と格差の解消**を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の**生活の基盤の安定を図る**とともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って**結婚、子育てに関する希望の形成と実現**を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥**施策の総合性を確保**するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本町においてもこども大綱が掲げる基本的な方針を踏まえ、以下の点に留意して計画の推進を図っていきます。

- こども・若者の最善の利益を図るため、こども・若者の視点、子育て当事者の視点に立った施策の展開
- ライフステージに応じて切れ目のない施策の展開
- 地域で支援を展開

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、関連する施策・事業を4つの基本目標に沿って整理し、着実な計画の進展を図っていきます。

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こどもや若者が健やかに成長できるように、こどもの成長に応じて適切な保育・教育サービスを提供するとともに、各種の健（検）診などを通じて心身の健康の維持向上を図ります。

基本目標2 未来を切り拓くこども・若者への支援

こどもや若者が様々な可能性を等しく大きくしていくことができるように多様な学びや体験の機会や場を提供していきます。

また、若者の就労支援や様々な悩みや不安に対する相談支援を行うことで、未来を切り開くこどもや若者がいきいきと人生を送ることができる環境を整備していきます。

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

すべてこどもや若者がいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、自らが希望する未来に向けて主体的に生きていくことができるように、生活等に困難を抱えるこどもや若者の早期発見に努めるとともに、相談・支援の連携を強化し、教育、生活、就労など多方面に対する包括的な支援を行っていきます。

基本目標4 こども・若者を社会全体で支える体制の充実

こどもや若い世代を地域全体で支えていくことができるように、多様な連携やネットワークを構築するとともに、活動を支える人材の確保・育成に取り組んでいきます。

また誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

4. 施策体系

すべてのこどもと若者の ^{わかもの} ^{しあわ} 幸せ（ウェルビーイング）が
いまとこれからも ^{じぞく} ^{じぶん} ^い 持続し、自分らしく生きる
～ ^{きょうど} ^{ほこ} ^も ^{ひと} ^{ちいき} 郷土に誇りを持ち、人と地域とつながり、 ^{ささ} ^あ 支え合うまちへ～

基本目標 1 子ども・若者が健やかに成長できる環境整備

- (1) 子ども・子育て支援事業の推進
- (2) 教育・保育の質の向上
- (3) 妊娠期からの切れ目のない健康づくりのサポート
- (4) 情報提供、相談支援の充実

基本目標 2 未来を切り拓くこども・若者への支援

- (1) 多様な学びや体験を通じた健全育成の推進
- (2) 若者の就労環境の向上に向けた支援
- (3) 家庭の子育て力の強化に向けた支援

基本目標3 困難を有することも・若者への支援

- (1) 障がいのあるこども・若者への支援
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) その他の困難を有するこども・若者への支援

基本目標4 こども・若者を社会全体で支える体制の充実

- (1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 安全・安心な生活環境の整備

5. 町の「子育て支援・少子化対策」のめざす姿

町総合発展計画と整合性を図ります。

■この施策のめざす姿

地域や子育てに関わる関係者が連携し、子育てに安心感が持て、すべてのこどもたちが健やかに育つまちとなっています。

■施策の取り組み方針

子育て中の親が安心して働ける環境の整備を進めるとともに、こども園や保育施設の充実や子育て支援体制の強化を図ります。さらに、母子保健の充実と、児童福祉やひとり親への福祉を充実させ、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

町のめざす将来像として7つの重点施策

- 保健師・保育士が常駐し、町の子育て支援対策の相談や複合遊具も設置された遊び場など、1か所で完結できる五城目産木材を使用した子育て総合支援施設を設置し、妊娠から出産育児までの伴走型支援の進化を目指します。
- 雀館公園一帯を「こどものびのびゾーン」とし整備を目指します。
- 子育て世代に対する経済的支援の充実を図ります。
- スポ少、部活動等にかかる町内の施設使用料無償化を目指します。
- 小・中学校グラウンドのコンディション向上を図ります。
- 県外の成功例を参考に湖東の砦『五城目高校』の存続を図ります。
- 加速する少子化の中でも安定した「こども園」の運営を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標 1 : こども・若者が健やかに成長できる環境整備

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

○ 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

幼保連携型認定こども園もりやまこども園本園及び大川分園を核として、需要に応じた利用定員の見直しを行いながら、教育・保育の充実を図っていきます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】 : これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○ 時間外保育事業（延長保育事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

もりやまこども園本園及び大川分園では、通常の利用時間外において、延長保育を実施しています。

1号認定児	[教育標準時間] 7:30～ 8:15、13:30～17:00
2・3号認定児	[保育標準時間] 18:30～19:00、[保育短時間] 15:30～19:00

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】 : これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○ 休日保育事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

日曜日や祝日に保育を実施する事業です。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】 : これまで通り継続

各家庭においてこどもと過ごす時間とのバランスや保育教諭等の勤務体制等の解決すべき課題があるため、国や県の動向を注視しつつ検討していきます。

○一時保育事業（一時預かり事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	-------------------------------	---------	----------------

【事業内容】

もりやまこども園本園及び大川分園において、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、一時的に預かり、必要な保育を実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------------	---------	----------------

【事業内容】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の保育事由（就労要件等）を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

【今後の方向性】：新規事業（令和8年度から実施予定）

新規事業のため、事業実施に向けた準備を進めていきます。

○ショートステイ・トワイライトステイ事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）

現在のところ平成 30 年度からショートステイ事業は実施しましたが、トワイライトステイ事業については需要がなく、実施は困難であるため、当面実施の予定はありません。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

ショートステイ事業については今後も継続していきます。

トワイライトステイ事業については現在のところ実施予定はありませんが、利用ニーズが発生した際には対応できるように検討を進めていきます。

○病児・病後児保育事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気のこども及び病気からの回復期にあるこども、微熱等の体調不良になったこどもの保育を行う事業です。

（１）病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院や保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

（２）病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院や保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

（３）体調不良児型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

医療機関等との連携が必要となるため、現在、近隣の医療機関との協議を進めています。

○地域子育て支援センター事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

就学前のこどもを子育て中の保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域の拠点として、社会福祉法人キッズハウスもりやまに運営を委託し、年間通じて子育て相談等を実施しています。年間延べ1,200人程度の利用があります。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○子育て世代包括支援センター（すぎのこてらす）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------------	---------	-------

【事業内容】

子育て世代包括支援センター（すぎのこてらす）において保健師、助産師、管理栄養士等専門職による専門的な観点による利用者の相談・助言を実施します。

母子手帳アプリ（ごっこナビ）や町広報紙やホームページ等を利用した子育て支援情報の提供を実施しています。また、必要に応じて窓口相談も行っています。

妊娠前の不妊治療の相談や母子手帳交付時に面談をしながら相談支援を行っています。妊産婦の状況や必要に応じて医療機関やこども園との連携を図りながら対応しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

妊娠期から子育て期において総合的な相談窓口として今後も医療機関やこども園との連携を図りながら相談支援を継続していきます。また、望まない妊娠についての相談支援も行っていきます。

○ファミリー・サポート・センター事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との子育てをお互いに助け合う総合援助組織の事業です。

現状での実施は困難であり、当面実施の予定はありません。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

現在のところ実施予定はありませんが、利用ニーズが発生した際には対応ができるように検討を進めていきます。

○妊産婦健康診査

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊産婦一般健診及び精密検査、妊婦歯科健診を実施しており、産婦への母乳育児相談も含め、健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

検査回数・項目を増やすなど、毎年見直しを実施し、母体の健康管理に対応した内容に充実を図っていきます。

○妊婦のための支援給付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------------	---------	-------

【事業内容】

妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										

【今後の方向性】：新規事業（令和7年度から）

新規事業のため、事業実施に向けた準備を進めていきます。

○乳児家庭全戸訪問事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

保健師または助産師により乳児（主に2か月児）の家庭を訪問し、身長体重の計測を含む乳児の発育や産後母体の健康状態の確認、育児環境（事故防止）等への助言支援をします。また、子育てについての不安や悩みについて相談に応じます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

乳児期の訪問については2か月児を主に実施対象としているものの、未熟児や母乳栄養、育児不安などの理由により、希望する場合は複数回の訪問に対応しており、今後も丁寧な対応を継続します。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	-------------------------------	---------	-------

【事業内容】

保護者が就労などにより留守家庭となる児童を受入れ、放課後の遊びの場や生活の場を提供する事業です。

令和２年度に放課後児童施設が完成したことにより、100名の児童を２支援体制で受け入れが可能となり、令和６年度から対象学年を４年生までとしています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○			○				

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

開所時間の延長、対象学年を４年生まで引き上げるなど、事業内容を拡大してきました。

児童数の減少に注視しつつ、今後の利用状況をみながら順次対象学年を引き上げ、最終的には全学年が利用できるように体制を整えていきます。

(2) 教育・保育の質の向上

○保育料の完全無償化事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載） 子どもの貧困対策推進計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---	---------	-------

【事業内容】

国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料について、すべての子育て世帯を町が応援し、経済的負担の軽減を図る観点から、所得制限を設けず、第一子から保育料を町が補助するものです。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○					○				

【今後の方向性】：新規事業（令和6年度から）

今後も継続して実施していきます。

○待機児童ゼロ対策事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------------	---------	-------

【事業内容】

育児休業は、出生後1歳になるまで取得可能な制度であり、入園のためだけに短縮することがないように、仮申請後に入園決定する途中入園を行うために必要な費用を補助するものです。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○					○				

【今後の方向性】：新規事業（令和6年度から）

今後も継続して実施していきます。

○もりやまこども園の改修

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

老朽化による施設の維持管理が課題となっており、保育のニーズに応じて継続して取り組んでいきますが、状況を踏まえて柔軟な対応を図ります。

令和5年度にはもりやまこども園本園において、大規模改修工事を実施しました。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

施設・設備の老朽化に対応していくため、整備計画を策定し、安心・安全な保育環境の充実を図っていきます。

○保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

定期的な利用者への満足度調査の実施及び保育教諭等の資質向上のため、研修・研究機関への積極的な参加に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○学校授業への地域人材の活用

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

学校のニーズに応じ、地域全体で学習や行事等を支援し、こどもを育む環境を整備します。

学校支援コーディネーターを中心とした地域のボランティアによる学習支援や見守り活動を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○		○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も学校運営協議会を核とした、学校・家庭・地域が連携・協力し、コーディネーターを中心とした地域住民の参画による一体的な教育支援活動に取り組んでいきます。

○スクールカウンセラー配置

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課/秋田県中央教育事務所
----------	--------------	---------	------------------

【事業内容】

教育支援等を必要とする生徒等に対して適切な支援ができるよう、スクールカウンセラーを配置する事業です。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
				○		○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

中学校におけるカウンセリングによる心理的支援を引き続き行っていきます。

○広域カウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課 /秋田県中央教育事務所 /秋田県総合教育センター
----------	-------------------------------	---------	--------------------------------------

【事業内容】

教育支援等を必要とする児童生徒等に対して適切な支援ができるよう広域カウンセラー、SSWを配置する事業です。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○			○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

小・中学校におけるカウンセリングによる心理的支援を引き続き行うとともに、事故等、突発的事案に対する緊急支援を行っていきます。

○すこやかダイヤルの設置による相談受付

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	-------------------------------	---------	-------

【事業内容】

電話でいじめや悩みの相談を受け付けています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

毎年4月に小・中学校を経由し児童生徒へ周知を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。

○児童生徒学校サポート事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	-------------------------------	---------	-------

【事業内容】

配慮の必要な児童・生徒に対する生活・学習サポートを行う事業です。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も小・中学校のサポート職員（町会計年度任用職員）による生活支援・学習支援を継続していきます。

(3) 妊娠期からの切れ目のない健康づくりのサポート

○不妊に対する健康相談

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

不妊に対する健康相談の実施（こころとからだの相談室）及び不妊専門相談センターの紹介を行います。健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も不妊に対する健康相談の実施（こころとからだの相談室）及び不妊専門相談センターの紹介により、健やかな妊娠・出産のための相談支援や不妊治療費助成事業へつなげていきます。

不妊治療は女性が中心になりがちですが、男性の相談にも対応しているため、周知をはかり事業の成果につなげていきます。

○不妊・不育治療費助成事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------------	---------	-------

【事業内容】

不妊治療・不育治療にかかる費用を助成することにより、妊娠・出産を希望する方の経済的負担を軽減し支援します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										○

【今後の方向性】：県の制度改正に対応しながら実施

医療機関や町広報紙等で制度の周知を図り、必要な方に届く制度・支援を目指します。

○妊産婦に対するきめ細やかな指導

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

産前産後の母体の健康支援のため、喫煙（副流煙）による健康被害に関する情報提供やアルコール被害等健康管理について適切な保健指導・助言を実施します。また、就労妊産婦が利用できる制度の情報提供、専門機関の紹介を行うとともに、産後サポート事業・産後ケア事業を周知し利用促進につなげます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○						○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

母子手帳交付時と産後の面談を確実に実施する事により、母体の健康の維持増進と、制度の周知による必要な制度の利用促進を図ります。

○母子手帳アプリ（ごっこナビ）事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

子育て世代が情報取得のツールとして使用するスマートフォンやタブレット等を活かし、乳幼児健康診査、予防接種等の子育て関連情報をタイムリーに発信します。また、紙の母子健康手帳と併用し、保護者が妊娠、出産、こどもの成長を記録できる機能を提供します。アプリを通じて保健師や助産師、栄養士等とオンラインで相談できるサービス環境も整えています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○						○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

母子手帳交付時にアプリのダウンロードが完了しないケースも多いため、出生後の面談等でダウンロード状況を確認し、ダウンロード率の向上に努めてきました。

今後もアプリのダウンロードを推奨し、子育て世帯のダウンロード率 100%を目指します。またオンライン相談の実施についても広く周知し、保護者が相談しやすい環境を整えていきます。

○妊産婦訪問指導

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

医療機関と連携して実施しています。

仕事等で訪問時間をとることが困難な妊産婦については、Web 面談にも対応しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○						○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

支援が必要な妊婦については医療機関と連携しています。また8 か月頃の妊婦へのアンケートの結果をもとに面談や電話訪問を実施しており、仕事等で訪問時間をとることが困難な妊婦の方で対面型相談ができない場合は、Web 面談も取り入れて実施していきます。

○母子健康手帳の交付・活用

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

母子健康手帳の早期交付及び必要性のPRを実施するとともに、健やかな妊娠・出産のための助言・支援を心がけ、母子健康手帳の活用方法の周知をしています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

交付日以外で交付を希望する方にも対応しています。時間が無く対面での面談ができない方にはWeb面談も併用し、妊娠期から子育て期までの一貫して利用できることを周知していきます。

○健診等未受診者対策の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

健診未受診者や予防接種未接種者について、通知や電話で健診や予防接種の必要性を周知しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				○

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

今後も個別通知や電話、関係機関とも連携するなど、あらゆる機会を通じて周知するとともに、勧奨を実施します。

○疾病や障がいのあるこどもが地域で安心して生活できる体制の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

3歳児精密検査の実施による疾病や障がいのあるこどもの早期発見に努めるとともに、関係機関との連携による状況把握と継続支援、及び保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供に努めています。

健康診査等により多職種が連携し、必要な関係機関につなげることができています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

疾病や障がいのあるこどもが地域で安心して生活できるように医療機関・療育機関との連携を図ります。

乳幼児健診や巡回児童相談において、保護者からの相談支援を行っています。巡回児童相談の回数が少ないため、必要な時期に早期に療育機関へつなげることができるよう検討していきます。

○予防接種の啓発

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

町広報紙等で予防接種についてのPRを実施し、必要時個別通知を実施するなど予防接種の周知に努めています。また、乳幼児健診等の機会や母子手帳アプリ（ごっこナビ）、町広報紙やホームページを利用し予防接種の重要性について周知しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○						○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も母子手帳アプリ（ごっこナビ）や町広報紙等を利用し、個別通知などタイムリーにきめ細かな対応を実施していきます。

○低体重児に対する訪問指導体制の確立

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

関係機関と連携して、訪問支援体制を整備しています。保健師や助産師による訪問を実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

希望する方・必要な方には県外への里帰り訪問も実施・対応しているので、今後もきめ細やかな対応に努めていきます。

医療機関と連携を図りながら実施していることから、今後も関係機関と連携しながら、適切な時期に訪問等対応を行っています。

○乳児健診（4か月、7か月、10か月）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

乳児健診（4か月、7か月、10か月）では、月齢に応じた心身の発達確認について、小児科医師を中心とした専門職により実施しています。また、子育て相談とあわせて実施し、乳児期の育児不安解消に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

町外から里帰り中の希望する方にも実施し、きめ細やかな対応に努めています。今後も関係機関と連携しながら、適切な時期に健診を実施等していきます。

○ 1歳6か月児健診、3歳児健診

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

1歳6か月児健診、3歳児健診による心身の発達確認や疾病等の早期発見をするとともに、個別相談による育児不安の解消に努めています。眼科検査には専用の屈折検査機器（スポットビジョンスクリーナー）を導入し、弱視等の見逃しの無いよう努め、眼科も含め要精密検査対象児には受診券を発行し、事後経過を管理し、医療機関を中心とした関係機関と連携した取組を実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

欠席者をそのままにせず、次回参加または訪問により発達や生育状況等の確認を実施しています。また、子ども園と連携して発達の確認をし、適宜関係機関につなげるようにしています。

今後も法定健診として継続して実施し、適切な時期の発達の確認と異常の早期発見、相談体制の充実を図ります。

○ 歯科健診（1歳6か月児、2歳児、3歳児）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

歯科健診（1歳6か月児、2歳児、3歳児）は口腔機能の維持・向上やむし歯罹患0人を目指し、町内の歯科医療機関と連携して実施しています。歯科衛生士による歯磨きの実技指導や、管理栄養士によるおやつ指導、保健師による口腔機能に関わる言葉の発達確認なども併せて実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

保護者の歯科健診も同時に実施し、保護者など育児に関わる大人の口腔衛生の意識向上にも努めています。

○むし歯予防の啓発

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

1 歳児健康相談において、歯ブラシの配布や歯科衛生士による乳歯からのむし歯予防教育を実施し、予防啓発をしています。また、最後の健診となる 3 歳児歯科健診においては、むし歯のないこどもにむし歯ゼロ賞を贈呈し、町広報紙に顔写真を掲載するなど、こどもの仕上げ磨きを頑張ってきた保護者にも成果を喜んでもらい、引き続き口腔衛生に心がけてもらうよう啓発しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				○

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

さらにむし歯予防を推進するために、2 歳児でのむし歯予防のための指導を充実していきます。
3 歳児の前の 2 歳児歯科健診のむし歯予防の充実を図るため、食生活指導を充実していきます。

○フッ化物洗口事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

5 歳児を対象にもりやまこども園で週 5 回、洗口液でぶくぶくうがいを行っています。また、小・中学校では週 1 回行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も県歯科衛生士の協力を得て、こども園や小・中学校と連携を取りながら実施していきます。

○小児医療の充実

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

広域的連携のもとに、小児医療の充実・確保を検討します。
秋田県こども救急電話相談室「＃8000」の普及啓発に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○	○			○		○	○	○

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

妊娠期から子育て期において年々周知する内容の充実を図ってきました。
今後も子育てに関する幅広い情報を発信できるよう、関係各課とさらに連携を図っていきます。

(4) 情報提供、相談支援の充実

○地域子育て支援センター「こどもの木」による相談・助言

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

地域子育て支援センター「こどもの木」による保育教諭、保健師や栄養士等に依頼し各専門的な観点より利用者の相談・助言を実施します。

毎月発行される「こどもの木」のおたよりや町広報紙、ホームページ等を利用した子育て支援情報の提供を実施しています。また、必要に応じて窓口相談も行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○育児相談

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

子育て世代包括支援センター（すぎのこてらす）にて、育児や発達などの相談に対し、個室にて安心して相談できる体制をつくり、健やかな妊娠・出産・育児のための指導・助言に心がけています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も迅速な対応ができるよう、関係機関と連携していきます。

○保育サービスに関する積極的な情報提供

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

保育サービスに関する事業の情報提供を多様な手段により積極的に実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○子育てガイド等の作成、配布

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

町子育てガイドの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・ガイドブック等の積極的な配布を実施します。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○町広報紙による子育て支援情報の提供

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/まちづくり課
----------	---------------	---------	--------------

【事業内容】

町広報紙及び出会いから子育てまでの専用ホームページにより、子育てに関する意識の啓発を推進するとともに、保護者への子育て支援サービスに関する情報の提供・相談・助言及び利用のあっせんを実施します。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

また、地域子育て支援センター「こどもの木」での情報提供や、必要に応じて窓口相談も実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

基本目標 2：未来を切り拓くこども・若者への支援

(1) 多様な学びや体験を通じた健全育成の推進

1) 健全育成事業の推進

○ブックスタート事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

NPOブックスタートを活用し、乳幼児（4か月、7か月、10か月、1歳、2歳）と保護者を対象者とした絵本の読み聞かせを実施しています。保育教諭により、絵本を介したコミュニケーションやこどもとの関わりについて体験・学習してもらいます。NPOブックスタートで推奨している絵本を毎回1冊ずつプレゼントしています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

保育教諭による読み聞かせ体験学習は好評で、乳幼児と保護者の絵本を介した『ふれあい体験』の重要性を伝える機会にもなっており、今後も継続していきます。

○放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	--------------	---------	-------

【事業内容】

小学校4～6年生の放課後の安全な居場所確保と学習支援のため、「わかすぎくらぶ」に学習支援員を配置し、学習支援を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○			○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も小学校4～6年生の放課後の居場所づくりと学習支援として継続して実施していきます。

しかし、現状として、支援員の確保が厳しく、今後の運営が困難になることも考えられるため、慎重に協議していきます。

○児童の健全育成

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課 /生涯学習課
----------	---------------	---------	-----------------------

【事業内容】

児童健全育成の広報啓発活動を積極的に推進します。継続して推進しており、必要に応じて情報提供を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

関係機関と連携を図りながら、今後も継続して実施していきます。

○思春期保健対策の充実

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

性や性感染症予防に対する情報提供に努めるとともに、学校養護教諭との連携や相談機関の紹介を推進します。

年間計画に基づき、授業での指導や健康相談及び個別保健指導を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

多様化するメディア等から得られる情報を正しく判断する能力の育成を図るため、国や関係機関等からの指導・情報提供に基づき、授業での指導や健康相談及び個別保健指導を継続して実施していきます。

○放課後子ども教室「わらしべ塾」の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	生涯学習課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

放課後子ども教室「わらしべ塾」の推進に努めます。

こどもたちの居場所づくりとして町内の指導員が様々なカリキュラムを提供しています。また、小学校、地区公民館等の関係機関と連携を図っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

事業の周知が不十分な部分もあるため、引き続き周知を行うとともに、事業の継続と内容の充実を図るために地域住民の中から指導員となる人材の発掘に努めていきます。

○体験教室等の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	生涯学習課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

「秋田県環境と文化のむら」の自然観察会や体験教室等の積極的な利用を推進します。
秋田県自然保護課や専門ボランティアと連携して実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

秋田県自然保護課や専門ボランティアと連携を図ることで、自然体験に関わる講座を提供できていることから、今後も「環境と文化のむら」職員との連携を図っていきます。

○スポーツ少年団活動への支援

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	生涯学習課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

団員、指導者、団スタッフによる活動を支援します。町内スポーツ少年団の相互交流を図り、持続可能なスポーツ少年団活動を推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

少子化が進んでいますが、これまでのところ単位団は維持できています。今後も関係者との連携強化を図り活動を維持できるようにしていきます。

2) 交流・体験事業の推進

○ふれあい体験学習

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

もりやまこども園で、中・高校生を対象とした「ふれあい体験学習」を実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
				○	○					

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○高校生ボランティアの受け入れ推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

もりやまこども園での高校生ボランティアの受け入れを推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○			○					

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/もりやまこども園
----------	---------------	---------	----------------

【事業内容】

地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進に向け、園児による老人福祉施設への訪問活動や、もりやまこども園各種行事への高齢者の招待・老人クラブとの交流などを行います。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○						○		○

【今後の方向性】：これまで通り継続

もりやまこども園では老人クラブと、大川分園では里村プロジェクト（稲刈り・菜園活動の指導など）、敬老福祉のつどいでのアトラクションなどで交流を図っており、今後もこども園を中心に、世代間交流を推進していきます。

○地域行事へのこどもたちの参加促進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	生涯学習課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

伝統芸能や地域の各種行事へのこどもたちの積極的な参加を推進します。
地域の伝統芸能を次世代に残す工夫と、後継者育成に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○	○	○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

指導者の高齢化、演者の減少にともなう後継者不足という状況があるため、関係者と協議連携を重ねながら、事業の周知に努め、行事参加者の拡大を図り、より多くの人に関心を持ってもらい後継者となり得る人材の確保につなげていきます。

3) 食育事業の推進

○食育推進（学校給食）事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	-------------------------------	---------	-------

【事業内容】

学校給食事業を通じて、児童生徒の心身の健全な発達を図るとともに、学校栄養士による栄養指導も併せて実施しながら、健全な食生活を実践するための力を育む取り組みを行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○				○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

令和5年度から学校給食の無償化を開始しています。

今後も地場産の食材使用率の向上、食育の推進、将来の人材育成に取り組んでいきます。

○食物アレルギーへの対応

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課／学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

乳幼児健診において、保護者に情報提供や指導を行うとともに、食物アレルギーのあるこどもに安全な給食を提供するため、給食の個別対応に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○								

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も保護者からの聞き取りや、情報共有を十分に図り、対応していきます。

○食文化の伝承

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	農林振興課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

平成21年度から開始している事業です。学校や親子、地域を対象とし、郷土料理「だまこ鍋」の料理教室を実施しています。米消費拡大地域活動推進員と連携し、指導を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○			○	○

【今後の方向性】：これまで通り継続

新型コロナウイルスの影響もあり、実施できたのは令和5年からとなっています。主に学校を対象に実施し、だまこ鍋の伝承を図りました。

今後も米消費拡大地域活動推進委員会と連携し、継続して実施していきます。

○農業体験の実施

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	農林振興課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

平成 21 年度から開始している事業です。小学生や高校生を対象に野菜の播種や収穫等の農業体験を実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○	○					○

【今後の方向性】：これまで通り継続

新型コロナウイルス感染症の影響や指導者の都合により中止となっていた期間もありましたが、今後は関係者と連絡を密にし、実施できるよう努めます。

(2) 若者の就労環境の向上に向けた支援

○多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の啓発

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の広報・啓発・情報提供等を推進するとともに、国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○		○	○	○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○育児休業制度活用の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

育児休業制度活用の推進に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○		○	○	○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○企業への啓発

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

時間休暇がとれる職場など企業の協力体制の改善に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○		○	○	○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○男女共同参画の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	総務課
----------	---------------	---------	-----

【事業内容】

男女共同参画の推進に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○	○	○

【今後の方向性】：これまで通り継続

秋田県中央男女共同参画センターと共催により、令和5年度に災害時における男女共同について3回の研修を実施しました。令和6年度は主にアンコンシャス・バイアスについて1回の研修を実施しています。

今後も参加者の関心にあった講座を開催し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。

(3) 家庭の子育て力の強化に向けた支援

○健全な家庭づくりの推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

健全な家庭づくりの推進に努めます。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○父親を対象とした子育て講座等の実施

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

父親を対象とした子育て講座等を実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：縮小

少子化とコロナ禍のため未実施となっていました。関係課との連携や広域で他市町村から参加募集している場合などについても、今後は母子手帳アプリ（ごっこナビ）やホームページなどを活用し幅広く周知していきます。

○子育てファミリー支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

平成30年度から開始している事業です。平成30年4月2日以降に第三子以降の子が生まれた世帯に対し、小学校就学前のこどもが一時保育を利用した場合、年間15,000円を上限に利用料を助成します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

第三子出生後、入園する世帯が多く、実情に即したサービスとなるように内容の見直しを検討していきます。

○子育て支援生活援助事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	社会福祉協議会
----------	---------------------	---------	---------

【事業内容】

妊娠期から産後 1 年未満の間、日中、近くに支援をしてくれる人がいない家庭に対して、生活の負担軽減を図るため、家事支援を行う事業です。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

利用者がいない状況であるため、リーフレットをリニューアルして、健康福祉課の窓口を設置するなど周知を強化していきます。

○乳幼児の事故防止の指導

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

訪問時や各種健診時に、乳幼児事故防止についての指導・助言を行います。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				○

【今後の方向性】：これまで通り継続

各種乳幼児健診で事故防止を周知するとともに、トレンド的事故などは随時、母子手帳アプリ（ごっこナビ）にて配信していきます。

○栄養相談・栄養指導

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

乳幼児健診において、栄養相談・栄養指導を行い、望ましい食生活の定着を推進しています。相談・指導は個別に応じることで、育児不安の解消に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠中	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

乳幼児健診の受診者全員に対して、栄養相談・栄養指導を実施し、望ましい食生活の定着について丁寧な指導を行っています。

今後も継続し、子育て世帯における食育の推進を図るとともに、幼児が野菜を身近に感じるきっかけづくりとして、野菜のつかみ取り等も実施していきます。

○親子の食育教室

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

生涯学習課や子育て支援センター等と連携し、親子の食育教室を実施しています。
親子での調理体験を通じて、食に関心を持つこどもを増やすとともに、子育て世帯の食育の推進を図ります。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

生涯学習課と連携し、減塩や野菜摂取を促す食育教室を開催しています。
地域子育て支援センター「こどもの木」における食育教室はコロナ禍をきっかけに休止していましたが、再開を目指し、親子での調理体験の機会を充実させていきます。

○離乳食づくり教室

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

離乳食の調理実習や試食を通じて、保護者に適切なアドバイスを提供し、離乳食づくりをサポートします。
また、保健師や管理栄養士が相談に応じ、育児の不安解消に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

4 か月健診で直接離乳食づくり教室の参加を呼びかけ、参加率の向上を図っています。
今後も教室への参加を積極的に呼びかけるとともに、保護者が安心安全に離乳食づくりを進められるよう、事業内容の充実を図ります。

基本目標3：困難を有するこども・若者への支援

(1) 障がいのあるこども・若者への支援

○障がいの早期発見

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

3歳児精密検査の実施や、こども園による心身の発育・発達状況調査等により、障がいのあるこどもの早期発見に努めます。家庭環境などを総合的に判断しています。

巡回相談や各種健診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				○

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

コロナ禍で巡回相談事業（県）が縮小・中止となり、参加予定者が参加できないこともありましたが、令和6年度は要望した結果1回開催予定だったところを2回開催することができました。

巡回相談事業（県）は縮小傾向であることから、今後は5歳児健診実施に向け事業展開していくことを検討するとともに、その中で臨床心理士による発達検査を実施していきます。

○教育相談、就学指導体制の充実

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

教育相談、就学指導体制の充実に努めます。

個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○	○		○			○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も生活支援員による児童生徒の支援を継続して行っています。

○特別支援教育・保育の充実

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

配慮が必要な子どもに対する教育・保育の充実に努めます。
個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も保育教諭等や生活支援員による児童生徒の支援を継続して行っています。

○特別支援学級児童生徒の援助

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	--------------	---------	-------

【事業内容】

特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援学級の児童生徒の保護者に対して補助を行っています。
学用品費・修学旅行費・給食費等を補助しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費・修学旅行費・給食費等の補助を行っています。

○障がい児支援に向けた関係機関との連携

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

障がい児支援に向けて関係機関との連携による状況把握と継続支援に努めます。
巡回相談や各種健診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

疾病や障がいのある子どもが地域で安心して生活できるように医療機関・療育機関との連携を図ります。
乳幼児健診や巡回児童相談において、保護者からの相談支援を行っています。巡回児童相談の回数が少なく、必要な時期に早期に療育機関へつなげることができるように検討していきます。

(2) ひとり親家庭への支援

○こども園への優先入園

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

ひとり親家庭のこども園への優先入園を実施します。家庭環境などを総合的に判断しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○ひとり親家庭支援に向けた関係機関との連携

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

ひとり親家庭の支援に向けて、県のひとり親家庭支援策との連携及び広報に努めます。家庭環境などを総合的に判断しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○母子父子寡婦福祉資金の貸付事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課/秋田県中央福祉事務所
----------	--------------	---------	------------------

【事業内容】

母子父子寡婦家庭に対して、修学資金や就職支度資金の貸付を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○児童扶養手当の支給

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課/秋田県中央福祉事務所
----------	--------------	---------	------------------

【事業内容】

父母の離婚などによるひとり親家庭、または養育者に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当となっています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

(3) その他の困難を有するこども・若者への支援

○児童虐待の早期発見

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

乳幼児健診時、こども園や小・中学校と連携を図り、パンフレットを配付するなど児童虐待の予防的支援及び未然防止に重点的に取り組み、日常生活での早期発見に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○		○		○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

関係機関と情報共有するなど連携を強化していきます。

○児童虐待防止体制の構築

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

児童虐待に対する連絡体制の構築により未然防止の推進に努めます。
学校や主任児童委員と連携して防止に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○		○		○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

関係機関と情報共有するなど連携し、未然防止・早期発見・児童虐待防止に引き続き努めていきます。

再 掲

○教育相談、就学指導体制の充実

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

教育相談、就学指導体制の充実に努めます。
個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○	○		○			○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も生活支援員による児童生徒の支援を継続して行っています。

○要保護児童支援のための関係機関の連携

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

関係機関との連携強化による防止対策に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

学校と連携・情報共有することで、児童生徒の支援を引き続き行っていきます。

○要保護・準要保護児童生徒の援助

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	--------------	---------	-------

【事業内容】

児童生徒が明るい学校生活をおくれるよう、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

○子育て支援事業による各種相談の活用

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

子育て支援事業による各種相談を利用して防止に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も関係機関と連携を図りながら対応し、随時情報共有を図りながら取り組んでいきます。

○被害に遭ったこどもの保護の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/学校教育課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

被害に遭ったこどもの保護のため、こども園等による家庭訪問、相談事業、また子育て支援事業による各種相談を利用してこどもの保護に努めます。さらに県警や、やまびこ電話等、関係機関と連携した支援に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力を入れています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○	○	○			○

【今後の方向性】：これまで通り継続

関係機関も含め、相手にできるだけ不安を感じさないようタイムリーかつ統一した対応を心がけ、課内外で打合せしながら、関係機関と連携して対応していきます。

○生活保護事業の適正な運用

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課/秋田県中央福祉事務所
----------	--------------	---------	------------------

【事業内容】

生活保護の受給により、小・中学校、高校での就学に支障がないように対応しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

基本目標4：こども・若者を社会全体で支える体制の充実

(1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり

○子育て支援サービス、保育サービスの情報ネットワーク構築

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

子育て支援に係る人的ネットワークづくりを推進します。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行います。

様々な角度からネットワークを構築し、子育て意識の高揚や理解・関心を高めていきます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○地域における青少年育成活動の促進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	生涯学習課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

地域における青少年育成活動の促進に努めます。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○	○		○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も関係者と協議連携を重ねながら、関係機関で行っている事業の情報提供なども含め、事業の周知に努めていきます。

○親の会・子ども会の育成

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/生涯学習課
----------	---------------	---------	-------------

【事業内容】

親の会・子ども会の育成に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○	○			○

【今後の方向性】：これまで通り継続

少子化により子ども会に入会する町内が減少しているため、関係部署を含め町民に周知を図り、会の育成、活性化に努めていきます。

○青少年のボランティア活動等の促進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

青少年のボランティア活動等の促進に努めます。継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

近年コロナ禍のため未実施となっていました。今後は町内の高校生を対象とした取組についても検討していきます。

○子育てボランティアの活用

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

子育てボランティアの積極的な活用を推進します。

各種行事に子育てボランティアを積極的に活用しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

町内のサークルはコロナ禍から未活動であると同時に、サークルに新規加入者がいないため、ほとんど活動が無い状態となっています。

今後は他市町村で活動している団体を紹介し、共感できる仲間づくりを支援していきます。

(2) 経済的負担の軽減

○誕生祝金支給事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	--------------------	---------	-------

【事業内容】

次世代を担うこどもの誕生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長を応援することを目的に誕生祝金を支給しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：新規事業

令和5年度から支給額を一律10万円に増額しており、今後も継続して実施していきます。

再 掲

○保育料の完全無償化事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載） 子どもの貧困対策推進計画（新規掲載）	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---	---------	-------

【事業内容】

国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料について、すべての子育て世帯を町が応援し、経済的負担の軽減を図る観点から、所得制限を設けず、第一子から保育料を町が補助するものです。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○					○				

【今後の方向性】：新規事業（令和6年度から）

今後も継続して実施していきます。

○すこやか子育て支援事業（保育料助成）

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	--------------	---------	-------

【事業内容】

一定の所得制限の下で、第一子から保育料を助成するものです。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して実施していきます。

○福祉医療費支給事業（マル福）

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	--------------	---------	-------

【事業内容】

乳幼児及び小・中学生、高校生を対象に医療費の助成を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○					

【今後の方向性】：これまで通り継続

令和3年度より高校生を対象に加えており、今後も継続して実施していきます。

○育英資金貸付事業（対象：高校生・大学生・大学院生等）

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	--------------	---------	-------

【事業内容】

令和6年度から貸付対象を大学生・大学院生まで拡大しています。

進学のために貸与生が町外に転出していても、保護者等が町内に住所を有していれば貸付対象となります。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
					○	○	○			

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

令和6年度より対象者、貸与上限額の拡大、随時申込受付等を行うなど、利便性の向上を図っています。今後も利用しやすい事業となるように努め、支援の拡大を図ります。

○生活福祉資金貸付事業（社会福祉協議会）

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課/関係課	健康福祉課/社会福祉協議会
----------	--------------	---------	---------------

【事業内容】

低所得者、障害者及び高齢者に対し資金の貸付と必要な相談支援を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通り継続

引き続き必要な住民サービスの提供に努めます。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

1) 快適な生活環境の整備

○歩道のバリアフリー化

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	建設課
----------	---------------	---------	-----

【事業内容】

道路維持管理の関係機関と連携して歩道のバリアフリー化を推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して計画的に取り組んでいきます。

○除排雪システムの確立

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	建設課
----------	---------------	---------	-----

【事業内容】

きめ細かい除排雪システムの確立に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して計画的に取り組んでいきます。

○道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	建設課/総務課
----------	---------------	---------	---------

【事業内容】

道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化を推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して計画的に取り組んでいきます。

○公共施設等における子育て支援トイレの整備

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	総務課
----------	---------------	---------	-----

【事業内容】

公共施設等における子育て支援トイレの整備を推進します。状況に応じて順次整備を進めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

役場庁舎については、幼児用便座が使用できるようになりました。

今後も施設の改修や更新時に、バリアフリー対応のトイレを整備していきます。

2) 安全な生活の確保

○公園等の安全管理の徹底

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

毎年児童公園等遊具施設の点検を行い、遊具所管課と協議の上、必要に応じて修繕や撤去などを実施するなど、児童公園等遊具施設の安全管理の徹底に努めます。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も設置町内との協議の上で、修繕・撤去を実施していきます。

○公園等遊具・体育器具の安全管理の徹底

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課/建設課/農林振興課 学校教育課/生涯学習課
----------	---------------	---------	--------------------------------

【事業内容】

公園等遊具・体育器具の安全管理の徹底に努めます。

今後も維持管理を実施しながら、大規模な修繕が必要であれば安全確保のために実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して計画的に取り組んでいきます。

○通学路の安全確保

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

通学路の点検を実施し、安全の確保に努めます。
ボランティアに協力していただき、通学路などの安全確保に尽力していただいています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○					○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

危険箇所については、関係部署と連携して事故の未然防止に努めます。

○防犯協会等関係機関との連携

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

防犯協会等関係機関との情報交換を推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○	○	○	○	○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

防犯用品や防犯の冊子などの配布時に情報交換を行っていきます。

○防犯教室等の実施

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

防犯教室等を五城目警察署との協力体制により実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○	○			○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

こども園や学校から依頼があった際には警察署で対応してもらっています。今後も同様の対応で継続していきます。

○防犯意識の啓発

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

関係団体と定期的な事業を実施して、防犯意識の啓発、啓蒙を推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○	○	○	○	○	○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も防犯用品や防犯の冊子などを配布し、引き続き啓発に努めていきます。

3) 交通安全対策の推進

○交通安全教育の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

交通安全教室等を五城目警察署との協力体制により実施し、事故の未然防止や交通教育の普及に努めています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○	○	○	○		○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も継続して事故防止に努めていきます。

○交通安全システムの構築

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

生活に密着した交通安全システムの構築を推進します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○	○	○	○	○	○	○	○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も警察署と連携して取り組んでいきます。

○交通安全施設の整備

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

交通安全施設の整備を推進します。

また、カーブミラーの設置や安全協会との連携、事故防止を未然に防ぐために地域との連携を図っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も危険箇所には新規に交通安全設備を設置していきます。

○交通安全街頭指導

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

交通安全街頭指導を実施します。

ボランティアに協力していただき、通学路などの安全確保に尽力していただいています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○			○			○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会と連携を図りながら継続して実施していきます。

○通学路への安全啓発看板の設置

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	学校教育課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

通学路への安全啓発看板を設置しています。危険箇所などに設置して啓発を行っています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○			○			○	

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も小学校とPTAが連携し、危険箇所などに看板を設置し啓発を行っています。

○チャイルドシート普及啓発活動

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

警察や地域において、チャイルドシート普及啓発活動を実施しています。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

今後も交通安全キャンペーン等で必要性について普及啓発を図ります。

○チャイルドシート購入費補助金交付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課/関係課	健康福祉課
----------	---------------	---------	-------

【事業内容】

チャイルドシート購入費補助金交付事業を実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通り継続

インターネット購入者の増加に伴い、申請時に領収書等の必要書類が揃っていないケースが見受けられるため、スムーズな手続きができるよう早めの周知に努めていきます。また、チャイルドシートのみならず、ジュニアシートも補助対象としていることを周知していきます。

4) 防災対策の推進

○防災教育の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------------	---------	-------

【事業内容】

こどもを対象とした防災教育を行います。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○					○	

【今後の方向性】：新規事業

令和6年度にはすずむしクラブ、みんなの学校において防災教育を実施しました。

今後も自主防災組育成リーダーや自主防災組織等と連携した出前講座等を実施し、「自分の身は自分で守る」という自助の重要性を普及します。

○防災訓練の実施

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画（新規掲載）	担当課/関係課	住民生活課
----------	---------------------	---------	-------

【事業内容】

こども園、学校における定期的な防災訓練を実施します。

【事業の利用者・対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○					○	

【今後の方向性】：新規事業

令和6年度には五城目第一中学校有志生徒が町総合防災訓練に参加、また、もりやまこども園大川分園（浸水想定区域内）の避難訓練に住民生活課・健康福祉課職員が参加、災害時における避難行動について確認を行うなどの訓練を行いました。

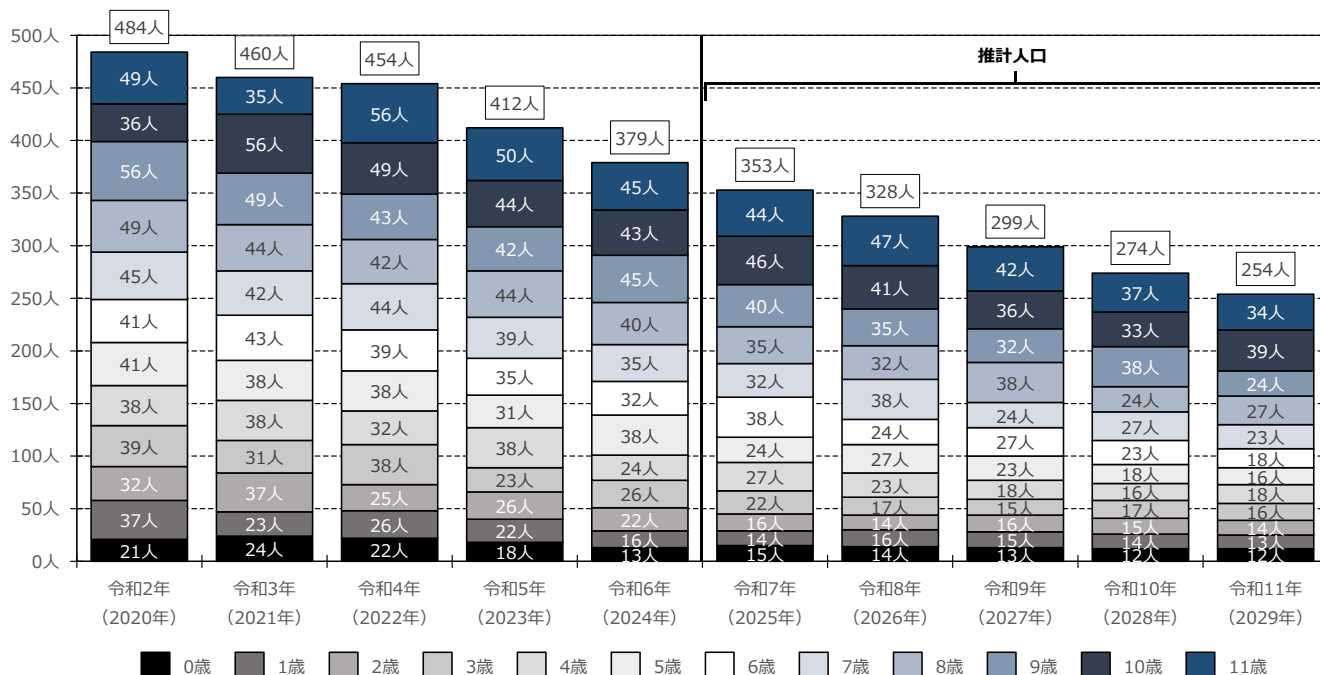
今後も自主防災組織育成リーダーや自主防災組織等と連携した防災訓練等を実施し、「自分の身は自分で守る」という自助の重要性を普及します。

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. こども（0～11歳）人口の推計

子ども・子育て支援事業計画の対象となるこども（0～11歳）人口について、令和6年4月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去5年間の人口データ等を用いてコーホート変化率により計画期間の推計を行いました。

	実績人口					推計人口				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	21人	24人	22人	18人	13人	15人	14人	13人	12人	12人
1歳	37人	23人	26人	22人	16人	14人	16人	15人	14人	13人
2歳	32人	37人	25人	26人	22人	16人	14人	16人	15人	14人
3歳	39人	31人	38人	23人	26人	22人	17人	15人	17人	16人
4歳	38人	38人	32人	38人	24人	27人	23人	18人	16人	18人
5歳	41人	38人	38人	31人	38人	24人	27人	23人	18人	16人
0～5歳 計	208人	191人	181人	158人	139人	118人	111人	100人	92人	89人
6歳	41人	43人	39人	35人	32人	38人	24人	27人	23人	18人
7歳	45人	42人	44人	39人	35人	32人	38人	24人	27人	23人
8歳	49人	44人	42人	44人	40人	35人	32人	38人	24人	27人
9歳	56人	49人	43人	42人	45人	40人	35人	32人	38人	24人
10歳	36人	56人	49人	44人	43人	46人	41人	36人	33人	39人
11歳	49人	35人	56人	50人	45人	44人	47人	42人	37人	34人
6～11歳 計	276人	269人	273人	254人	240人	235人	217人	199人	182人	165人
0～11歳 総計	484人	460人	454人	412人	379人	353人	328人	299人	274人	254人



資料：令和2～6年は、住民基本台帳（各年4月1日）
令和7～11年は、コーホート変化率法による推計（各年4月1日）

こども（0～11歳）人口は減少傾向にあり、推計においても減少傾向が続くものと試算されています。そのため令和6年の379人から令和11年には254人と125人の減少となっており、令和6年の7割弱程度の水準になるものと予測されています。

0～5歳では、令和6年の139人から令和11年には89人と推計され、50人の減少が予測されています。また、6～11歳においても令和6年の240人から令和11年には165人と、75の減少が予測されています。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

3. 教育・保育の区分の設定について

教育・保育とは、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用を指し、以下の区分で設定します。

認定区分	対象者		利用できる施設等
1号認定	満3歳以上のこども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

幼稚園 : 3歳から就学前のこどもに対し、幼児教育を行う施設

認定こども園 : 幼稚園と認可保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

認可保育所 : 0歳～就学前のこどもに対し、保育を行う施設

地域型保育事業 : 市町村が認可する以下の4つの事業

- ① 小規模保育事業 : 定員6～19人で行う保育事業
- ② 事業所内保育事業 : 企業等が、主に従業員用に運営する保育施設
- ③ 家庭的保育事業 : 保育者の家庭等でこどもを保育するサービス
- ④ 居宅訪問型保育事業 : ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービス

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

認定こども園は、0歳から小学校就学前までのこどもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設です。保護者の就労の変化によらずこどもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点であることから、就学前のこどもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための教育・保育を提供する施設となっています。

教育・保育の一体的提供の推進を図るため、認定こども園の周知・普及を図るとともに、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、小学校等との連携にも取り組んでいきます。

また、幼稚園教諭や保育士の人材の確保・育成に向けて、幼保併有資格の取得促進、幼稚園教諭と保育士の合同研修、保育士の処遇改善、職員の資質の向上などの取組についても検討していきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されています。

本町では、保育の必要性がある1号認定児童の預かり保育料を施設の法定代理受領として実施しています。このほか、届出保育施設等や施設型給付を受けない幼稚園の保育料等についても対象児童がいる場合は対応します。

6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 教育と保育の量の見込み

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	教育		9人	8人	7人	6人	6人
2号	教育		—	—	—	—	—
	保育		60人	55人	42人	34人	34人
3号	0歳	保育	11人	10人	9人	9人	9人
	1歳	保育	11人	12人	12人	11人	10人
	2歳	保育	13人	11人	12人	12人	11人

(2) 教育利用に対する確保策

① 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	9人	8人	7人	6人	6人
確保策	9人	9人	9人	9人	9人

(3) 保育利用に対する確保策

① 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	60人	55人	42人	34人	34人
確保策	63人	55人	42人	34人	34人

② 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	11人	10人	9人	9人	9人
確保策	11人	10人	9人	9人	9人

③ 3号認定（1歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	11人	12人	12人	11人	10人
確保策	12人	12人	12人	12人	12人

④ 3号認定（2歳）・保育利用に対する確保策

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	13人	11人	12人	12人	11人
確保策	15人	12人	12人	12人	12人

7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○時間外保育事業（延長保育事業）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	20人日	19人日	17人日	16人日	15人日
確保策	利用量	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	小学1年生	30人	19人	21人	18人	14人
	小学2年生	21人	25人	16人	18人	15人
	小学3年生	21人	19人	23人	14人	16人
	小学4年生	20人	19人	18人	20人	13人
	小学5年生	15人	14人	12人	11人	13人
	小学6年生	15人	16人	14人	12人	11人
確保策	小学1年生	30人	30人	30人	30人	30人
	小学2年生	30人	30人	30人	30人	30人
	小学3年生	30人	30人	30人	30人	30人
	小学4年生	20人	20人	20人	20人	20人
	小学5年生	20人	20人	20人	20人	20人
	小学6年生	20人	20人	20人	20人	20人

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年（小学1～3年生）	見込量	72人	63人	60人	50人	45人
	確保策	90人	90人	90人	90人	90人
高学年（小学4～6年生）	見込量	50人	49人	44人	43人	37人
	確保策	60人	60人	60人	60人	60人
全体（小学1～6年生）	見込量	122人	112人	104人	93人	82人
	確保策	150人	150人	150人	150人	150人

○地域子育て支援拠点事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	276人日	270人日	270人日	252人日	239人日
確保策	利用量	300人日	300人日	250人日	250人日	250人日

○一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かりや2号認定による定期的な利用以外)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	31人日	30人日	27人日	24人日	24人日
確保策	利用量	31人日	30人日	30人日	30人日	30人日

○病児・病後児保育事業

医療機関等との連携が必要となるため、現在、近隣の医療機関との協議を進めています。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院や保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院や保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(3) 体調不良児型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

○妊婦健康診査

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	22人回	21人回	19人回	18人回	18人回
確保策	利用量	25人回	25人回	25人回	25人回	25人回

○乳児家庭全戸訪問事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	訪問人数	13 人	12 人	12 人	11 人	11 人
確保策	訪問人数	15 人	15 人	14 人	14 人	14 人

○養育支援訪問事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	訪問人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保策	訪問人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

○子育て世帯訪問支援事業

委託できる業者の有無等について近隣町村も含めて確認し、実施可能かについて検討していきます。

○児童育成支援拠点事業

今現在委託できる業者や場所の選定が困難となっています。引き続き、実施可能かについて検討していきます。

○親子関係形成支援事業

今後関係機関と連携し、研修や教室の実施に向けて検討を進めていきます。

○妊婦等包括相談支援事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
妊娠届出数	見込量	16 人	15 人	14 人	13 人	13 人
	確保策	17 人	17 人	16 人	16 人	16 人
面談合計回数	見込量	40 回	38 回	35 回	33 回	33 回
	確保策	40 回	39 回	38 回	37 回	36 回

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳（利用者数）	見込量	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	確保策	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
1 歳（利用者数）	見込量	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	確保策	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
2 歳（利用者数）	見込量	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	確保策	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
利用者数 計	見込量	0 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	確保策	0 人	5 人	5 人	5 人	5 人

○産後ケア事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
産婦数	見込量	33 人	31 人	30 人	28 人	27 人
	確保策	33 人	33 人	32 人	32 人	32 人
延べ利用者数	見込量	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	確保策	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日

第6章 計画の推進体制

1. 地域社会全体の協働による推進

こどもと若者を社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、協働で対策を推進する必要があります。このことを踏まえ、今後の取組の指針となるよう、それぞれの役割を次のとおり提案し、計画を円滑に推進していきます。

◇家庭の役割

- ・ こどもに基本的な生活習慣を身につけさせる。
 - ・ こどもに家庭や社会のルールを教える。
 - ・ こどもの人権を尊重する。
 - ・ こどもに家庭をつくることの意義について認識を深めさせる。
 - ・ 家庭生活における男女共同参画に取り組む。
- etc.

◇地域の役割

- ・ こどもや若者の育ちを地域全体で見守る。
 - ・ こどもや若者が気軽に地域の行事に参加できる機会を設ける。
 - ・ 地域の人々とのつながりを持ちながら関わりを深める。
- etc.

◇企業の役割

- ・ 子育て中の労働者が男性、女性問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。
 - ・ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備に努める。
 - ・ 子育て支援に関する施策や地域活動等に理解を持ち、協力を努める。
 - ・ 社員一人ひとりのライフスタイルやキャリア形成に即した多様な働き方が可能となるように努める。
- etc.

◇行政の役割

- ・ 各関係機関、家庭、地域、企業等との連携を強化しながらこの計画を推進する。
 - ・ 子育て支援、若者支援に関する施策を積極的に推進する。
 - ・ 地域における独自の子育て支援の取組を積極的に支援する。
- etc.

2. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗管理の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育てや若者支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

さらに若者の就労環境や労働環境の改善や地域活動への参加促進、余暇活動の促進や居場所づくりなどについても、事業者を始め、幅広い関係機関との連携が必要です。

本町はこれらの関係機関等に声がけや情報提供、各種事業への協力依頼など積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3. 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、町広報紙やホームページを活用するとともに、町民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

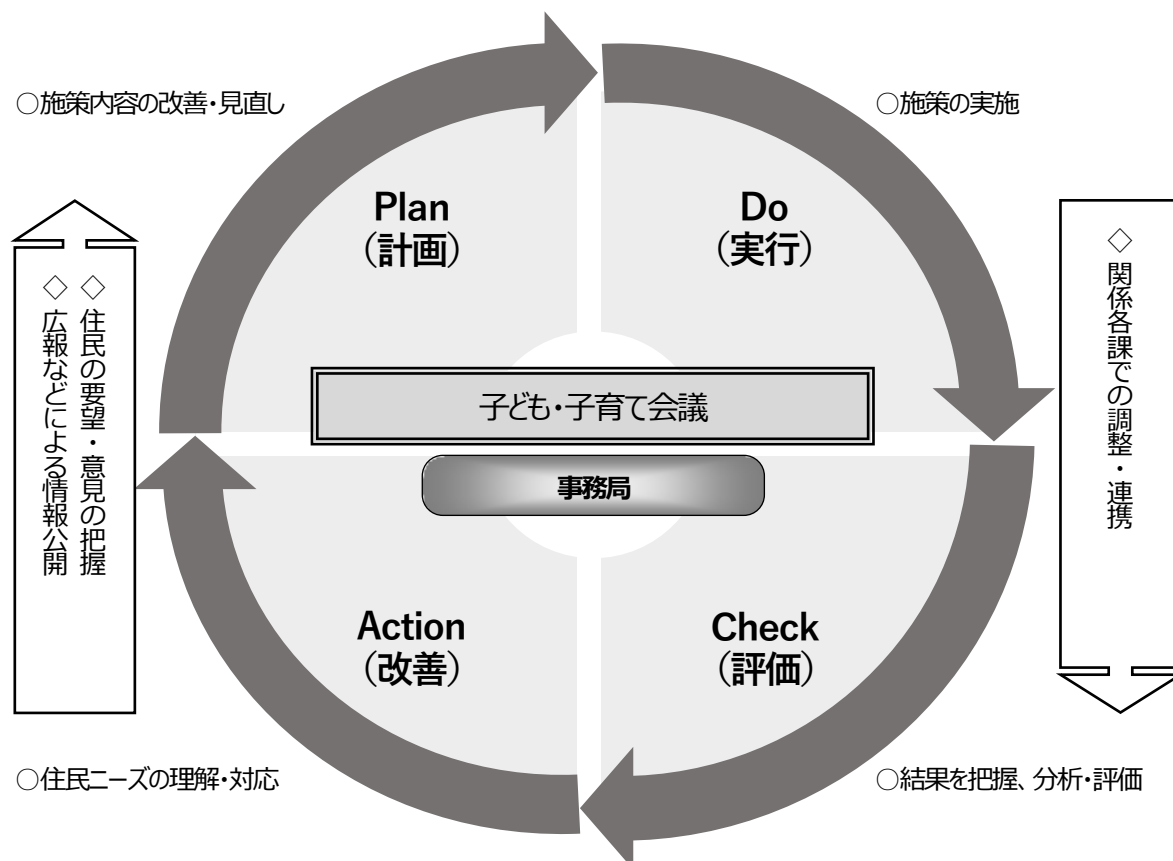
また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

4. 計画の進捗状況の管理・評価

各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（P D C A サイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

また、子ども・子育て会議に計画の実施状況を報告し、今後の対策等に関する意見をいただきます。

また、必要に応じて事業の見直しを図り、事業計画の推進を図ります。



資料編

1. 五城目町子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日
五城目町条例第26号

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、五城目町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議の最初の会議は、第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年五城目町条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和6年9月20日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 五城目町子ども・子育て会議委員等

■五城目町子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年度～)

	氏 名	所属等	区 分
会 長	石井 正	五城目町社会教育委員会委員長 (五城目町人権擁護委員・常務委員)	第3条(4) 学識経験者
副会長	渡部 真理子	もりやまこども園園長	第3条(3) 保育関係者
委 員	杉本 ひとみ	もりやまこども園保護者会会長	第3条(1) 子どもの保護者
委 員	小玉 由貴子	もりやまこども園大川分園保護者会会長	第3条(1) 子どもの保護者
委 員	小玉 武	五城目小学校PTA会長	第3条(1) 子どもの保護者
委 員	近江 善之	五城目第一中学校PTA会長	第3条(1) 子どもの保護者
委 員	島崎 徳之	五城目小学校校長	第3条(2) 教育関係者
委 員	志田 裕子	五城目第一中学校校長 (五城目町育英資金貸付審査委員)	第3条(2) 教育関係者
委 員	石井 浩嗣	秋田県立五城目高等学校校長	第3条(2) 教育関係者
委 員	八柳 恵子	もりやまこども園大川分園園長	第3条(3) 保育関係者
委 員	浅野 れい子	五城目町民生児童委員協議会会長	第3条(4) 学識経験者
委 員	宮城 優子	五城目町民生児童委員協議会 児童福祉部会部会長	第3条(4) 学識経験者
委 員	佐藤 富貴子	わらしべ塾運営委員会委員長 (五城目町人権擁護委員)	第3条(4) 学識経験者
委 員	木村 庵	潟上湖東地区保護司会五城目ブロック	第3条(4) 学識経験者
委 員	佐藤 満	五城目町社会福祉協議会会長	第3条(5) 関係行政機関の職員

■五城目町こども計画ワークショップ「ごじょうめしゃべり場」ファシリテーター名簿

氏 名	所属等
猿田 興子	聖園学園短期大学准教授
高橋 今日子	東京大学大学院新領域創成科学研究科特別研究員

3. その他

■こどものワークショップ”参加者募集チラシ

GOJOMEこどもNEWS. GOJOMEこどもNEWS. GOJOMEこどもNEWS.

ごじょうめまちの“いま”と“これから”

ごじょうめしゃべり場

**小学生・中学生・高校生のみなさん
意見を聴かせてください!**

令和6年10月8日(火)
五城目町健康福祉課
Tel.018-852-5128

☆☆◆テーマ◆☆☆

『自分たちが五城目町に住んできて、「しあわせ」や「うれしい」と感じたこと』
～“いま”と“これから”のごじょうめまちを考えよう!～

いただいたご意見等は、今年度策定する『五城目町こども計画(仮称)』に反映します。



こどもの ワークショップ 11月4日 (月・祝)	時 間 13時～15時 受付開始 12時半	対 象 小学 5 年生から 高校 3 年生まで
--	--	--

会 場：学童保育すずむしクラブ・フレイルーム

グループになっておしゃべりするよ!
ごじょうめまちの“いま”や“これから”
について考えてみよう。

将来



申込はこちらです↓
★参加には保護者の同意が必要です。
【申込締切】10月21日まで

CHANCE



★こどもたちが発言しやすい環境を整えるため、保護者や一般の方の同席はご遠慮ください。

★当日撮影する写真や映像等は、町広報やホームページ等で使用させていただくことがあります。

■子育て世代のワークショップ”参加者募集チラシ

GOJOMEこどもNEWS. GOJOMEこどもNEWS. GOJOMEこどもNEWS.

ごじょうめまちの“いま”と“これから”

ごじょうめしゃべり場

令和6年10月8日(火)
五城目町健康福祉課
Tel.018-852-5128

参加者募集します！

☆☆◆テーマ◆☆☆
『自分たちが五城目町に住んできて、「しあわせ」や「うれしい」と感じたこと』
～“いま”と“これから”のごじょうめまちを考えよう！～

いただいたご意見等は、今年度策定する『五城目町こども計画(仮称)』に反映します。

子育て世代の
ワークショップ
11月10日
(日)

時 間
13時～15時
受付開始**12時半**

対 象
高校生までの
お子さんがいる
保護者

会 場：学童保育すずむしクラブ・フレイルーム

グループになって意見を出し合おう！
ごじょうめまちの“いま”や“これから”
について考えてみよう。

将来

申込はこちらです↓
【申込締切】10月21日まで

CHANCE

★同施設内に託児スペースがあります。

★当日撮影する写真や映像等は、町広報やホームページ等で使用させていただく
ことがあります。

五城目町こども計画
－令和7年度～令和11年度－
令和7年3月

編集・発行	五城目町 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 T E L : 018-852-5100（代表）
-------	---



こどもまんなか